

Apple ソフトウェアまたは Apple サービスをダウンロードまたは使用する前に、以下の Apple Developer Program 使用許諾契約 (Apple デベロッパプログラム使用許諾契約) の各条項をよくお読みください。これらの各条項は、デベロッパと Apple との間の法的な契約を構成します。

Apple Developer Program使用許諾契約 (Appleデベロッパプログラム使用許諾契約)

目的

デベロッパは、Apple ブランド製品用の 1 つまたは複数のアプリケーション (以下に定義します) を開発する目的で、Apple ソフトウェア (以下に定義します) を使用することを希望しています。Apple は、本契約に記載された条件に基づき、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストを行うために本プログラムに基づきデベロッパに提供される Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを使用するための限定的ライセンスをデベロッパに付与する意志があります。

本契約に基づき開発した iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、および watchOS 向けアプリケーションは、(1) App Store を通じた配布 (Apple により選ばれた場合)、(2) 登録済みデバイス (以下に定義します) での限定的な使用のための配布、(3) TestFlight でのベータ版テストのための配布が可能です。iOS、iPadOS、macOS、および tvOS 向けに開発したアプリケーションは、カスタムアプリとして配布することも可能です (Apple により選ばれた場合)。さらに、macOS 向けに開発したアプリケーションは、本契約に記載されているように別個で配布することもできます。

Apple の「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合するアプリケーションは、Apple が、App Store もしくはカスタムアプリの配信経路での配布、または TestFlight 経路でのベータテストの目的で審査できるように、これを提出することができます。デベロッパによって提出され Apple によって選定された場合、デベロッパのアプリケーションは、Apple によって電子的に署名され、該当する場合は配布されます。App Store またはカスタムアプリの配信経路での無償のアプリケーション (無償コンテンツを配布するために In-App Purchase API を使用するアプリケーションを含みます) の配布は、本契約の別紙 1 に記載された配布条件に従うものとします。デベロッパが有料のアプリケーションを配布したい場合、または有料コンテンツを配布するために In-App Purchase API を使用したい場合は、Apple と別途契約 (別紙 2) を締結しなければならないものとします。デベロッパがカスタムアプリの配信経路で支払い済みのアプリケーションを配布したい場合、デベロッパは、Apple との間で、別途契約 (別紙 3) を締結するものとします。また、デベロッパは、本契約に基づき iOS または watchOS で使用するためにパス (以下に定義します) を作成し、ウォレットで使用するためのパスを配布することができます。

1. 本契約の受諾、定義

1.1 受諾

Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを使用するには、デベロッパは、本契約に同意する必要があります。本契約に同意しない、または同意できない場合には、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスを使用することはできません。その場合は、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスをダウンロードまたは使用しないでください。デベロッパは、以下のいずれかを行うことで、デベロッパ自身のため、および／またはデベロッパ企業、組織、教育機関、もしくは連邦

政府の省庁、機関もしくは部局から授権された法定代理人として当該団体のために、本契約の条項を受諾し同意したことになります。

(a) 本契約の末尾に記載されたボックスにチェックマークを付けること(デベロッパが本契約を Apple のウェブサイト上で読んでいる場合)

(b) 「同意する」またはそれに類するボタンをクリックすること (Apple がこの選択肢を提供している場合)

1.2 定義

本契約において先頭が大文字で表記されている用語(英語の場合)は、常に以下の定義が適用されます。

「**Ad Network API**」とは、暗号化された署名と Apple への登録処理の組み合わせを使用して、サポートされている Apple ブランド製品で広告活動がコンバージョンに結び付いたことを検証するための方法を提供する Documented API のことをいいます。

「**Ad Support API**」とは、広告識別子およびトラッキング設定を提供する Documented API のことをいいます。

「**アダプタ**」とは、「Foundation Models Framework Acceptable Use Requirements」で許可されている目的のために、Foundation Models Framework によりアクセスされるモデルを微調整するモデルアダプタのことをいいます。

「**広告識別子**」とは、特定の Apple ブランドデバイスと関連付けられ、かつ Apple が書面で明示的に別段の許可をしない限り、広告目的にのみ使用される Ad Support API を通じて提供する、個人を特定しない一意の非永続的な識別子のことをいいます。

「**本契約**」とは、本 Apple Developer Program 使用許諾契約のことをいい、ここで参照することにより組み込まれる付属書、別紙1、およびその他の添付書類も含まれます。疑義を避けるために明記すると、本契約は、iOS Developer Program License Agreement (あらゆる付属書、別紙1およびそれらのあらゆる添付書類を含みます)、Safari Extensions Digital Signing Agreement、Safari Extensions Gallery Submission Agreement、ならびに Mac Developer Program License Agreement に優先するものとします。

「**App Intent**」とは、デベロッパのアプリケーションが、App Intent ドメインやその他の関連機能にアクセスすること、ならびにアプリのインテント、アプリのショートカット、アプリのエンティティ、ドネートされた情報およびその他の関連する実装を公開することを可能にする Documented API のことをいいます。

「**App Store**」とは、Apple、Apple 子会社、またはその他の Apple の関連会社がブランド化、所有および／または管理し、それらを経由してライセンスアプリケーションが取得できる、電子ストアおよびそのストアフロントのことをいいます。App Store は、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、および watchOS 向けにそれぞれ存在します。

「**App Store Connect**」とは、アプリケーションのための、Apple が所有するオンラインコンテンツ管理ツールのことをいいます。

「**Apple**」とは、One Apple Park Way, Cupertino, California 95014, U.S.A.に主たる事務所を有するカリフォルニア州法人である Apple Inc.のことをいいます。

「**Apple 証明書**」または「**証明書**」とは、本プログラムに基づいて Apple がデベロッパに提供する、Apple 発行のデジタル証明書のことをいいます。

「**Apple Maps Server API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、ウェブアプリケーションに、サーバ間のマッピング機能または機能性を追加できるようにする Documented API のことをいいます。

「**Apple マップサービス**」とは、MapKit API および／または Apple Maps Server API 経由で Apple が提供するマッピングプラットフォームおよびマップデータのことをいいます。これは、マッピングプラットフォームで使用または表示される、Apple が提供するマップデータ、および／または MapKit JS 経由で Apple が提供する、マッピングプラットフォームおよびマップデータ、およびマップコンテンツを取得するための関連ツール（例えば MapSnapshotter）を指します。Apple マップサービスは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションに関してのみ使用することを目的としたものです。

「**Apple Music Feed API**」とは、Apple Music のアルバム、曲、アーティストのメタデータを含むデータフィードのことをいいます。

「**Apple Music フィードコンテンツ**」とは、Apple が提供し、Apple Music Feed API を通じてレンダリングされたアルバムアートワーク、曲、ミュージックビデオのプレビューのことをいいます。

「**Apple Pay API**」とは、エンドユーザーが、アプリケーションもしくは対象製品により、またはこれらを通じて行う支払い手続きに使用するために、サポート対象の Apple ブランド製品上に保存した支払い情報を当該アプリケーションまたは対象製品に送信することを可能にする Documented API のことをいいます。これには、ドキュメントに記載されているその他の支払い関連機能が含まれます。

「**Apple Pay ペイロード**」とは、支払い手続きの一環として、Apple ソフトウェアおよび Apple Pay API を通じて提供されるカスタマーデータパッケージ（例えば、氏名、E メール、請求先住所、送付先住所、およびデバイスアカウント番号）のことをいいます。

「**Apple Push Notification Service**」または「**APN**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、もしくはMDMプロトコル経由でプッシュ通知を送信できるようにするために、または本契約で別途許容された利用のために、Apple がデベロッパに対して提供できる Apple プッシュ通知サービスのことをいいます。

「**APN API**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対してプッシュ通知を送信するために、または本契約において別途許容された利用のために、APN を使用できるようにする Documented API のことをいいます。

「**Apple サービス**」または「**サービス**」とは、デベロッパが取扱製品または対象製品と共に使用するため、もしくはデベロッパが開発で使用するため、Apple が提供できる、または Apple ソフトウェアを通じてもしくは本プログラム

の一部として Apple が利用可能にすることができる、デベロッパサービスのことをいいます。これには、本プログラムに基づき Apple がデベロッパに提供できる、それらのあらゆるアップデート(存在する場合)も含まれます。

「**Apple ソフトウェア**」とは、Apple SDK、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／または macOS、プロビジョニングプロファイル、FPS SDK、FPS 導入パッケージ、および本プログラムに基づき Apple がデベロッパに提供するその他のあらゆるソフトウェアのことをいいます。これには、本プログラムに基づき Apple がデベロッパに提供できる、それらのあらゆるアップデート(存在する場合)も含まれます。

「**Apple SDK**」とは、本契約に基づき提供される Apple 専有ソフトウェア開発キット (SDK) のことをいい、iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、または Mac SDK の一部としてラベル付けされ、それぞれ iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／または macOS を実行する Apple ブランド製品を対象とする目的で Xcode デベロッパツールパッケージおよび Swift Playgrounds に含まれているヘッダーファイル、API、ライブラリ、シミュレータ、ならびにソフトウェア (ソースコードおよびオブジェクトコード) を含みますが、これらに限定されません。

「**Apple 子会社**」とは、発行済み株式または証券 (取締役またはその他の管理機関の選挙の投票権を表す) の少なくとも 50% を、直接的または間接的に Apple に保有または支配されており、App Store、カスタムアプリの配信、TestFlight の運営に関わっている、またはそれらと提携しており、本契約において言及されている (例: 付属書 4) 会社のことをいいます。

「**Apple 天候データ**」とは、WeatherKit API を通じて提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいい、天候アラート、一般的な天気予報、およびその他の天候データを含みますが、これらに限定されません。

「**適用される欧州の法律**」とは、いずれかの当事者に適用される可能性がある場合に、欧州関係に関連する、または関連すると申し立てられる EU 法または EU 加盟国の法律 (いずれの場合も、改正、拡張、または再制定を含み、随時策定されるすべての実施法令を含む) のことをいいます。これには、規則および条約が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

「**アプリケーション**」とは、デベロッパ自身の商標またはブランドで配布するために、かつ該当する iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、または watchOS を実行する Apple ブランド製品で特に使用するために、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従い、デベロッパが開発した 1 つ以上のソフトウェアプログラム (1 つのソフトウェアバンドルに同梱される拡張機能、メディアおよびライブラリを含みます) のことをいい、そのソフトウェアプログラムのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリースおよび新バージョンを含むものとします。

「**認定デベロッパ**」とは、デベロッパの従業員および外部契約者、デベロッパの組織のメンバー、またはデベロッパが教育機関である場合にはデベロッパの教職員および認定学生デベロッパで、(a) 各々 Apple における有効な Apple デベロッパアカウントを有し、(b) 取扱製品または対象製品の開発およびテスト目的で、Apple ソフトウェアの情報または使用を明らかに必要としていると認められ、かつ、(c) 当該個人が Apple 秘密情報に接する機会を有する限りにおいて、各々 Apple 秘密情報の不正使用および開示を防ぐため法的拘束力のある書面による合意をデベロッパと締結している者のことをいいます。

「**認定学生デベロッパ**」とは、デベロッパが大学である場合にはデベロッパの学生で、認定デベロッパとなる要件も満たしている者のことをいいます。

「**認定テストユニット**」とは、本プログラムに基づきデベロッパが所有または管理し、デベロッパがデベロッパ自身のテストおよび開発を行う目的で指定する Apple ブランドのハードウェアユニットをいい、ならびにデベロッパが許可する場合に、当該ユニットをデベロッパのためのテストおよび開発を行う目的で使用し、本契約で許可される限りにおいて、デベロッパの認定デベロッパが所有または管理する Apple ブランドのハードウェアユニットのことをいいます。または、デベロッパが大学である場合には、本契約で許可される限りにおいて、デベロッパが教育目的で指定し、デベロッパまたはデベロッパの認定学生デベロッパが所有または管理する Apple ブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「**Background Assets フレームワーク**」とは、ユーザーによるアプリケーションの初回起動前に、および初回起動後のほかのタイミングにおいて、バックグラウンドでダウンロード処理を実行する機能をアプリケーションに提供する Documented API のことをいいます。

「**ベータ版テスター**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版をテストするために TestFlight にサインアップするよう勧誘し、かつ TestFlight アプリケーションの利用規約に同意したエンドユーザーのことをいいます。

「**ClassKit API**」とは、学校が管理する環境において、デベロッパが学生進捗データを送信することを可能にする Documented API のことをいいます。

「**CloudKit API**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブソフトウェア、および／またはデベロッパのエンドユーザー（デベロッパが当該エンドユーザーを許可した場合）による、iCloud のパブリックまたはプライベートコンテナからの構造化データの読み取り、書き込み、クエリ、および／または取得を可能にする Documented API のことをいいます。

「**構成プロファイル**」とは、Apple Configuratorもしくはその他の類似の Apple 製のソフトウェアツール、電子メール、ウェブページ、もしくはワイヤレスでの導入を通じて、またはモバイルデバイス管理 (MDM) により、互換性のある Apple 製品への設定情報（例：VPN または Wi-Fi 設定）およびデバイス機能の制限情報（例：カメラの無効化）をデベロッパが配布できる XML ファイルのことをいいます。

「**対象製品**」とは、デベロッパのウェブサイト、ウェブアプリケーション、またはデベロッパのソフトウェアアプリケーションのその他のバージョンのことをいいます。

「**取扱製品**」とは、本契約に基づき開発されたデベロッパのアプリケーション、ライブラリ、パス、Safari Extension、Safari プッシュ通知、および／または FPS 実装のことをいいます。

「**Critical Messaging API**」とは、デベロッパのアプリケーションが、緊急時において SMS 経由でメッセージを送信できるようにする Documented API のことをいいます。

「**カスタムアプリの配信**」とは、Apple Business Manager、Apple School Managerの使用を通じて、またはその他Appleが許可する通り、ユーザーに対し、ライセンスアプリケーションを取得することを可能にするストアまたはストアフロントの機能をいいます。

「**Declared Age Range API**」とは、エンドユーザーまたはエンドユーザーの親もしくは保護者が、デベロッパのアプリケーションへのデータ提供を許可した場合に、デベロッパのアプリケーションが、自身のApple Accountに基づくエンドユーザーの年齢層情報を受信することを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**デフォルトDialer API**」とは、アプリケーションがデフォルトのダイヤルアプリとして設定されている場合に、通信事業者ベースの通話発信を行い、当該アプリケーションで行われた通信事業者ベースの発信の会話履歴にアクセスすることを可能にするDocumented APIのことをいいます。

「**DeviceCheck API**」とは、デベロッパによる2ビットのデバイスに関するデータおよび当該ビットが最後にアップデートされた日付の設定およびクエリを可能にするサーバサイドAPIを含むAPI一式のことをいいます。

「**DeviceCheckデータ**」とは、DeviceCheck APIを通じて保存および返却されたデータののことをいいます。

「**ドキュメント**」とは、Appleソフトウェア、Appleサービス、Apple証明書に関連して、または本プログラムの一部として使用するためにAppleがデベロッパに提供する、技術的またはその他の仕様書または文書のことをいいます。

「**Documented API**」とは、Apple が文書化したアプリケーションプログラミングインターフェイスで、Apple のドキュメントとして発行したもので、Apple ソフトウェアに含まれているもののことをいいます。

「**EnergyKit**」とは、電気に関するガイダンスおよびインサイトをアプリケーションに提供する Documented API のことをいいます。

「**欧州関係**」とは、本契約、Apple ソフトウェア、Apple ハードウェア、またはその他のいずれに起因するかを問わず、以下の (i) および／または (ii) に関連する、Apple および／または Apple Distribution International Ltd.とデベロッパとの関係のことをいいます。(i) EU 加盟国または地域の App Store を通じてエンドユーザーに配布される、または配布されることを意図されている限りにおけるアプリケーション、ライセンスアプリケーション、および／またはカスタムアプリケーション、(ii) EU に所在するエンドユーザーによって iOS または iOS デバイスで使用される、または使用されることを意図されている限りにおける、アプリケーション、ライセンスアプリケーション、および／もしくはカスタムアプリケーション、その他のソフトウェア(取扱製品および／または対象製品を含むがこれらに限定されない)、および／または Apple 以外のブランドのハードウェア。

「**欧州関係に関する申し立て**」とは、契約上の申し立て、適用される欧州の法律に基づく申し立て、暫定的救済の申し立て、および契約に基づかない申し立てを含むがこれらに限定されない、欧州関係に関連する範囲の(およびその範囲に限る)すべての申し立てまたは訴訟のことをいいます。

「**顔データ**」とは、人間の顔に関連する情報(例えば、アップロードされた写真を含む、顔のメッシュデータ、フェイシャルマップデータ、フェイスモデリングデータ、フェイシャルコーディネートまたはフェイシャルランドマークデータ)であり、

ユーザーのデバイスから、および／または Apple ソフトウェアの使用 (例えば、ARKit、Camera API または Photo API の使用) を通じて入手されたもの、またはアプリケーションにより、もしくはアプリケーション経由でユーザーが提供した情報 (例えば、顔分析サービスのためのアップロード) のことをいいます。

「**FOSS**」(無償オープンソースソフトウェア)とは、使用、複製、修正、再配布の条件として、当該ソフトウェアおよび／またはその二次的著作物がソースコードで公開または配布され、二次的著作物を創作する目的でライセンスが付与される、または無償で再配布される条件に従うソフトウェアのことをいい、GNU General Public License または GNU Lesser/Library GPL に基づき配布されるソフトウェアを含みますが、これらに限定されません。

「**Foundation Models Framework Acceptable Use Requirements**」とは、<https://developer.apple.com/apple-intelligence/acceptable-use-requirements-for-the-foundation-models-framework> に記載されている要件のことをいいます。この要件は、適宜更新される場合があります。

「**Foundation Models Framework**」とは、デベロッパが Foundation Models Framework へのアクセス、プロンプトの入力、またはその他の方法での利用を可能にする Documented API のことをいいます。これには、アダプタを介してアクセスされるものも含め、本フレームワークからアクセスされるモデルも含まれます。

「**FPS**」または「**FairPlay Streaming**」とは、FPS SDK に記載の Apple の FairPlay ストリーミングサーバのキー配信メカニズムのことをいいます。

「**FPS開発パッケージ**」とは、Appleがデベロッパに提供する場合の、FPSの商用導入のためのD機能仕様書、D機能リファレンス実装、FPSサンプルコード、およびデベロッパが特にFPS実装で使用するための固有プロダクションキーセットのことをいいます。

「**FPS SDK**」とは、Apple がデベロッパに提供する、FPS 仕様書、FPS サーバリファレンス実装、FPS サンプルコード、および FPS 開発キーのことをいいます。

「**Game Center**」とは、デベロッパのデベロッパアカウントに関連付けられたデベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが使用するために Apple が提供するゲームコミュニティサービスおよび関連する API のことをいいます。

「**HealthKit API**」とは、Apple のヘルスケアアプリケーションにおけるエンドユーザーの健康および／またはフィットネス情報の読み取り、書き込み、クエリ、および／または取得を可能にする Documented API のことをいいます。

「**HomeKit アクセサリプロトコル**」とは、互換性のある Apple ブランド製品との通信を目的として、指定されたホームアクセサリと HomeKit API (例：ライトやロック) との連携を可能にする Apple の独占的所有に帰するプロトコルで、かつ MFi Program の下でライセンスが付与されるもののことをいいます。

「**HomeKit API**」とは、エンドユーザーのホーム構成、または Apple の HomeKit データベースのエンドユーザーが指定したエリアからのホームオートメーション情報の読み取り、書き込み、クエリ、および／または取得を可能にする Documented API のことをいいます。

「**HomeKit データベース**」とは、エンドユーザーのライセンス HomeKit アクセサリおよび関連情報に関する情報を保存および管理するための Apple のリポジトリのことをいいます。

「**iCloud**」または「**iCloud サービス**」とは、リモートオンラインストレージを含む、Apple が提供する iCloud オンラインサービスのことをいいます。

「**iCloud Extended Share Access API**」とは、アプリケーションがエンドユーザーの情報にアクセスし、アクセスリクエストおよびワンタイムリンクを共有することを可能にする Documented API のことをいいます。

「**iCloud ストレージ API**」とは、iCloud の使用を通じて、アプリケーションおよびウェブソフトウェアに対して、ユーザーが作成したドキュメントおよびその他のファイルの保存および／または取得、ならびにキー値データ（例えば、ファイナンスアプリの株式リストや、特定のアプリの設定）の保存または取得を可能にする Documented API のことをいいます。

「**ID Verifier API**」とは、デベロッパおよび／または取引業者が、デベロッパのアプリケーションの使用を通じてエンドユーザーの年齢または ID の情報を確認することを可能にする Documented API のことをいいます。

「**ID 確認データ**」とは、年齢確認または本人確認のプロセスの一環として、Apple ソフトウェアおよび ID Verifier API を通じて提供されるエンドユーザーのデータパッケージのことをいいます。

「**In-App Purchase API**」とは、追加料金の有無を問わず、アプリケーション内で使用するために受け取りまたは利用することができる、追加コンテンツ、機能、またはサービスの提供を可能にする Documented API のことをいいます。

「**仲介者**」とは、(a) アプリケーションまたは対象製品の外部で Apple Pay エンドユーザーの支払い手続きを処理するために当該エンドユーザーの Apple Pay ペイロードを取引業者に提供する者、または (b) 取引業者によるタッチ決済の実行を可能にするためにアプリケーションを開発して利用できるようにする者のことをいいます。

「**iOS**」とは、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストに関して、デベロッパのみが使用するために Apple が提供する iOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**知的財産権**」とは、世界のどの場所であるか、登録されているかどうか、または登録可能かどうかを問わず、著作権、商標、プライバシーとパブリシティに関わる権利、営業秘密、特許、または類似もしくは関連する性質のその他の知的財産権または法的権利（音楽の作曲権または演奏権、ビデオ権、写真または画像の権利、ロゴ権、第三者のデータ権など）のことをいい、すべてのアプリケーションと前述のいずれかを申請する権利を含みます。

「**iPadOS**」とは、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストに関して、デベロッパのみが使用するために Apple が提供する iPadOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびそのあらゆる後継バージョンのことをいいます。

「**iPod アクセサリプロトコル**」または「**iAP**」とは、サポートされている Apple ブランド製品と通信するための Apple の独占的所有に帰するプロトコルで、かつ MFi Program の下でライセンスが付与されるもののことをいいます。

「**iWork API**」とは、エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションまたは対象製品で iWork 文書を PDF 形式に書き出すことを可能にする、「iWork Document Exporting API」と呼ばれる Documented API のことをいいます。

「**Journaling Suggestions API**」とは、ジャーナリングの提案の表示を可能にする Documented API のことをいいます。

「**ライブラリ**」とは、アプリケーションとは切り離してインストールまたは実行することができないコードモジュールのことをいい、Apple ブランド製品と共に使用するためにのみ、「ドキュメントおよびプログラム要件」に従ってデベロッパが開発されたものをいいます。

「**ライセンスアプリケーション**」とは、(a) すべての「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たし、準拠するアプリケーションで、かつ、(b) Apple が配布するために選定してデジタル署名したアプリケーションのことをいいます。これには、In-App Purchase API を使用するアプリケーション内でデベロッパが提供する、あらゆる追加的に許諾される機能、コンテンツ、サービスが含まれます。

「**ライセンスアプリケーション情報**」とは、別紙 1 または適用がある場合には別紙 2 もしくは別紙 3 に従って利用する目的で、デベロッパが Apple に提供するライセンスアプリケーションに関するスクリーンショット、画像、イラスト、プレビュー、アイコン、および／またはその他のテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**ライセンス HomeKit アクセサリ**」とは、HomeKit アクセサリプロトコルをサポートする、MFi Program に基づきライセンスが付与されるハードウェアアクセサリのことをいいます。

「**ローカル通知**」とは、事前に決められた時間に、またはデベロッパのアプリケーションをバックグラウンドで実行しながら別のアプリケーションをフォアグラウンドで実行している際に、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーに提供するメッセージ(コンテンツまたはデータを含みます)のことをいいます。

「**Location Push Service Extension**」とは、本契約に準拠して Core Location API で使用するためのプッシュ通知を通じてオンデマンドの位置情報更新を実現する方法をアプリケーションに提供するソフトウェア拡張機能のことをいいます。

「**macOS**」とは、デベロッパが使用するために Apple が提供する macOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**管理対象 Apple Account**」とは、組織が従業員または学生のために作成し、当該組織の IT 管理者が管理する Apple Account のことをいいます。

「**マップデータ**」とは、画像、地形データ、緯度と経度の座標、輸送データ、見どころおよび交通量データを含む(がこれらに限定されない)、Apple 地図サービス経由で提供されるあらゆるコンテンツ、データ、または情報のことをいいます。

「**MapKit API**」とは、デベロッパがアプリケーションにマッピング機能またはその機能性を追加できるようにした、クライアントサイドの Documented API のことをいいます。

「**MapKit JS**」とは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにマッピング機能または機能性を追加できる JavaScript ライブラリのことをいいます。

「**MDM 互換製品**」とは、MDM プロトコル (Apple がデベロッパに任意で提供することがあります) を使用して、サポートされている Apple ブランド製品の管理を可能にするエンタープライズサーバソフトウェア製品のことをいい、その主な目的はエンタープライズのデバイス管理です。疑義を避けるために明記すると、Apple が書面で明示的に許可している場合を除き、消費者使用または個人使用の製品は MDM 互換製品から除外されます。

「**MDM 顧客**」とは、デベロッパの MDM 互換製品の顧客である企業組織などの営利団体、教育機関、または政府機関のことをいいます。疑義を避けるために明記すると、MDM 顧客は、Apple が書面で明示的に許可した場合を除き、消費者または個人ユーザーを明確に除外するものとします。

「**MDM プロトコル**」とは、Apple が任意で本契約に基づいてデベロッパに提供する独自のプロトコル文書のことをいい、デベロッパが本契約で明示的に許可されているサポート対象の Apple ブランド製品と関わり合い、管理、設定、クエリできるようにします。

「**取引業者**」とは、自身の名前、商標、またはブランドで、(a) Apple Pay 支払い手続きを処理する者、(b) TTP API を使用し、デベロッパのアプリケーションを通じて支払いの受付、取引の実行、および関連サービスへのアクセスを行う者 (例えば、その名がエンドユーザーのクレジットカード利用明細書に表示される者)、または (c) ID Verifier API を使用し、デベロッパのアプリケーションを通じて年齢確認あるいは本人確認を実行する者のことをいいます。

「**MFi アクセサリ**」とは、MFi Program の下でライセンスを付与された技術を使用する Apple ブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行い、またはかかる Apple ブランド製品をコントロールする (例えば、iPod アクセサリプロトコルを通じてサポート対象 Apple ブランド製品をコントロールするなど)、Apple 外のブランドのハードウェアデバイスのことをいいます。

「**MFi ライセンシー**」とは、MFi Program に基づき Apple からライセンスを付与された当事者のことをいいます。

「**MFi Program**」とは、選定された Apple ブランド製品とのインターフェイス接続、通信、もしくは連携を行う手段として、またはかかる Apple ブランド製品をコントロールする手段として、特定の Apple テクノロジーをハードウェアアクセサリもしくはデバイスに組み込むため、またはこれらと共に使用するためのライセンスをデベロッパに提供する、独自の Apple プログラムのことをいいます。

「**モバイルデバイス管理**」(MDM) とは、Apple が提供するデバイス管理機能および関連 API のことをいい、MDM プロトコルおよび Apple 発行のデジタル証明書を使用して、サポートされる Apple ブランド製品のリモート管理および設定を行うことができます。

「**Motion & Fitness API**」とは、エンドユーザーが当該データへのアクセスを無効化しない限り、互換性のある Apple ブランド製品におけるモーションとフィットネスのプライバシー設定によりコントロールされ、かつモーションおよびフィットネスのセンサーデータ（例えば、身体運動、歩数、上った階数）へのアクセスを可能にする Documented API のことをいいます。

「**マルチタスク機能**」とは、ほかのアプリケーションの実行中に、バックグラウンドでの実行を可能にするアプリケーションの機能のことをいいます。

「**MusicKit API**」とは、Apple Music ユーザーが、デベロッパのアプリケーションを通じて、またはドキュメントで Apple が許可したその他の方法で、サブスクリプションにアクセスできるようにする API 一式のことをいいます。

「**MusicKit コンテンツ**」とは、MusicKit API を通じて表示される音楽、ビデオ、および／または画像コンテンツのことをいいます。

「**MusicKit JS**」とは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、ウェブアプリケーションを通じて、Apple Music ユーザーが自身のサブスクリプションにアクセスできるようにする JavaScript ライブラリのことをいいます。

「**Network Extension フレームワーク**」とは、互換性のある Apple ブランド製品の特定のネットワーク機能をカスタマイズ（例えば、Wi-Fi ホットスポット、VPN 機能、コンテンツフィルタリングメカニズムの認証プロセスのカスタマイズなど）する機能をアプリケーションに提供する Documented API のことをいいます。

「**Now Playing API**」とは、アプリケーションで現在再生中のメディアに関する情報およびメタデータを Apple ブランド製品で表示できるようにする Documented API のことをいいます。

「**パス**」とは、本契約に基づきデベロッパが開発する、デベロッパ自身の商標またはブランドで、かつデベロッパのパスタイプ ID により署名された、またはドキュメントに従ってデベロッパが開発した、1 つ以上のデジタルパス（例えば、映画チケット、クーポン、ポイントカード、搭乗券、会員カードなど）のことをいいます。

「**パス情報**」とは、デベロッパが、パス上でまたはパスに関連してデベロッパのエンドユーザーに対して提供する、またはデベロッパのエンドユーザーから受け取るパスに関するテキスト、記述、表示、情報のことをいいます。

「**パスタイプ ID**」とは、デベロッパのパスに署名するため、および／または APN と通信するために、デベロッパが使用する Apple 証明書とプッシュアプリケーション ID との組み合わせのことをいいます。

「**決済サービスプロバイダ**」とは、(a) 直接的か間接的かを問わず、取引業者の TTP データの処理を伴う決済処理サービスを提供するプロバイダで、かつ、(b) ドキュメントで規定されているプロバイダのことをいいます。

「**本プログラム**」とは、本契約で意図される Apple の全体的な開発、テスト、デジタル署名、および配布プログラムのことをいいます。

「**プログラム要件**」とは、Apple が定義する技術、ヒューマンインターフェイス、デザイン、製品カテゴリ、セキュリティ、パフォーマンス、その他の基準および要件のことをいいます。これには、**第 3.3 条**に定義される現行の要件が含まれますが、それらに限定されません。各基準および要件は、本契約に従い、Apple によって適宜修正される可能性があります。

「**プロビジョニングプロファイル**」とは、デベロッパのアプリケーション開発およびテストに関連したデベロッパによる使用のため、ならびに登録デバイスおよび／または認定テストユニットにおけるデベロッパのアプリケーションの限定配布のため Apple が提供するファイル（適用されるエンタイトルメントまたはその他の識別子を含みます）のことをいいます。

「**プッシュアプリケーション ID**」とは、APN へのアクセスと使用、または MDM での使用を許可するためにアプリケーション、パス、サイトに Apple が割り当てる一意の識別番号またはその他の識別子のことをいいます。

「**プッシュ通知**」または「**Safari プッシュ通知**」とは、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションおよびデベロッパのパスで配布するためにエンドユーザーに配信する通知、および／または macOS の場合は macOS 上の Safari を介してかかるメッセージを受信することを選択したデベロッパのサイトのユーザーの macOS デスクトップに配信する通知、および／または MDM を使用して配信される通知のことをいい、コンテンツもしくはデータを含むものをいいます。

「**登録済みデバイス**」とは、本プログラムに基づき当該製品が Apple に特に登録されている場合に、デベロッパが所有または管理する、またはデベロッパの関係者である個人が所有する Apple ブランドのハードウェアユニットのことをいいます。

「**Roster API**」とは、学校の IT 管理者がデベロッパのアプリケーションまたは対象製品で学生、教師および職員の名簿データを受け取ることができるようにしている場合に、当該学校からのこうしたデータの共有を可能にする Documented API のことをいいます。

「**名簿データ**」とは、Roster API の使用を通じて、その使用に関連して、またはその使用から取得、収集するあらゆるユーザーデータまたはトークンのことをいいます。これには、特定の個人に関するデータ、個人の特定が可能なデータ、またはそうした個人に関連付けられているか関連付け可能なデータが含まれます。

「**Safari Extension**」とは、本契約に従い、Safari で使用する目的でのみ、本契約に基づきデベロッパが開発した 1 つまたは複数のソフトウェア拡張機能のことをいいます。

「**セキュリティソリューション**」とは、FairPlay として販売されている Apple 専有のコンテンツ保護システムのことをいいます。App Store で配信されるライセンスアプリケーションに適用され、ライセンスアプリケーションに関する Apple の標準使用規定を施行するもので、かかるシステムおよび規定は必要に応じて変更されるものとします。

「**Sensitive Content Analysis フレームワーク**」とは、アプリケーションにコミュニケーションの安全性および／または不適切なコンテンツの警告を実装し、ユーザーがデベロッパのアプリケーションで送受信する画像およびビデオにヌードが含まれているかどうかをデバイス上で判断できるようにする Documented API のことをいいます。

「**ShazamKit API**」とは、デベロッパが音声ベースの認識機能または機能性をデベロッパのアプリケーションおよび対象製品に追加できるようにする Documented API のことをいいます。

「**ShazamKit コンテンツ**」とは、Apple が提供し、ShazamKit API を通じて表示されるメタデータ、音楽、および／またはグラフィックコンテンツのことをいいます。これには MusicKit コンテンツが含まれますが、これに限定されません。

「**Apple でサインイン**」とは、デベロッパが、ユーザーによる Apple Account または匿名化された認証情報を使用したデベロッパのアプリケーション（および対象製品）へのログインを可能にする Documented API および JavaScript ライブラリのことをいいます。

「**Apple でサインイン（勤務先と学校）**」とは、ユーザーが所属する組織の IT 管理者によるアクセスの管理を条件として、デベロッパが、ユーザーによる管理対象 Apple Account を使用したデベロッパのアプリケーション（および対象製品）へのログインを可能にする Documented API および JavaScript ライブラリのことをいいます。

「**SiriKit**」とは、ドキュメントに記載されているように、デベロッパのアプリケーションが、SiriKit ドメイン、インテント、ショートカット、寄付、およびその他の関連する機能にアクセスすること、または提供することを可能にする API 一式のことをいいます。

「**サイト**」とは、デベロッパ自身の名称、商標、ブランドで、デベロッパが提供するウェブサイトのことをいいます。

「**シングルサインオン仕様書**」とは、本契約に基づき、Single Sign-On API のために Apple が提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「**Tap to Pay データ**」または「**TTP データ**」とは、取引の一環として、Apple ソフトウェアおよび Tap to Pay API を通じて提供される取引業者の顧客のデータパッケージ（例：主要アカウント番号、取引金額）のことをいいます。

「**Tap to Pay API**」または「**TTP API**」とは、取引業者がデベロッパのアプリケーションの使用を通じて取引を実行することを可能にする Documented API のことをいいます。

「**TelephonyMessagingKit API**」とは、アプリケーションがデフォルトの通信事業者ベースのメッセージアプリとして設定されている場合に、SMS、MMS、および RCS を介して通信事業者ベースのメッセージを送受信し、そのアプリケーションで送受信されたかかるメッセージの履歴にアクセスすることを可能にする Documented API のことをいいます。

「**契約期間**」とは、第 11 条で定義される期間のことをいいます。

「**TestFlight**」とは、Apple の TestFlight アプリケーションを通じて利用できる、プレリリース版アプリケーションのための Apple のベータテストサービスのことをいいます。

「**TestFlight アプリケーション**」とは、TestFlight を通じて、（TestFlight デベロッパウェブサイトで指定された）限定された人数の認定デベロッパおよび限定された人数のベータ版テスターに対して、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を配信できるようにする Apple のアプリケーションのことをいいます。

「**トラッキング設定**」とは、エンドユーザーによる広告トラッキング設定を可能にする Apple の設定のことをいいます。

「**TV App API**」とは、TV アプリ仕様書に記載された、デベロッパが Apple に TV アプリのデータを提供できるようにする API のことをいいます。

「**TV アプリのデータ**」とは、TV アプリ仕様書に定義された、TV App API を通じて Apple に提供するデータのことをいいます。

「**TV アプリの機能**」とは、TV アプリまたは tvOS、iOS、iPadOS、および／または macOS デバイスを通じて利用することができ、ユーザーがコンテンツに関するカスタマイズされた情報およびおすめを視聴すること、ならびにユーザーのアプリケーションを通じて当該コンテンツにアクセスすることを可能にし、および／またはユーザーが以前視聴したコンテンツの視聴を継続することを可能にする機能のことをいいます。

「**TV アプリ仕様書**」とは、本契約に基づき、TV App API のために Apple が提供する、随時更新されるドキュメントのことをいいます。

「**tvOS**」とは、tvOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**アップデート**」とは、Apple のソフトウェアやサービス、または Apple のソフトウェアやサービスに含まれる部分に対する、バグ修正、更新、アップグレード、修正、改良、補足、新規リリース、新規バージョンのことをいいます。

「**visionOS**」とは、visionOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**ウォレット**」とは、iOS、iPadOS、watchOS、または macOS の Safari で使用するためのパスを保存および表示できるようにする機能を備えた Apple のアプリケーションのことをいいます。

「**WatchKit Extension**」とは、watchOS 上で WatchKit アプリケーションを実行および表示するために iOS 上の WatchKit フレームワークにアクセスする、デベロッパのアプリケーションの一部としてバンドルされる拡張機能のことをいいます。

「**watchOS**」とは、watchOS オペレーティングシステムソフトウェアおよびその後継バージョンのことをいいます。

「**天候アラート**」とは、気象機関から WeatherKit API を通じて随時提供される、所在地における特定の天候条件を説明する、天候に関するあらゆる警告またはその他のアラートのことをいいます。

「**WeatherKit API**」とは、デベロッパが天候に関する機能または機能性をデベロッパのアプリケーションおよび対象製品に追加できるようにする Documented API のことをいいます。

「**ウェブソフトウェア**」とは、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一の権限および実質的に同等の機能ならびに特性を有するデベロッパのソフトウェアアプリケーションのウェブベースバージョン(例: 機能パリティ)のことをいいます。

「**ウェブサイトプッシュ ID**」とは、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名するため、および／または APN と通信するために、デベロッパが使用する Apple 証明書とプッシュアプリケーション ID との組み合わせのことをいいます。

「**Wi-Fi Aware フレームワーク**」とは、Wi-Fi Aware 対応デバイス間で Wi-Fi Aware 接続を行う機能をアプリケーションに提供する Documented API のことをいいます。

「**Wi-Fi Aware 情報**」とは、Wi-Fi Aware フレームワークまたは Wi-Fi Aware プロトコルを通じて提供または経由して送信されるコンテンツ、データ、または情報のことをいいます。これには、デバイス間でやり取りされる識別子などの識別情報や、ペアリング、認証、または暗号化に使用されるセキュリティ情報、その他のキーおよびデバイス情報が含まれますが、これらに限定されません。

「**Xcode Cloud**」または「**Xcode Cloud サービス**」とは、Apple のクラウドでホストされた、継続的インテグレーションサービス、継続的デリバリーサービス、および関連するテクノロジーのことをいいます。

「**Xcode Cloud コンテンツ**」とは、Xcode Cloud サービス(デベロッパがログイン資格情報を提供するソースコードリポジトリに保存されているソフトウェアを含む)にアクセスまたは使用する際に投稿または利用可能にする、ソフトウェア、テスト、スクリプト、データ、情報、テキスト、図形、ビデオ、またはその他のコンテンツのことをいいます(デベロッパにライセンスが付与された Apple のマテリアルを除く)。

「**デベロッパ**」および「**デベロッパの**」とは、自身のデベロッパアカウントで本契約を受諾した、および Apple ソフトウェアを使用している、またはその他本契約に基づく権利を行使する個人もしくは法人(例: 会社、組織、教育機関、政府機関、機関、部門)のことをいいます。

注: 疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、自身のために外部契約者にアプリケーションを開発させることができますが、当該アプリケーションは、デベロッパが所有し、デベロッパが自身のデベロッパアカウントで提出し、かつ本契約で明示的に許諾された場合に限りアプリケーションとして配信するものとします。デベロッパは、デベロッパのアカウントで行われる自身の外部契約者の行為(例えば、デベロッパのチームに外部契約者を加えて開発業務を遂行させること)、および外部契約者による本契約の遵守について、Apple に対して責任を負うものとします。本契約から生じる、デベロッパの外部契約者によってなされたあらゆる行為はデベロッパ自身によってなされたものとみなされるものとし、かつデベロッパは(デベロッパの外部契約者に加えて)、かかる行為のすべてについて Apple に対して責任を負うものとします。

2. 内部使用ライセンスおよび制限

2.1 許可された使用と制限; プログラムサービス

本契約の条項を前提として、Apple はデベロッパに対し、本契約期間中、以下に定める制限付き、非独占的、一身専属的、取り消し可能、サブライセンス不可、かつ譲渡不能なライセンスを、ここに付与します。

(a) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、該当する Apple ブランド製品上で運用するために指定された取扱製品の開発またはテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパによる内部使用のために、デベロッパが所有または管理する Apple ブランド製品上に、本プログラムに基づきデベロッパに提供される Apple ソフトウェアの合理的な数のコピーをインストールすること。

- (b) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、ドキュメントの合理的な数のコピーを作成し、認定デベロッパによる内部使用のみ、および取扱製品の開発またはテストのみを目的として認定デベロッパに配布すること。
- (c) 本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパのアプリケーションの開発およびテストのみを目的として、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパが内部使用のために、デベロッパの各認定テストユニットに、デベロッパが登録し、ライセンスを取得した認定テストユニット数を上限として、プロビジョニングプロファイルをインストールすること。
- (d) デベロッパが登録およびライセンスを取得した登録デバイスの上限数を限度として、登録デバイスでのデベロッパアプリケーションの配布および使用を可能にすることのみを目的として、各登録デバイスにプロビジョニングプロファイルをインストールすること。
- (e) デベロッパのアプリケーション、パス、Safari Extension、Safari プッシュ通知にデジタル署名する目的、およびその他本契約で明示的に許可されている目的で、本契約に従いデベロッパに対して発行された Apple 証明書を組み入れること。

Apple は、各ライセンシーが本プログラムの下で Apple に登録してライセンスを取得することのできる Apple ブランド製品の上限数を設定する権利を留保するものとします(以下「登録デバイスライセンス承認数」といいます)。Apple が書面による別段の合意をした場合を除き、**第 7.3 条(Ad Hoc 配布)**に基づき登録デバイスで限定的な配布をするために、各会社、組織、教育機関またはグループは、登録デバイスライセンス承認数 1 件のみを取得することができるものとします。デベロッパは、故意に、同一の会社、組織、教育機関またはグループで使用するために、承認数 1 件を超える登録デバイスライセンスを取得したり、または他社に取得させたりしてはならないものとします。

Apple は、(例えばデバイスまたはアプリケーションプロビジョニング、マネージングチームまたはその他のアカウントリソースなど)デベロッパがデベロッパアカウントと共に使用するためのプログラムにより、またはかかるプログラムを経由して、サービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、(Apple のデベロッパ向けウェブサイトからアクセスできる)プログラムのウェブポータル、またはプログラムと連携して動作するように設計された Apple 製品(例: Xcode、App Store Connect、Swift Playgrounds)を通じてのみ、かつ Apple の承認を受けた場合に限り、かかるサービスにアクセスすることに同意するものとします。デベロッパ(またはデベロッパの認定デベロッパ)がそうしたほかの Apple ブランド製品を経由してデベロッパアカウントにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパアカウントのいかなる使用にも、また、この方法で(例えば Apple 証明書およびプロビジョニングプロファイルは、本契約で許可された限定的な方法においてのみ使用できるなど)デベロッパ(またはデベロッパの認定デベロッパ)に使用可能となるプログラムのいかなる機能または機能性にも、本契約が継続して適用されることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、プログラムにより、またはプログラムを経由して提供されたサービスの使用またはかかるサービスへのアクセスを通じて、代替または類似するサービスを作成しないこと、または作成を試みないことに同意するものとします。Apple がデベロッパのアプリケーションに電力およびパフォーマンスの指標を提供する場合、デベロッパは、かかる指標がデベロッパ自身の内部使用のみに使用される可能性があり、(**第 2.9 条**に定める場合を除き)いかなる第三者にも提供されないことに同意するものとします。また、デベロッパは、自身のデベロッパアカウントに関連付けられた Apple Account または認証情報(例えばキー、トークン、パスワードなど)を使用するサービスのみにアクセスすることができ、デベロッパはデベロッパの Apple Account および認証情報を不正利用から守り、Apple が認証した方法でのみ使用すること、また、本契約の規定(**第 2.8 条**および**第 5 条**を含むがそれらに限定されない)に従って使用することについて全責任を負うものとします。本契約で別途明示的に許可される場合を除き、デベロッパは、全部または一部を問わず、デベロッパのチームの認定デベロッパ以外のいかなる者に対しても、デベロッパのデベロッパアカウントまたはそれと共に提供されるあらゆるサービスへのアクセスを共有、販売、再販売、レンタル、リース、貸与またはその他

の提供をしないことに同意し、かつ、デベロッパは Apple Developer Program のメンバーに対して、その Apple Account、認証情報、および／または関連のアカウント情報およびマテリアル（例えば、App Store または TestFlight に配布または提出するために使用される Apple 証明書など）を提供するよう依頼または要請しないことに同意するものとします。デベロッパは、各チームメンバーが、デベロッパのアカウントにアクセスするためには各々の Apple Account または認証情報を保有していなければならないことを理解しているものとします。またデベロッパのアカウントを通じて、またはこれに関連して行われたあらゆる行為について、アカウントの所有者であるデベロッパが全責任を負うものとします。デベロッパが Apple の macOS Server または Xcode Server（以下「**本サーバ**」といいます）が搭載された Apple 製コンピュータを所有またはコントロールし、かつそれを当該プログラムに関するデベロッパ自身の開発目的で使用したい範囲内において、デベロッパは、かかる本サーバ用のデベロッパ自身の Apple Account またはほかの認証情報を使用することに同意し、かつ、かかる本サーバによってなされるあらゆる行為について責任を負うものとします。

2.2 認定テストユニットとプレリリース版 Apple ソフトウェア

認定テストユニットに Apple ソフトウェアのプレリリース版またはサービスのプレリリース版の利用が含まれている限り、デベロッパは、当該認定テストユニットへのアクセスをデベロッパの認定デベロッパに限定すること、また、当該認定テストユニットを第三者に開示、表示、レンタル、リース、貸与、販売その他の方法により譲渡しないことに同意するものとします。また、デベロッパは、すべての認定テストユニットを紛失または盗難から保護すべく、合理的な予防措置を講じ、デベロッパの認定デベロッパにも、かかる保護をするように指示することに同意するものとします。さらに、本契約の条項に従い、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパに対し、デベロッパ自身の内部テストおよび開発目的で、限定された数の認定テストユニット上で使用するために、デベロッパのアプリケーションを導入することができます。

デベロッパは、デベロッパの認定テストユニットにプレリリース版 Apple ソフトウェアをインストールすること、またはデベロッパの認定テストユニットでプレリリース版サービスを利用することにより、これらの認定テストユニットがテストモードに「ロック」され、原状に復帰させることができなくなる場合があることについて認めるものとします。プレリリース版 Apple ソフトウェアまたはプレリリース版サービスの利用は、評価および開発目的でのみ行うものとし、商用運用環境で使用したり、重要なデータと共に使用したりしてはならないものとします。プレリリース版 Apple ソフトウェアまたはプレリリース版サービスを利用する場合、あらかじめデータをバックアップするものとします。Apple は、デベロッパの認定テストユニットおよび登録デバイスのプロビジョニング、デベロッパの取扱製品の開発、または本 Apple ソフトウェアもしくはプレリリース版 Apple サービスのインストールもしくは使用の結果として、デベロッパが費用、経費、その他の債務（これには設備の損害、またはソフトウェアや情報もしくはデータの損害、喪失または破壊を含みますが、これらに限定されません）を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。

2.3 プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスの秘密性

Apple は、本契約期間中、適宜、デベロッパに対して、Apple 秘密情報を構成するプレリリース版の Apple ソフトウェアまたは Apple サービスを提供することがあり、その場合、本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の秘密保持義務が適用されるものとします。当該プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスは、最終リリース版の商用グレード製品と同様に機能するものと信頼されるべきでなく、十分かつ定期的にバックアップされていないデータと共に使用されるべきではなく、また、まだ利用できないソフトウェアまたはサービスに関する機能、機能性、API を含んでいることがあります。デベロッパは、Apple がプレリリース版 Apple ソフトウェアまたは Apple サービスの可用性について公表していない場合があること、Apple がデベロッパに対して、当該プレリリース版 Apple ソフトウェアまたは Apple サービスが将来公開されることまたは利用できることについて約束または保証をしていないことを認め、

同意するものとします。またデベロッパは、Apple がデベロッパに対して、当該ソフトウェアもしくはサービス、またはこれらと類似性もしくは互換性のある技術が公開または市販されることについて、明示的または黙示的に伝える義務を負わないことに同意するものとします。デベロッパは、プレリリース版 Apple ソフトウェアまたは Apple サービスについてデベロッパが行うリサーチまたは開発は、すべてデベロッパ自身の責任で行われることについて、明示的に認め、同意するものとします。

2.4 複製

デベロッパは、本契約に基づきデベロッパによる作成が許可される Apple ソフトウェアおよびドキュメントのすべての複製・コピーにおいて、Apple の著作権、免責条項その他の知的財産権の表示(提供される Apple ソフトウェアおよびドキュメントに表示されるもの)を、すべて保持および複写することに同意するものとします。

2.5 所有権

Apple は、Apple ソフトウェア、サービスおよび本契約に基づきデベロッパに提供するアップデートに関する、すべての権利、権原および利益を留保します。デベロッパは、Apple ソフトウェアおよび Apple サービスに対する Apple の所有権を保持するために Apple に協力することに同意するものとします。また、デベロッパは、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスに関する権利の主張があった場合、速やかに Apple に伝えるための合理的な努力を払うことに同意するものとします。両当事者は、本契約は Apple に対して、デベロッパの取扱製品または対象製品に関するいかなる所有者としての利益も与えていないことを認めるものとします。

2.6 その他の許可される使用の不存在

本契約で特段の定めのない限り、デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple 証明書、またはあらゆるサービスの全部または一部について、レンタル、リース、貸与、ウェブサイトもしくはサーバへのアップロード、ウェブサイトもしくはサーバ上のホスティング、販売、再配布、または再使用許諾を行わないこと、また、他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、該当するすべての付属書および別紙を含む本契約で明示的に許可されていない目的のために、本契約に基づき提供される Apple ソフトウェア、Apple 証明書、またはサービスを使用することはできません。デベロッパは、Apple SDK を Apple ブランドでないコンピュータでインストール、使用もしくは実行しないこと、iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOS、およびプロビジョニングプロファイルを Apple ブランド製品以外のデバイスで、または Apple ブランド製品以外のデバイスに関連して、インストール、使用または実行しないこと、および他者がこれらの行為をすることを可能ならしめないことに同意するものとします。デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple 証明書、または Apple ソフトウェアもしくはその他本契約に基づいて提供されるサービス、またはこれらの一部について、複製(本契約に基づき明示的に許可される場合を除きます)、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード取得の試み、改変、復号、または二次的著作物の創造を行うことはできないものとし、これらの行為を行わないこと、および他者がこれらの行為を行うことを可能ならしめないことに同意するものとします(ただし、上記の制限が適用法により禁止される場合、および Apple ソフトウェアに含まれるオープンソースのコンポーネント、またはサンプルコードの使用に適用されるライセンス条件により許可される場合のみを除きます)。デベロッパは、あらゆる Apple ソフトウェア、Apple 証明書、または本契約に基づき提供されるサービスを、許可されていない方法(ネットワーク容量の超過や過重負荷、または当該 Apple ソフトウェア、Apple 証明書またはサービスにより提供されるデータの収集もしくは不正使用をすることを含みますが、これらに限定されません)で利用しないことに同意するものとします。このような行為を試みることは、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスに関する Apple およびそのライセンサーの権利を侵害することになります。デベロッパが上記の制限に違反した場合、訴追および損害賠償請求を受ける恐れがあります。本契約で明示的に付与されていない一切のライセンスは Apple に留保

され、Apple は、黙示、明示を問わずその他のいかなるライセンス、免責または権利も、暗示、禁反言その他により付与するものではありません。本契約は、Apple に帰属する何らかの商標、ロゴ、サービスマークを使用する権利をデベロッパに付与するものではありません。これには iPhone または iPod のワードマークを含みますが、これに限定されません。デベロッパが Apple の製品や技術に言及する場合、または Apple の商標を使用する場合、<https://www.apple.com/legal/intellectual-property/guidelinesfor3rdparties.html> に公開されているガイドライン (Apple により随時変更される場合があります) の遵守に同意しているものとみなされます。

2.7 FPS SDK および FPS 導入パッケージ

デベロッパは、デベロッパのアプリケーション経由でデベロッパが (またはデベロッパのために) ストリーミングするビデオ、またはデベロッパのアプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオと共に使用する目的でのみ、iOS、iPadOS、および / または tvOS で、もしくは macOS の Safari 経由で、またはその他 Apple が書面で許可する場合に、FPS のサーバ側実装を開発およびテストするために FPS SDK を使用することができます (以下「**認定 FPS アプリケーション**」と総称します)。デベロッパは、FPS の業務利用または商業利用をする前に、本プログラムウェブポータル上で、デベロッパが、FPS 導入パッケージをリクエストする必要があることを理解しているものとします。かかるリクエストの一部として、デベロッパは、リクエストする FPS の使用に関する情報を提出することが必要になります。Apple は、デベロッパのリクエストを審査し、Apple の自由裁量により、デベロッパに FPS 導入パッケージを提供しない権利を留保します。この場合、デベロッパは FPS を導入することができません。デベロッパが FPS SDK で行ういかなる開発およびテストも、デベロッパ自身の危険負担および費用負担の下で行われるものとし、Apple がデベロッパに対して、かかる使用に対する負担義務、またはデベロッパの業務環境または商業環境で FPS の使用リクエストが却下された場合の負担義務を負うことは一切ありません。

Apple がデベロッパに FPS 導入パッケージを提供する場合、デベロッパは、Apple が許可した通りにのみ、かつ、認定 FPS アプリケーションにデベロッパが (もしくはデベロッパのために) ストリーミングするビデオコンテンツ、またはデベロッパの認定 FPS アプリケーション経由で閲覧するためにダウンロードするビデオコンテンツに関してのみ、そのパッケージを使用することに同意するものとします。**第 2.9 条 (第三者サービスプロバイダ)** で許可される場合を除き、デベロッパは、Apple の書面による事前の同意を得ることなく、いかなる第三者にも FPS 導入パッケージを提供せず、また、いかなる第三者にも FPS 導入パッケージまたは FPS SDK を再使用許諾、販売、再販売、リース、開示または再配布 (またはこれらのいかなる実装) しないものとします。

デベロッパは、FPS 導入パッケージ (FPS プロダクションキーセットを含みます) が、**第 9 条 (秘密保持)** で定める通り、Apple 秘密情報であり、さらに、かかる FPS キーは、デベロッパ企業または組織に固有のものであり、かつ、それらの保管および保護に関して、デベロッパが単独で責任を負うことを認め、同意するものとします。デベロッパは、認定 FPS アプリケーションで表示するため、デベロッパが認定 FPS アプリケーションにストリーミングする、または認定 FPS アプリケーション経由での視聴目的でダウンロードするビデオコンテンツを復号するために使用されるデベロッパのコンテンツキーを配布および保護する目的でのみ、かかる FPS キーを使用することができます。Apple は、FPS キーに対する、または FPS に関連する本契約に基づいてストリーミングされる、またはその他の方法で提供されるあらゆるコンテンツに対する不正アクセスまたはその使用について、一切の責務または責任を負いません。デベロッパの FPS キーが開示、露見、悪用された場合または紛失した場合、デベロッパは、product-security@apple.com 宛てにメールを送信し、当該キーを無効にするよう Apple に求めることができます。またデベロッパは、Apple がデベロッパに対して、代替キーを提供する義務を負わないことを理解しているものとします。Apple は、デベロッパが要求する場合、デベロ

ッパが本契約に違反した場合、その他 Apple が妥当もしくは合理的とみなす場合、または本契約の期間満了もしくは解除時に、デベロッパの FPS キーをいつでも取り消す権利を留保します。

デベロッパは、Apple が、いつでもその自由裁量により、デベロッパによる FPS へのアクセスおよびその使用(またはそれらの一部)を取り消すか、削除する権利を留保することを認め、同意するものとします。さらに、Apple は、FPS 導入パッケージまたは FPS SDK のいかなる修正、アップデートまたは後継バージョンもデベロッパに提供する義務を一切負わず、かつ、旧バージョンとの互換性を維持する義務を一切負いません。Apple が、FPS 導入パッケージまたは FPS SDK の新バージョンをデベロッパが利用可能にした場合、デベロッパは、Apple がアップデートを要求をする時には、いつでも合理的な期間内に新バージョンにアップデートすることに同意するものとします。

2.8 Apple サービスの利用

Apple は、Apple ソフトウェアの API 経由でデベロッパの取扱製品または対象製品が要求し得る、および／または Apple がその他のメカニズムで、例えば本プログラムに基づいて Apple がデベロッパのアクセスを許可するキーの使用を通じて、Apple サービスへのアクセスを提供することがあります。デベロッパは、当該アクセスのために Apple が提供するメカニズム経由でのみ、かつ、Apple ブランド製品で使用するためにのみ、かかる Apple サービスにアクセスすることに同意するものとします。**第 2.9 条(第三者サービスプロバイダ)**で許可される場合またはその他本契約で定める場合を除き、デベロッパは、Apple サービスを使用するために、Apple がデベロッパに提供するメカニズムへのアクセスを第三者と共有しないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、Apple サービスの使用またはアクセスを通じて、代替もしくは類似サービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

デベロッパは、かかるサービスを使用する資格を有するデベロッパの取扱製品または対象製品向けのサービスおよび機能を提供するために必要な範囲内でのみ、かつ、Apple がドキュメントを含む書面で許可する場合にのみ、かかるサービスにアクセスして使用することについて同意するものとします。デベロッパは、本契約の条項と矛盾する方法、第三者もしくは Apple の知的財産権を侵害する方法、または、適用法令もしくは規制に違反するいかなる方法でも Apple サービスを使用しないものとします。デベロッパは、Apple サービスが、Apple およびそのライセンサーが所有し、かつ、適用のある知的財産およびその他の法令で保護される専有コンテンツ、情報およびマテリアルを含むものであることに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づく Apple サービスの許可された使用またはその他 Apple が書面で同意する場合を除き、方法の如何を問わず、かかる専有コンテンツ、情報、およびマテリアルを使用することはできません。

デベロッパは、デベロッパとデベロッパのエンドユーザーの双方につき、Apple サービスに関する保存容量、送信、および／または取引上の上限があり得ることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合に、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、Apple サービスを使用することができなくなる、または、デベロッパの取扱製品や対象製品経由、あるいは適用されるエンドユーザーアカウント経由でのかかる Apple サービスへのアクセス、またはかかる Apple サービスからのデータの読み出しができなくなることがあります。デベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品経由での Apple サービスへのアクセスもしくはその使用、またはその中で提供されるいかなるコンテンツ、データもしくは情報のみについていかなる料金もエンドユーザーに請求しないことに同意するものとし、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Apple サービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。デベロッパは、エンドユーザーアカウントを不正に作成しないこと、または自身に適用されるエンドユーザー規約もしくは Apple とのサービス契約に反するよう、もしくはかかるエンドユーザーサービスに関する Apple 利用ポリシーに反するようエンドユーザーを促さないことに同意するものとします。本契約で明示的に定め

る場合を除き、デベロッパは、エンドユーザーのかかるサービスへのいかなるアクセスまたはその使用も阻害しないことに同意するものとします。

Appleは、いつでも、予告なく、Appleサービスまたはその一部へのアクセスを変更、停止、廃止、拒否、制限、または無効化する（サービスへのアクセスを可能にする権利の剥奪またはそうしたサービスへのアクセスを可能にするAppleソフトウェアにおけるAPIの変更、またはデベロッパに権利を付与しないことを含みますが、それらに限定されません）権利を留保します。いかなる場合も、Appleは、前述のアクセスの剥奪または無効化のいずれについても、一切責任を負いません。Appleは、いつでも、デベロッパへの予告なくまたは責任を負うことなく、自らの自由裁量で、Appleサービスの使用もしくはアクセスに関する上限および制限を課し、Appleサービスを無期限に削除し、デベロッパのAppleサービスへのアクセスを剥奪し、またはAppleサービス（またはその一部）を取り消すことがあります。

Appleは、あらゆるAppleサービスにより表示されるいかなるデータまたは情報の可用性、正確性、完全性、信頼性または適時性も保証しません。デベロッパが、デベロッパの取扱製品または対象製品で、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、かかるデータまたは情報をデベロッパ自身が信頼したことについて責任を負うものとします。デベロッパは、AppleソフトウェアおよびAppleサービスのデベロッパ自身による使用について責任を負い、かつ、デベロッパがかかるサービスを使用する場合に、サービスのデベロッパによる使用の一部として、ホスティングのためにデベロッパがAppleに提供するあらゆるコンテンツを含む（これらに限定されません）、あらゆるデベロッパのコンテンツ、情報、およびデータの適切な代替のバックアップを維持することに責任を負うものとします。デベロッパは、本契約の期間満了または解除時に、デベロッパが、特定のAppleサービスにアクセスできない場合があること、およびAppleが、本契約に基づき提供されたかかるサービスのデベロッパによる使用を通じて、デベロッパまたはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品が保存したコンテンツ、データまたは情報へのアクセスを停止し、または削除する権利を留保することについて理解し、同意するものとします。デベロッパは、Appleサービスを利用する前に、Appleが掲載するドキュメント、およびポリシー通知を確認する必要があるものとします。

Appleサービスは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Appleは、いかなる特定の地域における使用もしくはいかなる特定の製品の使用についても、かかるサービスが適切、正確、利用可能であると表明しないものとします。デベロッパが、デベロッパのアプリケーションで、Appleサービスの利用を選択する範囲内において、デベロッパは、デベロッパ自身の自発性に基づきかかる行為をなすものとし、かつ、あらゆる適用法令の遵守について責任を負うものとします。Appleは、デベロッパによるAppleサービスの利用につき料金を課す権利を留保します。Appleは、Appleサービスの料金または料金の改定につき、Eメールでデベロッパに通知します。かつ、かかる料金に関する情報は、本プログラムウェブポータル、App Store ConnectまたはCloudKitコンソールに掲載されます。Appleサービスの可用性と料金設定は、適宜変更される場合があります。さらに、Appleサービスは、すべての取扱製品または対象製品に対して利用可能であるとは限らず、かつ、すべてのデベロッパが利用できるとは限りません。Appleは、いつでも、その自由裁量で、一部またはすべてのデベロッパに対して、Appleサービスを提供しない（または提供を中止する）権利を留保します。

2.9 第三者サービスプロバイダ

ドキュメントまたは本契約でAppleが特に禁止しない限り、デベロッパは、本契約に基づき提供されるAppleソフトウェアおよびサービスの利用において支援を受けるため、第三者（以下「**サービスプロバイダ**」といいます）を雇用または起用することが許可されます。これには、当該サービスプロバイダが、デベロッパに代わってデベロッパのアプリケーションのサーバを維持および管理することが含まれますがこれらに限定されません。ただし、当該サービスプロバイダによる

Apple ソフトウェアおよびサービスまたはこれらに関連するあらゆるマテリアルの使用は、デベロッパに代わってのみ、かつ本条件に準拠する場合に限って、行われるものとします。前記の定めに関わらず、デベロッパは、App Store にアプリケーションを提出するために、またはデベロッパの代わりに TestFlight を使用するために、サービスプロバイダを使用しないものとします。デベロッパは、本契約に含まれるものと最低限同程度に、制限的かつ Apple を保護する条項を有する、デベロッパのサービスプロバイダとの、法的拘束力のある書面による契約を締結することに同意するものとします。デベロッパのアプリケーション、または Apple ソフトウェアもしくは Apple サービスの使用に関する、および／または本契約に起因する、かかるサービスプロバイダが行うあらゆる行為はデベロッパが行った行為とみなされ、かつ、(サービスプロバイダに加えて)デベロッパは、Apple に対して、すべてのかかる行為(またはあらゆる不作为)につき責任を負うものとします。サービスプロバイダによる作為または不作为が本契約に対する違反を構成する、または、その他のあらゆる損害を引き起こす場合に、Apple は、デベロッパに対し、かかるサービスプロバイダの使用の中止を要求する権利を留保します。

2.10 アップデート; サポートおよびメンテナンスの否定

Apple は、いつでも予告なく、Apple ソフトウェアまたは本契約に基づき提供されるサービス(もしくはそれらの一部)を拡張、改良またはその他の方法により改変することができますが、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスのいかなるアップデートもデベロッパに提供する義務を負わないものとします。アップデートが Apple から提供された時は、当該アップデートが別個のライセンスを伴う場合(その場合は当該ライセンスの条項が適用されるものとします)を除き、当該アップデートには本契約の条項が適用されるものとします。デベロッパは、かかる改変によってデベロッパにデベロッパの取扱製品または対象製品の変更またはアップデートが要求される場合があることについて理解するものとします。また、デベロッパは、かかる改変が Apple ソフトウェアおよび Apple サービスの使用、アクセス、または連携に関するデベロッパの能力に影響を与える場合があることを認め、これに同意するものとします。Apple は、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。デベロッパは、Apple が、将来いかなる者に対しても、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスのアップデートを発表または提供する、明示的または黙示的な義務を負わないことに同意するものとします。アップデートが利用可能になった場合、本契約に基づいてライセンス供与される Apple ソフトウェアまたは本契約に基づいて提供されるサービスに含まれるものとは異なる API、機能、サービス、または機能性が含まれる場合があります。

3. デベロッパの義務

3.1 一般

デベロッパは Apple に対し、以下のすべての事項を保証し、同意するものとします。

(a) デベロッパは、その居住する法域における法律上の成人(多くの国または地域では 18 歳以上)であり、本契約を自ら締結する権利および権限を有すること、または、デベロッパが所属する会社、組織、教育機関、または連邦政府の省庁、機関もしくは部局を代表して本契約を締結する場合は、当該団体または組織を本契約の条項および義務に法的に拘束する権利および権限を有すること。デベロッパが大学である場合、デベロッパの認定学生デベロッパは、デベロッパが居住する法域における法律上の成人(多くの国または地域では 18 歳以上)であり、デベロッパの大学に現在就学中であること。

(b) デベロッパが Apple またはデベロッパのエンドユーザーに対し、本契約またはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品に関連して提供する、ライセンスアプリケーション情報またはパス情報を含む(これらに限定されません)すべての情報は、最新、真正、正確、裏付けのある、かつ完全なものであり、デベロッパが Apple に提供する情報について、デベロッパは、当該情報のいかなる変更についても Apple に対して速やかに通知すること。さらに、デベロッパは、

Apple が当該情報 (E メールアドレスおよび郵便送付先住所を含みます) をそれらに関連する目的 (例えば知的財産権に関する質問、カスタマーサービスへの問い合わせなど) で知る必要がある第三者に共有する場合があることに同意すること。

(c) デベロッパは、本契約の各条項を遵守すると共に、デベロッパの認定デベロッパによる Apple ソフトウェアおよび Apple サービスの使用について要求されるあらゆる同意を取得することを含む、本契約に基づくその義務を履行すること。

また、デベロッパは、デベロッパの認定デベロッパによるかかる使用のすべておよび本契約の条項の遵守について監視すると共に、かかる使用および遵守について一切の責任を負うことに同意すること。

(d) デベロッパは、Apple ソフトウェア、Apple サービス、認定テストユニット、登録デバイス、デベロッパの取扱製品、対象製品、およびデベロッパによるこれらに関連する開発作業および配布の努力 (これにはデベロッパがサービスを利用する際に関連する、あらゆる開発努力、ネットワークおよびサーバ周辺機器、インターネットサービス、またはデベロッパが使用するあらゆるその他のハードウェア、ソフトウェア、もしくはサービスを含みますが、これらに限定されません) に関して、デベロッパおよび認定デベロッパに発生したすべての費用、経費、損失、および債務、ならびに前記に関してデベロッパおよびデベロッパの認定デベロッパが行った活動について、単独で責任を負うこと。認定学生デベロッパは、Apple が書面で許可しない限り、Apple がデベロッパに提供するいかなるエンタイトルメントプロフィールにもアクセスできません。

(e) 別紙 1 (該当する場合) において、デベロッパは、Apple および Apple 子会社を、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布に関するデベロッパの全世界における代理人として指名するために必要な権利を所有またはコントロールしていること、ならびに Apple および Apple 子会社が前記の指名を果たすことが第三者の権利を妨害または侵害しないことを、表明および保証すること。

(f) デベロッパは、デベロッパが負う既存の義務もしくは責務と抵触する態様、またはそのような義務もしくは責務を妨げる態様で行為しないこと。ならびにデベロッパがこれまでに締結した契約は、本契約に基づくデベロッパの義務の遂行を妨げないこと。

3.2 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスの使用

Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを使用する条件として、デベロッパは以下のすべての事項に同意するものとします。

(a) デベロッパは、Apple ソフトウェアおよびあらゆるサービスを、本契約により明示的に許可された目的のためにのみ、本契約により明示的に許可された方法により、適用されるすべての法令に従って、使用すること。

(b) デベロッパは次のことを行うために、Apple ソフトウェアまたはいかなる Apple サービスも使用しないものとすること。

(1) 非合法もしくは違法な行為をなすため、または犯罪やその他の不法行為、非合法もしくは違法な行為に関与するもしくはそうした行為を促進する可能性がある取扱製品または対象製品を開発するため、(2) 暴力行為、テロリズム、その他の重大な害を及ぼすと脅す、そそのかす、もしくは促すため、または (3) 子どもを性的に搾取または虐待することを助長するコンテンツや活動を作成または配信するため。

(c) デベロッパのアプリケーション、ライブラリ、および／またはパスは、「ドキュメントおよびプログラム要件」(現行規定は下述の第 3.3 条に定めるもの) を遵守して開発されること。

(d) デベロッパの知る限りにおいて、デベロッパの取扱製品または対象製品、ライセンスアプリケーション情報、Xcode Cloud コンテンツ、およびパス情報は、第三者または Apple の著作権、商標、プライバシーとパブリシティに関わる権利、営業秘密、特許その他の知的財産権もしくは法的権利 (例えばデベロッパのアプリケーションに含まれることのあるコンテンツとマテリアルのための原盤権や実演化権、映像化権、写真または画像に関する権利、ロゴの権利、第三者のデータに関する権利など) を妨害、不正使用、または侵害しておらず、今後も侵害しないこと。

(e) Apple ソフトウェア、Apple 証明書、Apple サービスまたはその他のサービス手段を通じて、次のことを行う取扱製品、対象製品、またはその他のコードまたはプログラムを作成しないこと。(1) 無効化、ハッキング、またはその他の手段で、

iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、watchOS、Apple ソフトウェア、もしくはあらゆるサービスもしくはその他の Apple ソフトウェアやテクノロジーに実装されている、セキュリティソリューション、またはあらゆるセキュリティ、デジタル署名、デジタル著作権管理、検証もしくは認証メカニズムを妨害すること、または Apple による書面の許可がある場合を除き他者がそうした妨害を行うことができるようにすること、または (2) あらゆるユーザー、ネットワーク、コンピュータ、通信システムのセキュリティ、整合性、可用性を侵害すること。

(f) デベロッパは、直接または間接を問わず、いかなる Apple ソフトウェアもしくはサービス、本契約の目的、または Apple の商行為を阻害することを目的とするあらゆる行為に関与しないこと。これには、App Store、カスタムアプリの配信、TestFlight、Xcode Cloud、Ad Hoc 配布、またはプログラムの性能もしくは使用目的を妨害する行為（例えば、デベロッパ自身のアプリケーションまたは第三者のアプリケーションの不正なレビューを提出すること、消費者による混同をもたらす目的で第三者のアプリケーションの名称と実質的に類似するデベロッパのアプリケーションの名称を選択すること、または第三者による適法な使用を妨害する目的で当該アプリケーションの名称を保持し続けること）が含まれますが、これらに限定されません。さらにデベロッパは、デベロッパの取扱製品または対象製品に関して、いかなる不法、不公平、誤解を生じる、詐欺的、不適切、または誠実でない行為または商業慣行にも関与しないこと、または他者の関与を促さないこと（例えば、おとり価格、消費者に対する不正表示、詐欺的な商業慣行、またはほかのデベロッパとの不公平な競争など）。

(g) Apple ソフトウェアを用いて開発された iOS、iPadOS、tvOS、visionOS、および watchOS 向けアプリケーションは、本契約に定める通り、Apple により、その自由裁量で、選択された場合に限り、App Store 経由の配布、TestFlight 経由のベータ版配布、または Ad Hoc 配布を通じて配布されること。iOS、iPadOS、macOS、および tvOS 向けアプリケーションは、カスタムアプリの配信経由で配布することもできる。Apple ソフトウェアを用いて開発されたパスは、付属書 5 を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに対し、E メール、ウェブサイトまたはアプリケーションを経由して配布される場合があること。Apple 証明書で署名された Safari Extension は、付属書 7 を含む本契約の条件に従い、デベロッパのエンドユーザーに配布される場合があること。また macOS 用アプリケーションは、**第 5.3 条**および**第 5.4 条**の規定に従い、Apple 証明書および／またはチケットを用いて App Store 外で配布される場合があること。

(h) デベロッパは、違法、有害、または Apple もしくは他者の権利を侵害、不正使用もしくはこれらに抵触するコンテンツを生成する、または生成することを目的としていることを知りながら、または当然知っているはずでありながら、Apple ソフトウェアまたはサービスを使用しない、または稼働させないこと。さらに、デベロッパは、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスに入力した情報を当該ソフトウェアおよびサービスで使用するために必要なすべての権利およびライセンスを有することを保証すること。

3.3 プログラム要件

App Store、カスタムアプリの配信、もしくは TestFlight に提出され、または、Ad Hoc 配布を通じて配布されるいかなるアプリケーションも、**第 3.3 条**で以下に定めるプログラム要件を含め、ドキュメントおよび本契約に従って開発されなければならないものとします。また、対象製品、ライブラリおよびパスは、同様の要件に従うものとします。

3.3.1 API、機能、およびユーザーインターフェイス

A. Documented API

アプリケーションは、Apple が規定する方法でのみ Documented API を使用でき、プライベート API を使用または呼び出すことはできません。さらに、App Store で配布するために Apple に提出される macOS アプリケーションは、macOS のデフォルトのインストールまたは Xcode および Mac SDK、または Swift Playgrounds のバンドルとして含まれている Documented API のみを使用することができ、サポート終了予定の技術 (Java など) を使用することはできません。

B. 実行コード

次の段落に定める場合を除き、アプリケーションは実行可能コードをダウンロードまたはインストールすることはできません。解釈されたコードは、アプリケーションにダウンロードすることができます。ただし、当該コードが、(a) アプリケーションの意図された目的および宣伝された目的と合致しない機能または機能性を提供することによってアプリケーションの主要な目的を変更せず、(b) 署名、Sandbox、または OS のその他のセキュリティ機能を回避せず、かつ (c) App Store で配信されるアプリケーションについて、ほかのアプリケーション用のストアまたはストアフロントを作成しない場合に限り、(d) アプリケーションは、完全な機能性を提供し、解除し、または有効化してはなりません。

プログラミング方法の学習に使用することを目的とするプログラミング環境のアプリケーションは、次の条件を満たす場合に限り、実行コードをダウンロードして実行することができます。(i) ドキュメントで別途許容される場合を除き、実行コードで取得されるアプリケーションの視聴エリアまたは画面が 80% 以下であること、(ii) アプリケーションは、ユーザーがプログラミング環境にいることについて、アプリケーション内で合理的にユーザーの目につく表示をしなければならないこと、(iii) アプリケーションは、ほかのコードまたはアプリケーション用のストアまたはストアフロントを作成しないこと、ならびに、(iv) アプリケーションが提供するソースコードは、完全に閲覧が可能で、かつユーザーによる編集も可能でなければならないこと (例えば、ダウンロードされたコードにプリコンパイルライブラリまたはフレームワークが含まれていないこと)。

C. 追加的な機能または機能性

Apple の書面による事前の承認なく、または第 3.3.9 条 (A) (In-App Purchase API) で許諾されている通り、アプリケーションは、App Store、カスタムアプリの配信、または TestFlight 以外の配布メカニズムにより、追加的な機能または機能性を提供し、解除し、または有効化してはなりません。

D. 指定コンテナ領域、macOS アプリケーション

Apple が別途定める場合を除き、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、または visionOS 向けアプリケーションは、デバイス上で当該アプリケーションの指定コンテナ領域のみからデータを読み取り、または当該領域のみへデータを書き込むことができます。App Store で配布するために Apple に提出される macOS アプリケーションについて、次の事項に従う必要があります。(a) macOS でアプリケーションを実行するために必要なすべてのファイルが、Apple に提出されるアプリケーションバンドルに含まれていなければならないこと、かつ App Store によりインストールされなければならないこと、(b) すべてのローカリゼーションが同じアプリケーションバンドルに含まれていなければならないこと、かつ独立のアプリケーションの組み合わせまたは集積が単一のアプリケーションバンドルに含まれてはならないこと、(c) macOS のネイティブユーザーインターフェイス要素または動作 (例えば、システムメニュー、ウィンドウサイズ、色など) が改変、修正、またはその他変更されないこと、(d) デベロッパは、Apple の書面による許可またはドキュメントにおける明記がない限り、かかるアプリケーションで、デジタル著作権管理またはその他の複製もしくはアクセスコントロールメカニズムを使用しないこと、(e) 第 3.3.9 条 (A) (In-App Purchase API) による別段の許可がなされる場合を除き、当該アプリケーションは、ソフトウェアのディストリビューションメカニズムとして機能してはならないこと、かつ、当該アプリケーション内にソフトウェア配布のためのソフトウェアストア、ディストリビューションチャネルまたはその他のメカニズムを作成する、または可能にする機能もしくは機能性を含めてはならないこと (例えば、オーディオアプリケーションは、当該アプリケーション内にオーディオフィルタープラグインストアを設けてはならない)。

E. iPadOS 上での互換モード

iOS 向けアプリケーションは、ユーザーが iPadOS 上で互換モードで実行する際に最低限同一の機能および特性を有する必要があります (例えば、iPad 上で iPhone と同等のサイズのウインドウで実行する iPhone アプリは、iPhone 上で起動する時と実質的に同一の方法で機能しなければなりません。ただし、この義務は、カメラを搭載していないデバイスのビデオ録画機能など、特定のハードウェアデバイスではサポートされない機能または特性には適用されません)。また、デベロッパは、互換モードでデベロッパのアプリケーションを運用することを妨害しないこと、またはかかる妨害を試みないことに同意するものとします。

F. マルチタスク機能

デベロッパは、ドキュメントに記載された本来の目的のためにのみマルチタスクサービスを使用することができます。

G. ドキュメント

アプリケーションは、Apple が提供するヒューマンインターフェイスガイドライン (HIG) およびその他のドキュメントに準拠する必要があります。デベロッパは、Apple ブランド製品の設計と互換性のあるデベロッパのアプリケーション用の適切なユーザーインターフェイスおよび機能を開発するため、HIG に従うことに同意するものとします (例えば、watchOS アプリは HIG の watchOS 設計テーマに沿った迅速なインタラクション向けに設計されたユーザーインターフェイスを有している必要があります)。

3.3.2 法令遵守

デベロッパは、適用されるあらゆる規制における要件を満たすものとします。これには、米国におけるデベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連する、すべての適用される法律、規則、および施策の完全な遵守、特に米国食品医薬品局 (以下「FDA」といいます)、ならびに FAA、HHS、FTC、および FCC などのその他の米国規制当局の要件、かつ、デベロッパが使用、またはデベロッパのアプリケーションを利用可能とするあらゆる国、領土または地域における法律、規則、およびその他の適用される規制当局 (例えば MHRA、CFDA) の施策が含まれます。ただし、デベロッパは、Apple 製品が規制対象とみなされる、または Apple に義務や制限を課す可能性があるマーケティングに関する規制上の許可を求めたり、いかなる決定を下したりしないことに同意するものとします。デベロッパは、配布のために選別されることを目的として Apple にデベロッパのアプリケーションを提出することによって、適用されるあらゆる法律、規則、および施策を遵守していることを表明および保証したものとみなされます。これには、米国、およびデベロッパがデベロッパのアプリケーションを利用可能とすることを予定しているその他の国、領土または地域における、デベロッパのアプリケーションの製造、マーケティング、販売、および配布に関連する FDA のすべての法律、規則、および施策が含まれますが、これらに限定されません。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを、認可または承認された意図する使用／適応にのみ用い、適用される規制上の要求事項に厳密に準拠してマーケティングすることを表明し、保証するものとします。Apple が要求する場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの市販の根拠となる許認可に関する書面を速やかに提供することについて同意するものとします。FDA または規制上の審査プロセスの一環としてデベロッパのアプリケーションを審査またはテストする必要があるほかの政府当局から要求された場合、デベロッパは審査目的で当該当局にデベロッパのアプリケーションを提出するものとします。デベロッパは、Apple に対して、当該規制上の要件に関連する、デベロッパのアプリケーションに関するあらゆる苦情または苦情の恐れに関して、**第 14.5 条**で定める手順に従って、速やかに告知することについて同意すること。また、その場合、Apple は当該デベロッパのアプリケーションの配布を停止することができるものとします。

3.3.3 データとプライバシー

A. 記録等

デベロッパのアプリケーションが、ビデオ、マイク、スクリーン、またはカメラでキャプチャまたは記録を行う場合、デバイスに保存されるかサーバに送信されるかを問わず(例えば、画像、写真、音声、またはスピーチのキャプチャもしくはその他の記録)(以下「記録等」と総称します)、記録等が行われていることを示すため、アプリケーションの一部として、明らかに目につく聴覚的、視覚的、またはその他のインジケータをユーザーに示す必要があります。

- さらに、デベロッパのアプリケーションによって、内部使用アプリケーションを介して、または内部使用アプリケーションに関連して実行されるデータ、コンテンツまたは情報の収集、処理、メンテナンス、アップロード、同期、保存、送信、共有、開示、または使用の形式は、すべての適用されるプライバシー関連の法律および規制、および関連するすべてのプログラム要件(通知または同意の要件を含みますが、これらに限定されません)に準拠する必要があります。

B. データ収集およびデータ使用

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション(およびデベロッパが広告の提供を契約した第三者)は、ユーザーから直接取得されたデータであるか、Apple ソフトウェア、Apple サービス、または Apple SDK を使用して取得されたデータであるかに関わらず、事前のユーザーの同意なしにユーザーまたはデバイスのデータを収集してはならず、アプリケーションの使用に直接関連するサービスまたは機能を提供するため、または第 3.3.3 条(E)に従って広告を提供するためにのみ収集することができます。デベロッパは、データ収集の拡張または変更に関するユーザーの事前の同意なくして、以前に収集されたユーザーデータまたはデバイスデータを拡張またはその他の方法で使用範囲を変更することはできません。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デバイスを一意に識別する目的で、永続的なデバイスベースの識別子またはそれから派生したデータを使用しません。デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、デバイスまたはユーザーを一意に識別する目的で、デバイスからいかなるデータも抽出してはなりません。

デベロッパは第三者の SDK (Apple が提供する SDK ではないもの)を含め、デベロッパのアプリケーションが本契約およびドキュメントに準拠していることを確認する責任を負うものとします。デベロッパのアプリケーションがドキュメントで説明されている特定の API を使用している場合、デベロッパのアプリケーションのメタデータに、デベロッパによるかかる API の使用およびその使用のために抽出されたデータを正確に反映している、1 つまたはそれ以上の許可された理由を明記する必要があります。デベロッパは、かかる API およびその使用により抽出されたデータを、明記された理由のためにのみ使用することができます。さらに、デベロッパのアプリケーションに、よく使用されるものとしてドキュメントに記載されている第三者の SDK が含まれている場合、デベロッパは、かかる第三者の SDK が SDK プロバイダによって署名されていること、かつ、ドキュメントで説明されている必要なメタデータが含まれていることを確認しなければなりません。

C. ユーザーへの開示

デベロッパはユーザーデータまたはデバイスデータの収集、使用、開示に関する明確で完全な情報をユーザーに提供する必要があります。例えば、App Store 上のアプリケーションの説明におけるユーザーデータおよびデバイスデータのデベロッパによる使用に関する記述です。さらに、デベロッパは、第三者による不正な使用、開示、またはアクセスから当該データを保護するための適切な措置を講じなければなりません。ユーザーがデベロッパによるデバイスデータまたはユーザーデータの収集、使用、または開示に同意することを取り止めた場合、または積極的に同意を撤回した場合、デベロッパ(およびデベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者)は当該データの使用すべてをただちに中止しなければなりません。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、App Store 上、および/または

デベロッパのウェブサイト上において、デベロッパによるユーザーデータもしくはデバイスデータの収集、使用、開示、共有、保持、および削除を説明するプライバシーポリシーを提供しなければなりません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションから収集されたユーザーデータが侵害された場合、適用法に従って、デベロッパのユーザーに通知すること（例えば、ユーザーデータの意図しない開示または誤用があった場合、ユーザーに通知する電子メールを送信します）に同意するものとします。

D. 法的要件およびその他の要件

アプリケーションは、適用されるすべての刑事、民事、および法令および規制に準拠する必要があります。これには、アプリケーションが提供または利用可能になる法域の法律および規制も含まれます。また、以下についても確認してください。

- デベロッパおよびアプリケーションは、ユーザーデータまたはデバイスデータ（例えば、ユーザーの IP アドレス、ユーザーのデバイスの名前、およびユーザーに関連したインストール済みアプリケーション）の収集、使用、または開示に関する、適用されるすべての個人情報やデータ収集に関する法律および規則を遵守しなければならないこと。

- アプリケーションを、ハラスメント、濫用、スパム、ストーキング、脅迫、またはその他の方法による他者の法的権利（プライバシーおよびパブリシティ権など）の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。

- デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、当該サービスに関して Apple がデベロッパに対して明示的に提供または利用可能にしたデータを除き、Apple またはそのライセンサーにより提供されたソフトウェア、データまたはサービスを、スクレイピング、マイニング、検索、キャッシュ、分析するために、もしくはインデックスを作成するために、または当該データを取得するために（もしくは取得を試みるために）、機能を動作させたり、コンテンツ、サービス、情報またはデータにリンクさせたり、ロボット、スパイダー、サイト検索またはその他の検索用アプリケーションもしくはデバイスを使用したりしてはならないこと。デベロッパは、当該データを不正な目的で収集、流布、または使用しないことに同意すること。

- デベロッパのアプリケーションが人体の研究を目的としている場合、または個人データを含む可能性のある医療や健康に関連した使用のため HealthKit API を使用する場合（例えば健康記録の保存）、デベロッパは、参加者に対して、その研究または医療や健康に関連した使用の一環として参加者の個人情報を使用する目的および開示について通知し、かかる研究または医療や健康に関連した目的のためにデベロッパのアプリケーションを使用する、かかる参加者（またはその保護者）の承諾を得ることに同意すること。さらに、デベロッパは、デベロッパが匿名化またはコード化された情報を提供する第三者に対して、参加者の承諾なく、かかる情報を使用して参加者を再特定する（または再特定を試みる）ことを禁止するものとし、また、当該第三者に対して、匿名化またはコード化された情報を受領するその他一切の者に前記の制限を課すべき旨を要求することに同意すること。

- Apple が書面で明示的に別段の許可をしない限り、デベロッパは、「保護された健康情報」(45 C.F.R § 160.103 にて別途定義)を含む、センシティブな個人を識別できる健康情報を、作成、受領、保持、または転送するために、Apple ソフトウェアまたはサービス (iCloud、iCloud Storage API、CloudKit API、またはこれらのコンポーネントもしくは機能を含む) を使用せず、または、Apple (もしくは Apple 子会社) をデベロッパまたは第三者の「取引先」(45 C.F.R. § 160.103 で別途定義) にするいかなる方法でも、Apple ソフトウェアまたはサービスを使用しないこと。

デベロッパは、デベロッパの本条違反に起因する、法律または契約に基づくあらゆる報告要件の遵守について、単独で責任を負うことに同意すること。

E. 広告識別子およびトラッキング設定 ; Ad Network API

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーション(ならびにデベロッパが広告の提供を契約した第三者)は、広告の提供のみを目的として、広告識別子、および広告識別子を使用して取得した情報を使用することができます。ユーザーが広告識別子をリセットした場合、そのあと、デベロッパは、直接または間接を問わず、以前の広告識別子および派生情報とリセットされた広告識別子との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことについて同意するものとします。Ad Support API へのアクセスを提供する Apple ブランド製品用にコンパイルされたアプリケーションについては、デベロッパは広告識別子を使用して広告を提供する前にユーザーのトラッキング設定を確認することに同意し、広告識別子の使用、および追跡するその他のあらゆるユーザーデータとデバイスデータの使用に関してユーザーが設定したトラッキング設定に従うことに同意するものとします。

さらに、デベロッパは、アプリケーション広告のコンバージョンイベントを追跡するために Ad Network API を使うよう要請することができます。デベロッパが、Ad Network API の使用許可を与えられている場合であっても、広告のコンバージョンイベントの一環として広告検証情報を検証する以外の目的のために、当該 API、または Ad Network API の使用を通じて取得した情報を使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、Ad Network API の使用を通じて広告検証の一環として提供された情報を、直接または間接を問わず、デベロッパがユーザーについて有するほかの情報との結合、相関、リンクまたはその他の関連付けをしないことに同意するものとします。Apple は、自身の単独の裁量により、Ad Network API を使用するリクエストを拒否する権利を留保します。

F. 位置情報およびマップ ; ユーザーの同意

(i) 位置情報に基づく API (例 : Core Location、MapKit API、Apple Maps Server API) を使用するか、またはその他の方法で位置情報に基づくサービスを提供するアプリケーションは、車両の動作の自動または自律制御のため、または緊急または人命救助のために設計または販売されない場合があります。

(ii) 位置情報サービスまたは機能を提供する、または Apple ソフトウェアまたは Apple サービスの使用を通じてほかの方法でユーザーの位置を取得するアプリケーションは、当該アプリケーションによりユーザーの位置情報データが収集、送信その他の方法により使用される前に、当該ユーザーに通知し、その同意を得なければならず、そうしたデータはユーザーが同意した方法で、かつ本契約で許可された方法で使用される必要があります。例えば、ユーザーの位置データを継続的に収集して使用する目的でデベロッパがデベロッパのアプリケーションで「常に」位置オプションを使用する場合は、明確に定義された正当な理由およびユーザーのメリットを提供しなければならず、そうした提供は許可を得る際にユーザーに対して表明する必要があります。

(iii) デベロッパが、Apple マップサービスを通じて提供される Apple マップと併用して、デベロッパ自身の位置情報サービス、データ、および／または情報の提供を選択する場合(例えば、Apple マップの上に、デベロッパが作成したマップまたはルートを上オーバーレイすること)、デベロッパは、デベロッパのサービス、データ、および／または情報が、使用されている Apple マップと正確に整合するようにすることについて単独で責任を負うものとします。リアルタイムルートガイダンス用位置情報対応 API を使用するアプリケーションの場合(ターンバイターン方式のナビゲーションシステムまたはその他センサーを用いてナビゲーションする方式を含みますが、これらに限定されません)、デベロッパは、

下記の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結する必要があります。このリアルタイムルートガイドン
スアプリケーションを利用する場合、ご自身の責任で利用してください。位置情報データは、正確でない可能性があります。

(iv) アプリケーションは、Apple が実行するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネル等を無効化、オーバー
ライド、またはその他妨害してはならないこと。これにはユーザーの位置情報データ、アドレス帳データ、カレンダー、
写真、音声データ、および／またはリマインダーが収集、送信、保持、処理、もしくは使用される旨をユーザーに通知する
ことを目的とすること、またはかかる使用についての同意を得ることを目的とすることを含みますが、これらに限定され
ません。また、デベロッパがそうしたアラート、警告、および表示パネルに説明(例えば、Camera API 用の目的文字列
の中の情報)を追加することができる場合、そうした説明は正確でなければならず、使用範囲を不正確に伝えるもので
あってはなりません。同意が拒否または撤回された場合、アプリケーションは、ユーザーが同意を拒否もしくは撤回し
たかかるデータの収集、送信、維持、処理、使用、またはその他の行為をしてはなりません。

(v) アプリケーション(または該当する場合はウェブサイトまたはウェブアプリケーション)が iOS バージョン以降
を実行しているデバイスから MapKit API、Apple Maps Server API、または MapKit JS を使用またはアクセスす
る場合、アプリケーション(または該当する場合はウェブサイトまたはウェブアプリケーション)は、Apple マップサービ
スにアクセスし、それを使用します。MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JS、Apple マップサービスのす
べての使用は、(プログラム要件を含む)本契約および付属書 6 (Apple マップサービスの利用に関する付加条件)の条
件に従う必要があります。

(vi) デベロッパのアプリケーションでは、Location Push Service Extension を、(a)エンドユーザーが明示的
に承認したほかのユーザーと位置情報を共有できるようにすること、または (b)時間的制約のある医療上の緊急事態に
ついて最寄りの救急隊員に通知することのいずれかの目的で使用できます。Location Push Service Extension は、
デベロッパのアプリケーション内でこれらの目的にのみ使用できます。デベロッパのアプリケーションにこの機能を追加
することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが本条およびドキュメントで定める要件を満たしているこ
とを表明および保証するものとします。

デベロッパは、ドキュメントで定められている通り、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザーの両方に対して、
Location Push Service Extension の使用量に運用上の上限があることを理解するものとします。デベロッパまた
はデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、デベロッ
パまたはデベロッパのエンドユーザーの使用量がサポートされるレベルに戻るまで、Location Push Service
Extension を使用できなくなることがあります。

G. Network Extension フレームワーク

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションが主としてネットワーキング機能を提供するために
指定され、かつ、デベロッパが Apple からかかるアクセスの権限を得ていない限り、Network Extension フレーム
ワークにアクセスしてはなりません。デベロッパがかかる権限を得る場合、デベロッパは以下の事項に同意するもの
とします。

- デベロッパは、エンドユーザーに対し、どのようにデベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがエンドユーザーの
ネットワーク情報を使用するのか、および該当する場合に、どのようにエンドユーザーのネットワークデータをフィルタリ

ングするのにかんして、明確に開示することに同意し、かつ、デベロッパは、エンドユーザーから明示的に同意を取得し、本契約で明示的に許可された方法でのみ、かかるデータおよび情報を使用することに同意すること。

- デベロッパは、安全かつ適切な方法で、エンドユーザーからのネットワーク情報またはデータを保存、および通信することに同意すること。

- デベロッパは、非開示の、不適切な、または誤解を招く手段(例えば広告収入を得るため、またはウェブサイトのなりすましのためにウェブサイト経由のフィルタリングをするなど)で、エンドユーザーのネットワークデータまたは情報を転用しないことに同意すること。

- デベロッパは、エンドユーザーの設定を迂回または無効化するためにエンドユーザーからのネットワークデータまたは情報を使用しないことに同意すること(例えばエンドユーザーがデベロッパのアプリケーション向けの位置情報サービスを無効にしている場合に、エンドユーザーの所在地を特定するために、デベロッパがエンドユーザーの Wi-Fi ネットワークの利用を追跡しないことなど)。

- **第 3.3.3 条(B)**の定めに関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するネットワーキング機能を提供すること以外の目的で、Network Extension フレームワーク、および Network Extension フレームワーク経由で取得されるデータまたは情報を使用しないこと(例えば、広告を提供するために、またはその他の方法で広告のためのユーザープロファイルを構築するために、エンドユーザーのインターネットトラフィックを使用しないことなど)。

Apple は、その自由裁量で、デベロッパに Network Extension フレームワークを使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。加えて、デベロッパが、Access Wi-Fi Information API(接続されているデバイスに Wi-Fi ネットワークを提供するもの)の使用を希望する場合、デベロッパはかかる使用について Apple から権限を得ようリクエストしなければならない、また、**第 3.3.3 条(B)**の規定に関わらず、デベロッパは、内部使用アプリケーションに直接関連したサービスまたは機能の提供のためにのみ(例えば広告を提供するためでなく)、かかる API を使用することができます。

H. HealthKit API ; Motion & Fitness API ; Journaling Suggestions API

デベロッパのアプリケーションは、HealthKit API または Motion & Fitness API の使用が健康、運動、および／またはフィットネスの目的である場合を除き、HealthKit API または Motion & Fitness API にアクセスしてはなりません。また、Journaling Suggestions API の使用がジャーナリングの目的である場合を除き、デベロッパのアプリケーションは Journaling Suggestions API にアクセスしてはなりません。かかる使用は、マーケティングテキストとユーザーインターフェイスで明確に示されている必要があります。また、以下についても確認してください。

- **第 3.3.3 条(B)**の定めに関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関する健康、運動、および／またはフィットネスサービスを提供すること以外の目的で、HealthKit API もしくは Motion & Fitness API、または HealthKit API もしくは Motion & Fitness API 経由で取得されるいかなる情報も使用してはならないこと(例えば、広告提供目的ではないことなど)。さらに、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関連してジャーナリングサービスを提供する以外の目的で、Journaling Suggestions API を使用したり、Journaling Suggestions API 経由で情報を収集したりしてはならないこと。

- デベロッパは、エンドユーザーの事前の明示的な同意なく、エンドユーザーの健康、運動、フィットネス、および／またはジャーナリングの提案に関する情報を第三者に開示または提供するために、これらの API またはこれらの API 経由で入手した情報を使用してはならず、第三者が本契約で許可されている方法で健康、運動、フィットネス、ジャーナリングサービスを提供できるようにする目的でのみ使用すること。例えば、デベロッパは、これらの API 経由で収集した情報を、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有したり販売したりしてはならないこと。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、エンドユーザーが医学研究のために、HealthKit API または Motion & Fitness API 経由で収集されたデータを第三者と共有することに同意することを許可することはできる。

- デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションがどのようにエンドユーザーの健康、運動、フィットネス、および／またはジャーナリングの提案に関する情報を使用するのかについて、エンドユーザーに明確に開示すること、かつ、エンドユーザーが明示的に承諾して本契約で明示的に許可されている場合に限り、かかる情報を使用することに同意すること。

I. HomeKit API

デベロッパのアプリケーションは、ライセンスが付与された HomeKit アクセサリについて、ホームコンフィギュレーションサービスまたはホームオートメーションサービス（例：電気を点けたり、ガレージのドアを持ち上げたりすることなど）を提供することを主目的として設計され、かつ、この使用方法がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に示されていない限り、HomeKit API にアクセスしてはなりません。デベロッパは、ライセンスが付与された HomeKit アクセサリとのインターフェイス接続、通信、相互運用、もしくはコントロール以外の目的で、または HomeKit データベースを使用するために、HomeKit API を使用しないこと、かつ、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーション目的でのみ、それを使用することに同意するものとします。また、以下についても確認してください。

- デベロッパのアプリケーションは、Apple がドキュメントで明示的に別段の許可をしない限り、HomeKit API および／または HomeKit データベースから入手された情報を、互換性のある Apple ブランド製品上でのみ使用することができ、かつ、該当する製品からかかる情報をエクスポート、リモートアクセス、または転送してはならないこと（例えば、ロックパスワードは、Apple 以外のデータベースに保存するためにエンドユーザーのデバイスに送信してはならない、など）。

- **第 3.3.3 条(B)**の定めに関わらず、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関するホームコンフィギュレーションまたはホームオートメーションサービスを提供することまたは改善すること以外の目的で（例えば、広告提供目的ではないことなど）、HomeKit API、または HomeKit API 経由もしくは HomeKit データベース経由で取得されるいかなる情報も使用できないことに同意すること。

J. App Intent および SiriKit

(i) デベロッパのアプリケーションが、デベロッパのアプリケーションによってそれぞれサポートされている当該 App Intent ドメイン（メール、写真など）および／または SiriKit ドメインに関して、関連するレスポンスをユーザーに提供するように、またはユーザーのリクエストまたはインテントを実行するように設計されている場合（例えば、ライドシェアリングなど）にのみ、かつ当該使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明示されている場合に限り、デベロッパはデベロッパのアプリケーションを、Apple が定義する App Intent ドメインや SiriKit ドメインを使用する目的として登録することができます。また、デベロッパのアプリケーションは App Intent および／または SiriKit にアクションを提供することができます。ただし、そうしたアクションがデベロッパのアプリケーション

内のユーザーの行為または活動に関連しており、デベロッパがユーザーに関連するレスポンスを提供できるかユーザーのレスポンスを完了できる場合に限り、デベロッパは、そうしたユーザーの活動または行為に関する誤った情報を App Intent または SiriKit を使用して送信しないこと、または、Apple ソフトウェアもしくはサービスを妨害しないことに同意するものとします。

(ii) デベロッパのアプリケーションは、App Intent および／または SiriKit を通じて入手した情報を、サポートされた Apple 製品上でのみ使用することができ、そうした情報をデバイスから書き出し、リモートアクセス、または譲渡することはできません。ただし、ユーザーに対して関連するレスポンスを提供または改善したり、ユーザーのリクエストを実行したりする必要がある場合、またはデベロッパのアプリケーションに関連して必要な事柄がある場合を除きます。

第 3.3.3 条(B) の定めに関わらず、デベロッパおよびそのアプリケーションは、App Intent および／または SiriKit、もしくは App Intent および／または SiriKit を通じて入手したいかなる情報も、ユーザーに関連するレスポンスを提供する、またはデベロッパのアプリケーションがサポートする SiriKit ドメイン、App Intent ドメイン、Intent またはアクションに関連したユーザーのリクエストや Intent を実行する、またはユーザーのリクエストに対するデベロッパのアプリケーションの応答性を改善するため以外の目的（例えば、広告を提供するため）で使用することはできません。

(iii) デベロッパのアプリケーションが、Apple がオーディオデータを処理することを可能にするために App Intent および／または SiriKit を使用する場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、デベロッパおよびそのアプリケーションが、録音されたオーディオデータを、スピーチを認識する、処理する、または書き起こすために Apple に送信すること、ならびに当該オーディオデータが Apple 製品およびサービスの改善と提供のために使用される場合があることを明確に開示することに同意するものとします。デベロッパはさらに、エンドユーザーが明示的に同意し、本契約において明示的に許可された方法でのみ、そうしたオーディオデータ、ならびに App Intent および／または SiriKit から返される認識されたテキストを使用することに同意するものとします。

K. アドレス帳

デベロッパのアプリケーションが Address Book API 経由でエンドユーザーのアドレス帳のデータにアクセスする場合、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーのアドレス帳データにアクセスする前に、またはかかるデータを使用する前に、当該エンドユーザーへの通知およびエンドユーザーの同意の取得をする必要があります。また、デベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーデバイスの外部に、エンドユーザーのアドレス帳の Facebook データ部分のみをすべて、自動的に送信するメカニズムを提供してはなりません。疑義を避けるために明記すると、これは、ユーザーへの通知およびユーザーの同意の要件が満たされている限り、ユーザーのアドレス帳のすべてを包括的に自動送信することを禁止するものではありません。また、ユーザーがユーザーのアドレス帳データの一部を手動で送信すること（例えば、切り取って貼り付けるなど）、またはユーザーが送信する特定のデータ項目を個別に選択することを可能にすることを禁止するものではありません。

L. 顔データ

デベロッパが提供するアプリケーションが顔データにアクセスする場合、デベロッパは、アプリケーションの使用に直接関連するサービスや機能を提供するためだけに、それらにアクセスしなければならないこと、および、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが顔データを使用、開示することをユーザーに対して通知し、ユーザーの明確かつ確実な同意を得てから、顔データの収集または使用を開始することに同意するものとします。**第 3.3.3 条(B)** に反する規定がある場合でも、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション（広告を提供するために契約した第三者）も、広告を

提供するため、またはその他の無関係な目的で顔データを使用することはできません。また、以下についても確認してください。

- デベロッパは、デベロッパのユーザー(またはあらゆる第三者)の法的権利を損なう方法で、または、違法な、不公平な、誤解を招く、不正な、不適切な、搾取的な、または好ましくないユーザー体験を提供するために顔データを使用することはできず、ドキュメントに沿った方法でのみ使用できること。

- デベロッパは、認証、広告、マーケティング、その他類似の方法でエンドユーザーを対象にして、顔データを使用することはできないこと。

- デベロッパは、ユーザープロファイルの構築を目的として顔データを使用することはできず、または、その他顔データに基づいて匿名ユーザーを特定もしくはユーザープロファイルを再構築を試み、促し、第三者に推奨することはできないこと。

- デベロッパは、広告プラットフォーム、分析プロバイダ、データブローカー、情報再販業者、およびその他の類似の者に対して顔データを譲渡、共有、販売、またはその他の手段で提供することはできないこと。

- デベロッパは、譲渡につきユーザーの明確かつ確実な同意を得ない限り、顔データをユーザーのデバイス外に共有または譲渡することはできず、かつ、顔データは、デベロッパが提供するアプリケーション固有のサービスまたは機能達成する目的のみに使用しなければならないこと(例えば、アプリケーション内でユーザーの画像を表示する目的で顔メッシュを使用することなど)。また、使用方法が、本契約とドキュメントに準拠していなければならないこと。デベロッパは、使用するサービスプロバイダに対して、ユーザーが同意する範囲かつ本契約の条項に沿う方法に限定して、顔データを使用するよう要求することに同意すること。

M. Background Assets フレームワーク

デベロッパは、App Store を通じて配布されたデベロッパのアプリケーション向けまたは TestFlight 経由でのベータ版テスト向けの追加アセットをダウンロードするためにのみ、Background Assets フレームワークを使用でき、その他の使用が許可されないものとします。デベロッパは、ユーザーもしくはデバイスの特定を目的としてデータを収集もしくは送信するため、または広告もしくは広告に関する測定を行うために、Background Assets フレームワークを使用できないものとします。デベロッパによる Background Assets フレームワークおよびダウンロードしたアセットの使用は、App Review ガイドラインを含みますがこれに限定されない、本契約の条項に準拠していなければならないものとします。

N. ID Verifier API

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションを通じてエンドユーザーの年齢確認または本人確認を行えるようにする目的でのみ、ID Verifier API を使用することができます。さらに、デベロッパは次を認め、これに同意するものとします。

- Apple が ID Verifier API の使用を通じて実行される年齢確認または本人確認の当事者ではなく、かかる確認(なりすましを含むがこれらに限定されない)については一切責任を負わないこと。

- デベロッパは、適用されるすべての法律およびドキュメントに従い、かつ、安全な方法（例えば、サーバ上での暗号化）で、デベロッパによる ID Verifier API の使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよび ID 確認データを保存すること。
- デベロッパのアプリケーションを通じてエンドユーザーの年齢確認または本人確認を行えるようにする以外の目的で、ID Verifier API を呼び出したり、その他の目的で ID Verifier API を通じて情報を取得しようとしたりしないこと。
- ID Verifier API によって実行される年齢確認または本人確認がエンドユーザーによって適切に認識され、同意されていることを確認する責任を Apple が負わないこと。Apple は、いかなる場合においても、年齢確認または本人確認に関する不正や詐欺について責任を負わないこと。
- デベロッパが取引業者に代わって ID Verifier API を使用するために Apple に証明書リクエストを送信する場合、デベロッパは取引業者の代理人としてそれを行う明示的な権限を有していることを表明および保証し、かつ取引業者が Apple の適格な依頼当事者に関する ID 確認利用規約に同意済みであることを確認すること。デベロッパは、デベロッパまたは取引業者のみが、デベロッパの ID 確認アプリを使用して本人確認を行うことができることを表明および保証すること。

O. Sensitive Content Analysis フレームワーク

デベロッパは、画像やビデオにヌードが含まれていることが Sensitive Content Analysis フレームワークによって検出されたかどうかに関するいかなる情報も、ユーザーのデバイスに送信することはできません。

P. Declared Age Range API

デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションにおいて、年齢に応じたコンテンツおよび／または機能をエンドユーザーに提供する目的でのみ、Declared Age Range API にアクセスして、ユーザーの年齢層をリクエストすることができます。デベロッパは、Declared Age Range API からのデータが、エンドユーザーまたはその親もしくは保護者によって宣言された情報に基づいていることを理解するものとします。デベロッパは、この API から取得したユーザーデータを、データブローカーまたは情報再販業者に共有または販売することはできません。デベロッパは、デベロッパに適用される可能性のある関連法令を確実に遵守する責任を単独で負い、デベロッパによる Declared Age Range API の使用は第 10 条(補償)の対象であることを理解するものとします。

3.3.4 コンテンツの権利とライセンス

A. コンテンツとマテリアル

- デベロッパのアプリケーション内に収録されているマスターレコードおよび楽曲は、デベロッパにより完全に所有されているか、料金、ロイヤリティ、および／または費用の総額を以後 Apple がデベロッパもしくは第三者に支払う必要がないよう、対価全額払込済みの状態でデベロッパにライセンスが付与されている必要があります。さらに、デベロッパのアプリケーションが米国外で配布される場合、デベロッパのアプリケーションに収録されているマスターレコードおよび楽曲は、(a) 現在または将来において、録音権または演奏権／通信権を収集またはライセンス管理している組織のレパートリーに該当してはならず、(b) ライセンスが付与されている場合は、デベロッパのアプリケーションに対して、該当する各著作権の所有者によって独占的にライセンスが付与されている必要があります。

- (ii) デベロッパのアプリケーションにほかのコンテンツが含まれている場合、または含まれる予定の場合、デベロッパは、そのようなすべてのコンテンツを所有するか、コンテンツ所有者からデベロッパのアプリケーションでそのコンテンツを使用する許可を得る必要があります。
- (iii) アプリケーションに、Apple の合理的な判断で好ましくない、または不適切であると判断されるコンテンツまたはマテリアル(テキスト、グラフィック、画像、写真など)、例えば、猥褻、ポルノ、中傷的とみなされるマテリアルなどが含まれている場合、そのアプリケーションは却下される可能性があります。
- (iv) アプリケーションには、Apple ソフトウェア、Apple サービス、Apple 製品、またはその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与えたり、破壊したり、悪影響を与えたりする可能性のあるマルウェア、悪意のあるコード、有害なコード、プログラム、またはその他の内部コンポーネント(例：コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」)が含まれてはなりません。
- (v) デベロッパのアプリケーションまたは対象製品に FOSS が含まれる場合には、デベロッパは、適用されるすべての FOSS のライセンス付与条件を遵守することに同意するものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品の開発において、Apple ソフトウェアの FOSS 以外の部分が FOSS のライセンス条件または義務の対象となるような方法で FOSS を使用しないことに同意するものとします。
- (vi) デベロッパがプロモーションの唯一のスポンサーであり、デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションが適用法を遵守し、デベロッパがアプリケーションを利用可能にし、プロモーションが行われる国、領土、または地域で適用される登録要件を満たしている場合、デベロッパのアプリケーションには、プロモーションの懸賞またはコンテスト機能を含めることができます。デベロッパは、自身が一切のプロモーションおよび賞金について単独で責任を負うことに同意するものとします。かつ、各プロモーションについて、Apple が当該プロモーションのスポンサーではなく、その実施について一切責任を負わないことを、法的拘束力のある正式な規定に明記することに同意するものとします。
- (vii) デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに、エンドユーザーが寄付を行うことができるデベロッパのウェブサイトのページに直接誘導するリンクを含めることができるものとします。ただし、デベロッパが、適用されるすべての法律(領収書の発行が含まれる場合があります)を遵守し、かつ、当該寄付を行うことができるようにする国、領土または地域において適用のある規制または登録要件をすべて満たしていることが必要です。また、デベロッパは、Apple が寄付金の募集者ではないことを明示することに同意するものとします。

B. Spotlight 画像検索サービス

デベロッパが、デベロッパのライセンスアプリケーションに関連付けられたデベロッパのドメイン(以下「関連ドメイン」といいます)へのアクセス権と共に Apple の Spotlight 画像検索サービスを提供する場合、デベロッパは、本契約をもって、Apple に対し、本条項で定める目的で、関連ドメイン内のコンテンツ(以下「ライセンス対象コンテンツ」といいます)をクロール、スクレイプ、コピー、送受信、および／またはキャッシュする許可を付与します。ライセンス対象コンテンツは、本契約において、ライセンスアプリケーション情報として取り扱われるものとします。また、デベロッパは、本契約をもって、Apple に対し、(ファイルサイズの低減、サポートされるファイルの種類への変換、および／またはサムネイル表示の目的で)ライセンス対象コンテンツのファイル形式、解像度、および外観を使用、作成し、作成させ、複製、トリミング、または変更するライセンス、ならびに、ライセンス対象コンテンツを公に表示、公に実行、統合、組み込み、および配布することで、Apple のメッセージ機能におけるライセンス対象コンテンツの検索、検出、およびエンドユーザーへの配布の機能を強化するライセンスをさらに付与するものとします。理由の如何を問わず、本契約の解除時に、Apple ブランド

製品のエンドユーザーは、当該解除前に Apple ブランド製品の使用を通じて取得したあらゆるライセンス対象コンテンツを継続して使用および配布することを許可されます。

3.3.5 エンタープライズテクノロジーおよび教育テクノロジー

A. 構成プロファイル

構成プロファイルは、Wi-Fi、APN、VPN、もしくは MDM 設定の構成を目的とする場合を除き、またはその時点で最新の構成プロファイル参照ドキュメントにおいて Apple が明示的に別段の許可をした場合を除き、ユーザーに配布することはできません。デベロッパは、構成プロファイルの使用につながるユーザーアクションが行われる前に、収集するユーザーデータの種類、および収集したユーザーデータがアプリケーション画面またはその他の通知メカニズムでどのように使われるかを明確に表示しなければなりません。デベロッパは、構成プロファイル経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできません。さらに、デベロッパは、構成プロファイルまたはその他の構成プロファイルメカニズムのための同意パネルをオーバーライドすることはできません。

B. ClassKit API、Roster API

デベロッパのアプリケーションが教育サービスを提供することを主目的として設計されており、かかる使用がデベロッパのマーケティングテキストおよびユーザーインターフェイスに明確に記載されている場合を除き、デベロッパのアプリケーションに ClassKit API を含めることはできません。デベロッパは、ClassKit API を通じて、誤った、もしくは不正確なデータを送信しないこと、または ClassKit API を通じて送信されたデータに割り当てられたデータカテゴリの再定義を試みないことに同意するものとします (例えば、学生の位置情報データはサポート対象のデータタイプではなく、送信することはできない)。

デベロッパは、名簿データをいかなる第三者 (例えば、関連会社、広告プラットフォーム、データブローカー、情報再販業者) にも共有、販売、譲渡、または開示することはできません。デベロッパは、名簿データを教育目的で処理する場合は必ず、学校の IT 管理者の指示に従わなければなりません。デベロッパは、名簿データの契約更新または名簿データの使用に対する学校の同意の撤回について、学校の IT 管理者の選択に従わなければなりません。学校の IT 管理者が学校の名簿データについて契約を更新しない場合、またはその名簿データへのデベロッパのアクセス権を取り消した場合、デベロッパは、自身が保有している当該学校の名簿データを 30 日以内に破棄しなければなりません。デベロッパは、自身による Roster API の使用に関連して適用されるすべての法的要請を遵守する責任を負うものとします。

C. Apple でサインイン、Apple でサインイン (勤務先と学校)

デベロッパは、自身による使用がデベロッパのアプリケーションにおいて「Apple でサインイン」または「Apple でサインイン (勤務先と学校)」を含めることと同等である限りにおいて、デベロッパの対象製品で「Apple でサインイン」または「Apple でサインイン (勤務先と学校)」をそれぞれ使用できます。デベロッパは、「Apple でサインイン」または「Apple でサインイン (勤務先と学校)」経由で取得したユーザーデータを、広告プラットフォーム、データブローカー、または情報再販業者に共有または販売することはできません。

Apple でサインインのユーザーが Apple でサインインの一環としてユーザーデータを匿名化することを選択した場合、デベロッパは、事前にユーザーの同意を取得することなく、個人を直接特定する情報、および Apple でサインイン外において取得した情報に当該匿名化データを紐づけることを試みないことに同意するものとします。

デベロッパは、「Apple でサインイン (勤務先と学校)」から自身が受け取ったデータを処理する場合は必ず、その組織の IT 管理者の指示に従わなければなりません。

本第 3.3.5 条(C)の目的でのみ、デベロッパの対象製品は、デベロッパのライセンスアプリケーションと同一のタイトルおよび実質的に同一の機能を有していなければなりません。デベロッパは、「Apple でサインイン」をデベロッパの対象製品で使用するために、ウェブサイトおよびその他のプラットフォームの利用に関するガイドライン (<https://developer.apple.com/sign-in-with-apple/usage-guidelines-for-websites-and-other-platforms/>) に従うことに同意するものとします。本契約において、ウェブサイトその他のプラットフォームの利用に関するガイドラインにおける「ウェブサイトまたはアプリ」の意味には、「Apple でサインイン」の API を使用するデベロッパの対象製品が含まれます。

D. モバイルデバイス管理

MDM のすべての使用は、本契約 (プログラム要件を含む) および付属書 10 (MDM の使用に関する付加条件) の条件を遵守する必要があります。

3.3.6 エンターテインメントテクノロジー

A. Game Center

Game Center の使用はすべて、本契約 (プログラム要件を含みます) および付属書 3 (Game Center に関する付加条件) の条件を遵守する必要があります。

B. Single Sign-On API

デベロッパは、デベロッパがマルチチャネルビデオプログラミングディストリビュータ (MVPD) でない限り、または、デベロッパのアプリケーションが主としてサブスクリプションを前提とする MVPD サービスを通じて認証されるビデオプログラミングを提供するために設計されており、かつ、デベロッパが Apple から Single Sign-On API を使用する権限を得ていない限り、Single Sign-On API にアクセス、またはこれを使用してはなりません。デベロッパがかかる権限を有している場合、デベロッパは、シングルサインオン仕様書に従い、Apple 製品を視聴するためにデベロッパの MVPD コンテンツにアクセスするユーザーの権限を認証する目的でのみ、Single Sign-On API の使用が許可されます。かかる使用はすべて、シングルサインオン仕様書のドキュメントを遵守しなければならず、デベロッパは、Apple が、デベロッパにかかる権限を提供しない権利、およびかかる権限をいつでもその自由裁量で取り消す権利を留保することを認めるものとします。

デベロッパが Single Sign-On API を使用する場合、デベロッパは、デベロッパの MVPD コンテンツにアクセスする権限を認証するために、ユーザーがサインインする Single Sign-On API を通じてユーザーがアクセスするサインインページを提供する責任を負うものとします。デベロッパは、かかるサインインページが広告を表示せず、かつ、コンテンツおよびかかるページの外観が、Apple の事前の審査および承認を条件とすることについて同意するものとします。デベロッパが Single Sign-On API を使用し、かつ、Apple がかかる API、および／またはシングルサインオン仕様書のアップデート版を提供する場合、デベロッパは、Apple からアップデート版を受領してから 3 か月以内に、デベロッパの実装を、当該の新しいバージョンおよび仕様書に適合するようにアップデートすることについて同意するものとします。

デベロッパは、Apple に対し、ユーザーがプロバイダを選び、かつ、シングルサインオンを通じて認証する Apple 製品でのユーザーインターフェイス画面における使用を含む、シングルサインオン機能に関して使用するために、デベロッパが提供する商標を使用、複製、および表示することを許諾し、および／または、ユーザーに対して、当該ユーザーがシングルサインオンを通じてアクセス可能なアプリケーションのリストを提供することを許諾するものとします。また、デベロッパは、Apple に対して、インストラクション資料、トレーニング資料、マーケティングマテリアル、およびあらゆる媒体における広告の使用（を含みますがこれらに限定されません）に関して、当該ユーザーインターフェイスのスクリーンショットおよび画像を使用する権利を付与するものとします。Single Sign-On API を通じて提供されるデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づくライセンスアプリケーション情報とみなされます。

デベロッパは、Apple 製品におけるデベロッパの MVPD コンテンツに対するユーザーのアクセス権限を認証すること、デベロッパの MVPD コンテンツに対するアクセス権限をユーザーに提供すること、および／またはデベロッパの MVPD サービスのパフォーマンスおよび技術的問題を解決すること以外の目的で、Single Sign-On API を通じて提供されるデータを収集、保存、または使用してはなりません。デベロッパは、MVPD サブスクリプションの一環としてそのプログラミングがデベロッパにより提供されるビデオプログラミングプロバイダに対して提供された認証情報で、かつ、ユーザーの MVPD サブスクリプションに基づく Apple 製品における当該ビデオプログラミングに対するユーザーのアクセス権限の認証目的のみの場合を除き、いかなる第三者に対しても、Single Sign-On API の使用から取得されたデータ、コンテンツまたは情報を提供または開示してはなりません。

C. TV App API

デベロッパは、(a) デベロッパのアプリケーションが主としてビデオプログラミングを提供するために設計され、(b) デベロッパが Apple から権限を得ており、かつ、(c) デベロッパの使用が TV アプリ仕様書に準拠している場合でない限り、TV App API を使用することはできません。デベロッパが TV アプリのデータを Apple に提供する範囲内で、Apple は、(a) TV アプリの機能に関する情報およびおすすをユーザーに提供すること、(b) ユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーション経由で視聴するために、当該おすす、または情報からコンテンツにリンクできるようにすること、および／または (c) TV アプリの機能のサービス提供、保守、および最適化の目的でのみ、当該データを保存、使用、複製、および表示することができます。本契約の解除前にデベロッパが提出したあらゆる TV アプリのデータについて、Apple は、本契約の解除後、**第 3.3.6 条(C)**に従い、当該データの使用を継続することができます。TV アプリのデータは、本条で定める使用制限を条件として、本契約に基づきライセンスアプリケーション情報とみなされます。デベロッパは、Apple がその自由裁量により、TV アプリの機能にデベロッパのライセンスアプリケーションを含めない権利を留保することについて認めるものとします。

Apple は、Apple Account に基づき表示されるデベロッパのライセンスアプリケーションを TV アプリの機能に含める前に、ユーザーの Apple Account に基づいてユーザーの同意を取得します。また、Apple は、以後ユーザーがいつでも当該コンテンツを撤回できるようにし、かつ、Apple のシステムから TV アプリのデータを削除できるようにします。さらに、デベロッパは、自身のサブスクリプション登録者 ID システムに基づいてユーザーの同意を求めることができるものとします。デベロッパは、デベロッパが TV アプリのデータを Apple に提供することについてユーザーの同意を得るために、あらゆる現地の適用法令を含む、すべての適用法令をデベロッパが遵守することについて責任を負うものとします。

D. MusicKit

デベロッパは、デベロッパのエンドユーザーによる Apple Music サブスクリプションへのアクセスの促進に関連しない目的で、MusicKit API または MusicKit JS の呼び出し (またはその他の方法で MusicKit API または MusicKit JS を通じて情報を得ること) を試みないことに同意するものとします。デベロッパが MusicKit API または MusicKit JS にアクセスする場合、デベロッパは、Apple Music Identity Guidelines に従う必要があります。デベロッパは、デベロッパによる MusicKit API または MusicKit JS の使用を通じて、またはその他のいかなる方法においても、Apple Music サービスへのアクセスに対し、支払いを要求しない、または間接的な収益化 (例えば、アプリ内課金、広告、ユーザー情報のリクエストなど) を行わないことに同意するものとします。また、以下についても確認してください。

- デベロッパが MusicKit API または MusicKit JS を通じて音楽再生を提供する場合、全楽曲の再生が可能でなければならない、かつ、ユーザーが再生を開始でき、「再生」、「停止」、および「スキップ」などの標準的なメディアコントロール機能を使用して再生を操作できなければならないこと、かつ、デベロッパはそうしたコントロール機能を不正確に伝えることのないことに同意すること。
- デベロッパは、いかなる MusicKit コンテンツもダウンロード、アップロード、または改変することはできず、かつ、かかる行為をデベロッパのエンドユーザーに許可することもできず、その他ドキュメントで Apple が別段の許可をしない限り、MusicKit コンテンツは、ほかのいかなるコンテンツとも同期することができないこと。
- デベロッパは、MusicKit API または MusicKit JS により表示され、かつ、ドキュメントで許可された方法でのみ (例えば、アルバムアートワークおよび MusicKit API からの音楽関連テキストは、音楽再生または再生リストの管理とは異なる目的で使用することはできません)、MusicKit コンテンツを再生できること。
- ユーザーからのメタデータ (プレイリストやお気に入りなど) は、エンドユーザーに対して明確に開示され、かつ、Apple の自由裁量により決定された通りに、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの使用と直接関連するサービスまたは機能を提供するためにのみ使用できること。
- デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションの中のスタンドアロンライブラリとしてのみ、かつ、ドキュメントで許可された通りにのみ、MusicKit JS を使用することができること (例えば、デベロッパは、MusicKit JS をその他のいかなる JavaScript コードとも組み合わせることはできず、または別途ダウンロードしたり、再ホストしたりすることはできないことに同意すること)。

E. ShazamKit

ShazamKit API の使用はすべて、本契約 (Apple Music アイデンティティガイドラインおよびプログラム要件を含む) およびドキュメントの条件を遵守する必要があります。Apple Music で入手可能な曲に対して ShazamKit コンテンツを表示する場合、Apple Music Identity Guidelines に沿い、Apple Music 内におけるかかるコンテンツへのリンクを提供するものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わず、ShazamKit コンテンツを複製、改変、翻訳、二次的著作物の作成、公表、または公開しないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、ほかの音声認識サービスを改善または作成する目的で、ShazamKit API により提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。ShazamKit API を使用するアプリケーションは、コンプライアンスを目的として設計または販売することはできません (例えば、音楽のライセンス供与や権利使用料の監査など)。

F. Apple Music Feed API

Apple Music Feed API の使用はすべて、本契約 (Apple Music Identity Guidelines およびプログラム要件を含む) およびドキュメントの条件を遵守しなければならないものとします。デベロッパは、Apple Music フィードコンテンツが以下の条件を満たしている場合、そのコンテンツの題材をデベロッパのアプリケーションでプロモーションすることを目的として、Apple Music フィードコンテンツを表示できます。(i) Apple Music フィードコンテンツのベースとなっているコンテンツのプロモーションを行う画面上にのみ表示されること、(ii) プロモーションの対象となっている音楽にユーザーがアクセスできる、Apple Music または iTunes 内のページに直接移動するリンクの役割を果たす Apple Music のバッジに近接していること、(iii) 当該の Apple Music フィードコンテンツに曲またはミュージックビデオプレビューが含まれる場合は、その Apple Music フィードコンテンツが Apple Music の許可を得て転載したものであることを示す帰属表示 ("provided courtesy of Apple Music") が含まれていること、(iv) 当該の Apple Music フィードコンテンツに曲またはミュージックビデオプレビューが含まれる場合は、そのコンテンツがストリーミング配信されるのみであり、ダウンロード、保存、キャッシュ、またはビデオと同期されないこと、(v) プロモーションの目的とは異なる独立したエンターテインメント的価値に使用されないこと、(vi) ほかの商品やサービスのプロモーションに使用されないこと。

3.3.7 インフラストラクチャーテクノロジー

A. MFi アクセサリー

デベロッパのアプリケーションは、(i) デベロッパがデベロッパのアプリケーションを最初に提出した際に、MFi Program に基づいて当該 MFi アクセサリーに関するライセンスが付与され、(ii) MFi ライセンシーがデベロッパのアプリケーションを、MFi アクセサリーとの相互運用を認めるリストに追加しており、かつ、(iii) MFi ライセンシーが、MFi Program から当該追加について承認を得ている場合にのみ、ワイヤレストランスポートを通じて、または Apple の Lightning ケーブルを通じて、または Apple の 30 ピンコネクタを通じて、MFi アクセサリー (上に定義) とのインターフェイス接続、通信、またはその他の相互運用またはコントロールを行うことができます。

B. 携帯電話ネットワーク

(i) アプリケーションが携帯電話ネットワークへのアクセスを必要とする場合、またはセルラーネットワークにアクセスができるようになる場合、そのようなアプリケーションは以下の事項に従う必要があります。

- アプリケーションによる携帯電話ネットワークへのアクセスや使用の方法に関する Apple のベストプラクティスおよびその他のガイドラインを遵守すること。

- ネットワーク容量または帯域幅を過剰に使用し、またはこれらに極度な負担をかけると Apple が合理的に判断するものであってはならないこと。

(ii) 携帯電話ネットワーク事業者の中には、当該事業者のネットワーク上でのボイスオーバーインターネットプロトコル (VoIP) 機能、例えばセルラーネットワーク上での VoIP 電話の利用を禁止または制限している場合があり、かつ、VoIP について追加料金等の費用を請求する場合があるため、デベロッパは、エンドユーザーに対して、例えば、App Store 上のデベロッパのアプリケーションに同梱して提供されるマーケティングテキストの中で当該通知をするなどの手段で、購入前に、当該事業者との契約条件を確認するよう通知することに同意するものとします。さらに、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーに SMS メッセージを送ること、または音声通話を行うことを可能に

するものである場合、デベロッパは、エンドユーザーに対して、当該機能を使用する前に、標準テキストメッセージ料金、またはその他の使用料がかかる使用に対して適用される可能性があることについて通知しなければなりません。

C. Apple Push Notification Service およびローカル通知

Apple Push Notification Service またはローカル通知を介したプッシュ通知のすべての使用は、本契約(プログラム要件を含みます) および付属書 1 (Apple Push Notification Service およびローカル通知に関する付加条件) の条件を遵守する必要があります。

D. iCloud

iCloud ストレージ API と CloudKit API のすべての使用、および本契約に基づく iCloud サービスの使用は、本契約(プログラム要件を含む) および付属書 (iCloud を使用するための付加条件) の遵守する必要があります。

E. 拡張機能

アプリケーションバンドルにおける拡張機能を含むアプリケーションは、アプリケーションが WatchKit Extension を含む場合を除き、単なる拡張機能以外の機能性(例: ヘルプスクリーンや追加設定など)を提供しなければなりません。また、以下についても確認してください。

- 拡張機能(WatchKit Extension を除く)には、その拡張機能ビューに広告、製品プロモーション、ダイレクトマーケティング、またはアプリ内課金のオファーを含めることはできないこと。

- 拡張機能は、Apple ブランド製品の画面全体をブロックすることはできず、または、ほかのデベロッパのアプリケーションもしくは Apple が提供する機能やサービスのユーザーの使用について、非公開または想定外の方法で転送、妨害、干渉することはできないこと。

- 拡張機能は、ドキュメントで定められている通り、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、または visionOS の、Apple が指定する領域においてのみ運用することができること。

- キーボード機能を提供する拡張機能は、あらゆるネットワークアクセスの独立性を保つことができなければならないこと、かつ、Unicode 文字を含んでいなければならないこと(絵文字のみではなく)。

- かかる拡張機能により行われるいかなるキーストロッキングも、エンドユーザーに対し、当該データが iOS または iPadOS から送信される前に、明確に開示されなければならないこと、かつ、**第 3.3.3 条(B)**の定めに関わらず、当該データはデベロッパのアプリケーションのキーボード機能の提供または改善目的でのみ使用することができること(例えば、広告提供目的で使用してはならない)。

- 拡張機能により行われるいかなるメッセージフィルタリングも、エンドユーザーに対して、明確に開示されなければならないこと、かつ、**第 3.3.3 条(B)**の定めに関わらず、いかなる SMS または MMS データも、メッセージフィルタリング拡張機能を通じてアクセスされるのか、または iOS によってメッセージング拡張機能の対応サーバに対して送信されるのかを問わず、スパムや不明な発信元からのメッセージを減らすことにより、ユーザーのメッセージング体験の提供または改善を実現する目的でのみ使用することができること、および、広告提供またはその他の目的で使用されては

ならないこと。さらに、拡張機能内でアクセスされるユーザーからの SMS データまたは MMS データは、いかなる場合も拡張機能の指定コンテナ領域からエクスポートしてはならないこと。

- デベロッパのアプリケーションは、拡張機能の自動インストールまたはその他ユーザーが認識しない拡張機能のインストールをさせてはならず、かつ、デベロッパはユーザーに対して、拡張機能の目的および機能を正確に提示しなければならないこと。

F. DeviceCheck API

デベロッパが DeviceCheck データを保存するために DeviceCheck API を使用する場合、デベロッパは、該当する場合、それらの値をリセットするためにユーザーがデベロッパに連絡することができる方法を提供する必要があります (例: 試用サブスクリプションのリセット、または新規ユーザーがデバイスを取得した際に一定の使用を再度認証するなど)。デベロッパは、不正行為に関する単一の識別子として DeviceCheck データに依存することはできず、かつ、ほかのデータまたは情報に関してのみ DeviceCheck データを使用しなければなりません (例えば、デバイスが譲渡されたり再販売されたりする可能性があるため、DeviceCheck データをそのみでデータポイントとして扱うことはできない)。Apple は、いつでもその自由裁量で、DeviceCheck データを削除する権利を留保し、かつ、デベロッパは、かかるデータに依存しないことについて同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパを代理して行為を行うサービスプロバイダを除き、デベロッパが Apple から取得した DeviceCheck トークンを、いかなる第三者とも共有しないことに同意するものとします。

G. Wi-Fi Aware フレームワーク

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションに関連してピアツーピア接続およびデータ転送機能を提供するためにのみ、Wi-Fi Aware フレームワークまたは Wi-Fi Aware 情報を使用することができます。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fi Aware 情報を保存し、これをエンドユーザーの Wi-Fi Aware 対応デバイス間で安全に、エンドツーエンドの暗号化方式で送信する必要があり、無関係な目的 (広告など) に使用することはできません。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Wi-Fi Aware 情報を (クラウドサービスや別のリモートデバイスなどに) リモートで保存したり、Wi-Fi Aware 情報を使用してエンドユーザーの位置情報をモニタリングしたりすることはできません。デベロッパは、デベロッパによる Wi-Fi Aware フレームワークの使用が第 3.3.3 条の対象であることを認めるものとします。ペアリングされているデバイスがアイドル状態の場合、デベロッパのアプリケーションは接続をアクティブな状態に保つことができないことがあります。Apple は、デベロッパのアプリケーションによる Wi-Fi Aware フレームワークの使用が、ほかに措置を講じないとデバイスのパフォーマンスを低下させる場合、Wi-Fi Aware フレームワークの使用を制限する権利を留保します。

H. TelephonyMessagingKit API

デベロッパのアプリケーションは、TelephonyMessagingKit API を使用する際、エンドユーザーによって開始されたメッセージを送信し、当該 API を使用して以前に受信したメッセージを表示する機能を提供する必要があります。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、TelephonyMessagingKit API を使用する際に、ユーザーメッセージおよび関連メタデータを安全な方法で保存および送信する必要があります (例えば、サーバに同期されるメッセージは、転送時および保存時に暗号化する必要があります)。デベロッパのアプリケーションは、求められていないメッセージを送信するために、またはフィッシングやスパムのために、TelephonyMessagingKit API を使用してはならないものとします。これには、スパム防止関連法令に違反する、またはその他の点で違法であるあらゆる行為が含まれますが、これらに限定されません。

I. Default Dialer API

デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Default Dialer API を使用する際に、通信事業者ベースの通話のユーザー会話履歴および関連メタデータを安全な方法で保存および送信する必要があります (例えば、サーバに同期される会話履歴は、転送時および保存時に暗号化する必要があります)。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、求められていないメッセージを送信するために、またはフィッシングやスパムのために、Default Dialer API を使用してはならないものとします。これには、スパム防止関連法令に違反する、またはその他の点で違法であるあらゆる行為が含まれますが、これらに限定されません。

3.3.8 その他のテクノロジー

A. Xcode Cloud

(i) デベロッパが Xcode Cloud サービスを使用してデベロッパの Xcode Cloud コンテンツを管理し、デベロッパのアプリケーションを構築する限り、デベロッパは、本契約によって、Apple、ならびに Apple の関連会社および代理店に、複製、ホスト、処理、表示、送受信、改変、派生作品の作成を行うことに関して、またはその他の方法で Apple が Xcode Cloud サービスを提供するためにのみデベロッパの Xcode Cloud コンテンツを使用することに関して、非独占的に、あらゆる場所で、対価全額払込済みの状態で、権利使用料無料のライセンスを付与するものとします。Apple は、Xcode Cloud サービスをデベロッパに提供する目的に限り、デベロッパの Xcode Cloud コンテンツのうちのソースコードを使用します。デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。(a) デベロッパは、かかる Xcode Cloud コンテンツに単独で責任を負い、Apple は所有権を有さないこと、(b) Xcode Cloud サービスと共に第三者のサービス (例えばソースコードのホスティング、アーティファクトストレージ、メッセージング、またはテストサービス) を使用することを選択した場合、かかる第三者サービスの利用規約の遵守はデベロッパの責任で行うこと、(c) Xcode Cloud サービスによるユーザー生成コンテンツのプロビジョニングは、契約上または使用許諾上の責務としての配信とみなされること、(d) Xcode Cloud におけるデベロッパの Xcode Cloud コンテンツの実行は、Xcode Cloud コンテンツのテストのためのものに制限されること、(e) Xcode Cloud を使用して暗号通貨のマイニングを行わないこと、および (f) デベロッパの Xcode Cloud コンテンツが、**第 3.3.4 条(A) (iv)** および **第 3.3.4 条(A) (v)** で定められたアプリケーションの要件を満たすこと。

(ii) 本契約に定める Apple のその他の権利を一切制限することなく、Apple は、デベロッパが本契約の条項に違反したと特定した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保します。かかる措置には、Xcode Cloud サービスへのアクセスを制限、停止、もしくは取り消すこと、またはデベロッパのビルドを終了することが含まれます。

(iii) デベロッパが欧州連合 (EU) に拠点を置く組織として Apple Developer Program に登録している場合は、Regulation (EU) 2023/2854 に関連する Xcode Cloud の追加条項が <https://developer.apple.com/download/files/EU-Data-Act-Terms-XcodeCloud.pdf> に記載されています。

B. WeatherKit API

WeatherKit API のいかなる使用も、本契約 (プログラム要件を含みます) および付属書 8 (WeatherKit API の利用に関する付加条件) の条件に準拠しなければならないものとします。

C. 部分的なイマーシブ体験

デベロッパが部分的なイマーシブ体験(.mixedReality スタイルの使用など)をエンドユーザーに提供する場合は、ドキュメントに準拠する必要があります。ドキュメントに記載されている範囲内でのエンドユーザーの視野を遮る体験については、visionOS によるシステム境界を有効にするのではなく、完全に没入感のある体験(.virtualReality スタイルの使用など)を提供してください。

D. iWork API

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品に Apple の Pages、Keynote、および Numbers ファイル形式で保存されたエンドユーザーの文書について、かかる文書のプレビューを PDF 形式に変換することにより作成する目的のみ、iWork API を使用することができます。iWork API を使用する際、関連する iWork 文書はプレビューを生成する目的で Apple サーバに送信されます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、エンドユーザーに通知を送信する、および／またはエンドユーザーから同意を得る必要があります。

E. Shallow Depth & Pressure 機能

デベロッパのアプリケーションは、浅い水深で行うウォーターアクティビティ(プールでの水泳、スノーケリングなど)で使用する目的のみ、水深データをユーザーに提供するために Shallow Depth & Pressure 機能を使用することができます。スキューバダイビングアプリケーションや、ドキュメントで定められている水深制限を超えた水深で行われるウォーターアクティビティでは使用できません。デベロッパのアプリケーションは、ドキュメントで定められている水深制限の範囲内でのみ、水深データをユーザーに提供できます。

F. Now Playing API

Now Playing API を使用することにより、デベロッパは自身のライセンスアプリケーション情報、関連するメタデータ、デベロッパのアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびにデベロッパが Now Playing API を使用して利用可能にするコンテンツまたは情報(「Now Playing 情報」)に Journaling Suggestions API を介してアクセス可能になることを理解するものとします。デベロッパは、自身が除外のフラグを設定しない限り、ほかのデベロッパやそれらのアプリケーションによるものを含めた、Journaling Suggestions API を介したエンドユーザーに対するジャーナリングの提案の提供に関連して、Now Playing 情報が使用および表示される場合があることに同意するものとします。

G. Critical Messaging API

デベロッパのアプリケーションは、緊急時において SMS 経由でメッセージ機能にアクセスするためにのみ、Critical Messaging API を使用することができます。デベロッパは、求められていないメッセージを送信するために、またはフィッシングやスパムのために、Critical Messaging API を使用してはならないものとします。これには、アンチスパム法令に違反するあらゆる種類の行為、またはその他不適切、不正、もしくは違法となる行為を含みますが、これらに限られません。Apple は、Critical Messaging API を使用して送信されたメッセージの可用性、正確性、信頼性、または適時性を保証しません。

H. EnergyKit

EnergyKit のすべての使用は、本契約(プログラム要件を含む)および付属書 11(EnergyKit の使用に関する付加条件)の条件を遵守する必要があります。

I. Foundation Models Framework

デベロッパは、Foundation Models Framework または同フレームワークによりアクセスされるモデルにアクセスし、プロンプトを入力し、またはその他の方法で利用することにより、「Foundation Models Framework Acceptable Use Requirements」に従うこと、およびそれを支える合理的な指針を維持することに同意したものとみなされます。さらに、デベロッパは、デベロッパの取扱製品により使用されるアダプタを、Foundation Models Framework がアクセスするモデルの現行リリースと互換性のある状態に維持することに同意するものとします。そのようにしない場合、デベロッパのアプリケーションの現行リリースの OS と互換性を失う結果となり、**第 6.8 条**の対象となる場合があります。

3.3.9 取引およびパス

A. In-App Purchase API

In-App Purchase API および関連サービスの使用はすべて、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書 2 (In-App Purchase API の利用に関する付加条件)の条件に従ってなされなければなりません。

B. ウォレット

デベロッパによるパスの開発、ならびに本契約に基づくパスタイプ ID およびウォレットの使用は、本契約(プログラム要件を含みます)および付属書 5 (パスに関する付加条件)の条件を遵守する必要があります。

C. Apple Pay API

(i) Apple が書面で許可しない限り、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションにより、またはこれを経由して行う支払い手続きを円滑にする目的でのみ、および iPhone、iPad、または Apple Watch 以外で使用される商品およびサービスを購入するためにのみ、Apple Pay API を使用することができます。疑義を避けるために明記すると、**本第 3.3.9 条(C) (i)**は、**第 3.3.1 条(C)**およびガイドラインを含みますがこれらに限定されない、In-App Purchase API の使用に関するいかなる規定および要件に取って代わるものではありません。また、以下についても確認してください。

- デベロッパは、Apple が、Apple Pay API の使用を通じて円滑化された一切の支払い手続きの当事者ではなく、かつ、あらゆるエンドユーザーの支払い用カードが利用できないこと、または不正決済が行われることを含め(ただし、これらに限定されない)、かかる支払い手続きについて一切責任を負わないことを認め、承諾すること。かかる支払い手続きは、デベロッパと、デベロッパが手続きの処理に利用するデベロッパの銀行、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Apple Pay API の機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法(例えば、サーバ上での暗号化)で、デベロッパによる Apple Pay API の使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーを保存することについて同意すること。デベロッパは、iPhone または iPad 上に、暗号化されていない方法で、いかなるエンドユーザーの支払い情報も保存しないことについて同意すること。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、iPhone または iPad 上のいかなるエンドユーザーの支払い情報も復号できないものとします。

- デベロッパは、エンドユーザーの支払い手続きを円滑にすることに関連しない目的で、Apple Pay API を呼び出さないこと、または、その他 Apple Pay API を通じて情報を入手しようとしないうことについて同意すること。

- デベロッパのアプリケーションがエンドユーザーの残高を保存する場合、デベロッパは、Apple Pay API を使用して、Apple Pay に設定されたユーザーのカード会社のカードに送金できるようにすること。

- デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で Apple Pay API を使用する場合、Apple Cash がそうしたアプリケーションが配布される地域の法域内で使用可能である限り、デベロッパは商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパの Apple Pay API の使用において、Apple Cash を支払いオプションとして含めることに同意すること。

(ii) Apple Pay API 経由でのエンドユーザーの支払い手続きを円滑にする一環として、Apple は、デベロッパ（デベロッパが取引業者、仲介者として行為するか、または Apple Pay でのエンドユーザーの支払い手続きを円滑にする、取引業者のウェブページを表示するかを問わない）に、Apple Pay ペイロードを提供することがあります。デベロッパが Apple Pay ペイロードを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパはエンドユーザーの支払い手続きを処理するために、およびデベロッパがエンドユーザーに開示したその他の使用のために、かつ、適用法令を遵守してのみ、Apple Pay ペイロードを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合：

(a) デベロッパは、取引業者とエンドユーザーとの間の支払い手続きを円滑にする目的、および当該手続きの一環としてデベロッパ自身の注文を管理する目的（例えば、カスタマーサービスなど）でのみ、Apple Pay ペイロードを使用できること。

(b) デベロッパは、デベロッパが支払い手続き、および注文管理目的の遂行に必要な期間を超えて、これらの目的で収集された Apple Pay ペイロードデータを保有することはできないことに同意すること。

(c) デベロッパは、Apple Pay ペイロードを含みますがこれに限定されない、Apple Pay API 経由で取得したデータを、デベロッパが当該エンドユーザーに関して保有するその他のいかなるデータとも結合させないことに同意すること（ただし、注文管理目的に必要な、限定された範囲を除きます）。疑義を避けるために明記すると、仲介者は、広告宣伝のため、ユーザープロフィールの構築もしくは強化のため、またはその他エンドユーザーを対象として、Apple Pay API 経由で取得したデータを使用することはできないものとします。

(d) デベロッパは、デベロッパが手続きの仲介者であることをエンドユーザーに開示し、かつ、デベロッパの名前を仲介者として含めることに加えて、Apple Pay ペイメントシートにおける特定の取引に関する、取引業者の情報をエンドユーザーに提供することに同意すること。

(e) デベロッパが取引業者を利用する場合、デベロッパは、デベロッパの選定した取引業者が、デベロッパから提供される Apple Pay ペイロードをエンドユーザーの支払い手続きの処理およびその他エンドユーザーに開示された使用目的でのみ、かつ、適用法令を遵守してのみ、使用することについて責任を負うこと。デベロッパは、最低限、本契約の規定と同じ程度に制限的かつ Apple を保護する条件が含まれる法的拘束力のある書面による契約を、当該取引業者と締結することに同意すること。かかる Apple Pay ペイロードに関して当該取引業者によりなされたあらゆる行為または支払い手続きは、デベロッパによってなされたものとみなされること、かつ、デベロッパは、当該

取引業者に加えて、かかる行為(または不作為)のすべてについて Apple に対して責任を負うこと。本契約違反を構成する、またはその他の損害の原因となる、当該取引業者の作為または不作為について、Apple はデベロッパに対して、当該取引業者の使用中止を要求する権利を留保すること。

- デベロッパが、Apple Pay でのエンドユーザーの支払い手続きを円滑にする、取引業者のウェブページを表示するが、仲介者としても取引業者としても行為しない(すなわち、デベロッパが WKWebView を通じて取引業者のチェックアウトをホストする)場合：

- (a) 理由の如何を問わず、Apple Pay ペイロードにアクセスしないことに同意すること。
- (b) 取引業者のウェブページを表示する以外の目的で、Apple Pay 支払い手続きに由来または関連する情報を使用しないことに同意すること。

- デベロッパは、対象製品で Apple Pay API を使用する場合、ウェブ上の Apple Pay の利用に関するガイドライン (<https://developer.apple.com/apple-pay/acceptable-use-guidelines-for-websites/>)、適用される Apple Pay プラットフォームウェブの利用規約、および関連する契約に従うことに同意するものとします。本契約において、デベロッパが対象製品で Apple Pay API を使用する場合、ウェブ上の Apple Pay の利用に関するガイドラインにおける「ウェブサイト」の意味、ならびに Apple Pay プラットフォームのウェブ利用規約および関連する契約における「ウェブサイト」の意味には、取引を円滑にするために Apple Pay API を使用するデベロッパの対象製品も含まれます。

- 本第 3.3.9 条(C)においてのみ、「Apple」とは、デベロッパが米国に所在する場合、Apple Payments Services LLC(所在地：6900 W. Parmer Lane, Office No. AC1-2225, Austin, Texas 78729)を意味します。

D. Tap to Pay API

(i) デベロッパのアプリケーションは、取引業者によるデベロッパのアプリケーションを通じた取引の実行を可能にする目的でのみ、Tap to Pay API を使用することができ、デベロッパのアプリケーションは、Tap to Pay API へのアクセスについて Apple から権限を得ていない限り、当該アクセスを行ってはなりません。さらに、デベロッパは次を認め、これに同意するものとします。

- Apple は、Tap to Pay API の使用を通じて円滑化された一切の取引の当事者ではなく、かつ、あらゆる支払い用カードが利用できないこと、または不正決済が行われることを含め(ただし、これらに限定されない)、かかる取引について一切責任を負わないこと。かかる取引は、デベロッパと、取引業者、デベロッパが取引の処理に利用するデベロッパの決済サービスプロバイダ、加盟店契約会社、カードネットワーク、またはその他の当事者との間で行われるものであり、かつ、かかる第三者との間でデベロッパが締結した契約を遵守することについて、デベロッパが責任を負うこと。かかる契約には、Tap to Pay API の機能を使用することに関するデベロッパの決定について、デベロッパが同意して責任を負うことになる一定の権利、義務、または制限条項が含まれる場合があること。

- デベロッパは、ドキュメントに従い、かつ、安全な方法(例えば、サーバ上での暗号化)で、デベロッパによる Tap to Pay API の使用の一環として、デベロッパに対して提供されるプライベートキーおよび TTP データを保存すること。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、決済サービスプロバイダとして TTP データを処理する場合を除き、いかなる暗号化された TTP データも復号できないものとします。

- デベロッパは、取引業者によるデベロッパのアプリケーションの使用を通じた取引の実行を可能にすることに関連しない目的で、TTP API を呼び出さないこと、または、その他 TTP API を通じて情報を入手しようとししないこと。

- Apple は、Tap to Pay API により円滑化された取引が正当に承認されていることを確認する責任を一切負わないこと。Apple は、不正または詐欺的な取引が行われた場合でも、責任を負いません。

- デベロッパは、Apple Pay がデベロッパのアプリケーションが配布される地域の法域内で使用可能である限り、商業的に合理的な努力をもって、ドキュメントに従って、デベロッパの Tap to Pay API の使用において、Apple Pay を支払いオプションとして含めること。

(ii) Apple は、デベロッパ(デベロッパが取引業者または仲介者のいずれとして行為するかを問わない)に、TTP データを提供することがあります。デベロッパが TTP データを受け取る際、デベロッパは以下の事項に同意するものとします。

- デベロッパが取引業者として行為する場合、デベロッパは取引を処理するためにのみ、および注文を管理する目的でのみ、かつ、いずれの場合も適用法令を遵守して、TTP データを使用できること。

- デベロッパが仲介者として行為する場合：(a) デベロッパは取引業者と取引業者の顧客の間における取引を円滑化するためにのみ、および注文を管理する目的でのみ、TTP データを使用できること、(b) デベロッパは取引を円滑化するために必要な当事者にのみ、TTP データの譲渡または開示を制限しなければならないこと、(c) デベロッパは取引の遂行および注文管理目的に必要な期間を超えて、TTP データを保有することはできないこと、ならびに (d) デベロッパは、TTP データを含みますがこれに限定されない、Tap to Pay API 経由で取得したデータを、デベロッパが取引に関与する取引業者または取引業者の顧客に関して保有するその他のいかなるデータとも結合することはできないこと(ただし、取引の円滑化および注文管理目的に必要な、限定された範囲を除きます)。疑義を避けるために明記すると、仲介者は、広告宣伝のため、取引業者の顧客プロフィールの構築もしくは強化のため、またはその他取引業者の顧客を対象として、Tap to Pay API 経由で取得したデータを使用することはできないものとします。

- デベロッパが決済サービスプロバイダとして行為しない場合、(i) デベロッパは決済サービスプロバイダと契約を締結し、(ii) 当該決済サービスプロバイダが、取引を処理する目的(不正検知サービスの適用が含まれる場合があります)でのみ、および注文を管理する目的でのみ、かつ、いずれの場合も適用法令を遵守して、デベロッパが取得した TTP データを使用することを確実にしなければならないこと。疑義を避けるために明記すると、当該決済サービスプロバイダはデベロッパの第三者サービスプロバイダです。デベロッパが取引業者であるか仲介者であるかに関わらず、デベロッパの決済サービスプロバイダが実行したあらゆる行為は、デベロッパが実行したものとみなされるものとします。また、デベロッパ(デベロッパの決済サービスプロバイダに加えて)は、かかるすべての行為(または不作為)について、Apple および取引業者の顧客に対して責任を負うものとします。

- デベロッパが仲介者である場合、デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションを使用する取引業者がドキュメントに従ってデベロッパのアプリケーションを使用して取引を実行できるようにする前に、当該各取引業者が Tap to Pay Platform 利用規約に承諾および同意していることを確認しなければならないこと。デベロッパが取引業者である場合、デベロッパはデベロッパのアプリケーションで取引を実行する前に、Tap to Pay Platform 利用規約に承諾および同意しなければならないこと。

Apple は、その自由裁量で、デベロッパに Tap to Pay API を使用する権限を提供せず、かつ、いつでもかかる権限を取り消す権利を留保します。

- 本第 3.3.9 条(D)においてのみ、「Apple」とは、デベロッパが米国に所在する場合、Apple Payments Services LLC(所在地: 6900 W. Parmer Lane, Office No. AC1-2225, Austin, Texas 78729)を意味します。

3.3.10 その他のサービスまたはソフトウェア

A. 追加のサービスまたはプレリリース版ソフトウェア

Apple は随時、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに関連して利用するために、または評価目的でエンドユーザーとして利用するために、デベロッパに追加のサービスまたはプレリリース版 Apple ソフトウェアへのアクセスを提供することがあります。これらの中には、本契約のほか、別途定める条件の適用を受けるものもあり、その場合、デベロッパによる利用は、当該条件の適用を受けるものとします。当該サービスまたはソフトウェアは、すべての言語で、またはすべての国もしくは地域で利用可能であるとは限らず、また Apple は、それらが特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパが当該サービスまたはソフトウェアにアクセスすることを選択する限りにおいて、デベロッパは自発的にアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。当該ソフトウェアに Apple の FaceTime またはメッセージ機能が含まれる場合、デベロッパは、かかる機能を使用する際、当該ソフトウェアおよび機能の提供および改良のため、電話番号およびデベロッパの認定テストユニットと接続されたデバイスの識別子、ならびにデベロッパが提出した E メールアドレスおよび／または Apple Account 情報を、Apple が使用および保持する場合があることを認め、同意するものとします。Apple ソフトウェアを通じてデベロッパのアクセスを可能にするサービスは、第三者から提供される場合があります。デベロッパは、当該第三者サービスまたは Apple の提供するあらゆるサービスについて、Apple が、デベロッパおよびエンドユーザーをはじめとするその他の者に対して一切の責任を負わないことを認めるものとします。Apple およびそのライセンサーは、随時、サービスへのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有するものとします。いかなる場合にも、Apple は、当該サービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないものとします。さらに、当該ソフトウェアまたはサービスの商用リリース時に、または Apple が求める場合はそれよりも前に、デベロッパは、本契約に基づき、評価のため、エンドユーザーとして、デベロッパに提供されたプレリリース版 Apple ソフトウェアまたは Apple サービスのすべての使用を中止することに同意するものとします。

B. Google セーフブラウジングサービス

デベロッパのアプリケーションが、Apple ソフトウェアを通じて Google セーフブラウジングサービスにアクセスする場合、当該アクセスには、<https://developers.google.com/safe-browsing/terms> に規定されている Google のサービス利用規約の対象となります。デベロッパが当該サービス利用規約に同意しない場合、デベロッパのアプリケーション内で Google セーフブラウジングサービスを使用することはできません。また、デベロッパは、かかる使用が当該サービス利用規約への同意を意味することについて認め、同意するものとします。

4. プログラム要件または契約条項の変更

Apple は、プログラム要件または本契約の条項を、いつでも変更することができるものとします。新設または修正されたプログラム要件が、App Store またはカスタムアプリの配信経路ですでに配布されたライセンスアプリケーションに、遡及的に適用されることはありません。ただし、デベロッパは、Apple がいつでも新設または修正したプログラム要件に合致しないアプリケーションを、App Store またはカスタムアプリの配信から削除する権利を留保することにつき、同意するものとします。Apple ソフトウェア、Apple 証明書、またはすべてのサービスの使用を継続するために、

デベロッパは、新しいプログラム要件、および／または本契約の新しい条項を承諾し、これに同意する必要があります。新しいプログラム要件または新しい契約条項への同意が行われない場合、Apple は、デベロッパによる Apple ソフトウェア、Apple 証明書、およびあらゆるサービスの使用を停止または終了します。デベロッパは、そのような新しい契約条項またはプログラム要件の承諾を、電子的手段(デベロッパがボックスにチェックマークを付けること、または「同意する」もしくは類似のボタンをクリックすることを含みますがこれらに限定されません)により示すことができることに同意するものとします。本条は、Apple の第 5 条 (Apple 証明書 ; 取り消し) に基づく権利に影響を与えるものではありません。

5. Apple 証明書 ; 取り消し

5.1 証明書の要件

すべてのアプリケーションは、認定テストユニットや登録デバイスにインストールされるため、または App Store、カスタムアプリの配信、または TestFlight 経由での配布用に Apple に提出されるためには、Apple 証明書による署名を受ける必要があります。同様に、すべてのパスは、ウォレットで認識および承認されるため、Apple 証明書による署名を受ける必要があります。Safari Extension は、macOS 上の Safari で実行するために、Apple 証明書による署名を受ける必要があります。デベロッパは、macOS 上の Safari 経由でデベロッパのサイトのための当該通知の受信に同意したユーザーの macOS デスクトップに対し、Safari プッシュ通知を送信するためにウェブサイト ID を使用する必要があります。また、デベロッパは、本契約およびドキュメントで定めるその他の目的で、ほかの Apple 証明書およびキーを取得することもできます。

以上に関して、デベロッパは Apple に対し、次の (a) から (e) に定める事項を表明および保証するものとします。

- (a) デベロッパは、Apple 証明書、キー、またはプロビジョニングプロファイルの通常動作に干渉する行為を行わないこと。
- (b) デベロッパは、許可を受けていない者または組織がデベロッパの Apple 証明書およびキーにアクセスすることを予防する責任を単独で負うと共に、デベロッパの Apple 証明書およびキーを漏洩から保護するために自身の最善の努力を払うこと (例えば、デベロッパは、App Store 配布用のデベロッパの Apple 証明書を、第三者が使用できるようにクラウドリポジトリにアップロードしないこと)。
- (c) デベロッパは、その Apple 証明書またはキーが漏洩したと考える理由がある場合は、ただちに Apple に書面で通知することに同意すること。
- (d) デベロッパは、本プログラムに基づき提供された Apple 証明書またはキーを、第三者に提供または譲渡しないこと。ただし、本契約の規定に従い、デベロッパのために、かつドキュメントまたは本契約で Apple によって明示的に許可された限定範囲でのみ、それらを使用するサービスプロバイダを除きます (例えば、デベロッパは、App Store への配信または提出のために使用されるデベロッパの Apple 証明書を、サービスプロバイダに提供または譲渡することを禁じられています)。また、デベロッパは、デベロッパの Apple 証明書を、第三者のアプリケーション、パス、拡張機能、通知、実装、またはサイトに署名するために使用することはできません。
- (e) デベロッパは、Apple が許可する通りにのみ、かつ、ドキュメントに従って、本契約に基づき提供された Apple 証明書またはキーを使用すること。
- (f) デベロッパは、本プログラムに基づき提供される Apple 証明書を、本プログラムにおいて示されている通りに、またはその他 Apple が許可する通りに、かつ、本契約に従ってのみ、テスト、Apple への提出、MDM、および／または登録デバイスもしくは認定テストユニットで使用するための限定的な配布を行うために、デベロッパのパスに署名すること、デベロッパの Safari Extension に署名すること、デベロッパのサイトの登録バンドルに署名すること、APN サービスにアクセスすること、またはデベロッパのアプリケーションに署名することのみを目的として使用すること。前記に対する限定的な例外として、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダに対し、Apple 発行の開発証明書で署名するために、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および／または visionOS を搭載した Apple ブランド製品上で、デベロッパのため

にデベロッパのアプリケーションのテストを実施させる目的でのみ、デベロッパのアプリケーションの複数のバージョンを提供することができるものとします。ただし、かかるテストはすべて、デベロッパのサービスプロバイダによって内部的に行われるものであり(例えば、デベロッパのアプリケーションを外部に配信しないなど)、かつ、デベロッパのアプリケーションは、かかるテストの実施後、合理的な期間内に削除される必要があります。また、デベロッパは、デベロッパのサービスプロバイダが、かかるテストサービスの実施によって取得されたデータを、デベロッパにデベロッパのアプリケーションの性能に関する情報を提供する目的でのみ使用することにつき(例えば、デベロッパのサービスプロバイダが、デベロッパのアプリケーションのテスト結果と、その他のデベロッパのテスト結果とを統合することは禁止されることなど)、同意するものとします。

さらに、デベロッパは、Apple に対し、デベロッパのアプリケーション、デベロッパの Safari Extension、デベロッパのサイトの登録バンドル、および／またはデベロッパのパスに適用される、またはデベロッパの取扱製品もしくは対象製品に含まれる、第三者のコードもしくは FOSS に適用されるライセンス条項が、プログラムのデジタル署名、コンテンツの保護、またはプログラムもしくは本契約の条項、条件、もしくは要件と一致し、それらと矛盾するものではないことを表明し、保証するものとします。特に、前記のライセンス条項が、Apple(またはその代理人)に対して、App Store を含む、Apple ソフトウェアの一部として利用される、セキュリティソリューション、デジタル署名もしくはデジタル著作権管理メカニズム、またはセキュリティに関する、キー、認証コード、メソッド、手順、データ、またはその他の情報の開示または提供を要求する趣旨ではないものとします。デベロッパが上述した内容に関する不一致または抵触を発見した場合は、デベロッパはその旨をただちに Apple に通知することに同意するものとし、また、当該問題を解決するために Apple と協力するものとします。デベロッパは、Apple が、問題となったライセンスアプリケーションまたはパスの配布をただちに中止することができ、また、Apple が合理的に満足のいくように当該問題が解決されるまで、デベロッパからの今後のアプリケーションまたはパスの提出の受理を却下することがあることについて認め、同意するものとします。

5.2 信頼した当事者の証明書

Apple ソフトウェアおよび Apple サービスは、Apple ソフトウェアもしくは Apple サービスによる承認を得るために(例えば、Apple Pay など)、および／またはデベロッパに対する情報提供に使用するために(例えば、取引の領収書、App Attest の受領書など)、Apple 証明書または第三者の証明書のいずれかのデジタル証明書を許可する機能性を含むことがあります。それらを信頼する前に、デベロッパが Apple から受領するあらゆる証明書または領収書の有効性を検証することはデベロッパの責任です(例えば、デベロッパは、In-App Purchase API を使用してコンテンツをエンドユーザーに配布する前に、Apple から届いた受領書について検証する必要があります)。デベロッパは、かかる証明書および受領書を信頼することに関するデベロッパの判断について、単独で責任を負い、かつ、Apple は、デベロッパが、Apple(または第三者)から届くかかる証明書もしくは受領書の検証ができない場合、またはデベロッパが Apple 証明書またはその他のデジタル証明書を信頼する場合に、いかなる責任も負いません。

5.3 macOS用の公証アプリケーション

デベロッパは、デベロッパのmacOSアプリケーションの公証を得るために、Appleのデジタル公証サービスに対して、アプリケーションの公証用のデジタルファイル(以下「**チケット**」といいます)を請求することができます。デベロッパは、このチケットをデベロッパのApple証明書と共に使用して、macOS上のデベロッパのアプリケーションの署名およびユーザー体験の改善を図ることができます。デベロッパは、このチケットをAppleのデジタル公証サービスに請求するため、継続的なセキュリティチェックを目的として、Appleのデベロッパツール(またはその他の要求された仕組み)を用いて、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードしなければなりません。こうした継続的なセキュリティチェックには、マルウェア、その他の有害もしくは疑わしいコードやコンポーネント、またはセキュリティ上の脆弱性を検出するための、

Appleによるデベロッパのアプリケーションの自動スキャン、自動テスト、および自動分析が含まれます。さらに、限定的な状況においては、同様の目的のため、Appleによるデベロッパアプリケーションの手動の技術調査が含まれる可能性があります。このデジタル公証サービスのためにデベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードすることで、デベロッパは、Appleが、かかるデベロッパのアプリケーションに対して、マルウェアまたはほかの有害または疑わしいコードやコンポーネントの検出を目的として、セキュリティチェックを実施する場合があること、および、Appleが、同様の目的のため、セキュリティチェックを継続するためにデベロッパのアプリケーションを保持し、使用する場合があることに同意したことになります。

Appleが、デベロッパの署名を認証し、デベロッパのアプリケーションが最初のセキュリティチェックに合格した場合、Appleは、デベロッパに対して、Apple証明書と共に使用するチケットを提供することができます。Appleはその自由裁量でチケットを発行する権利を留保します。また、Appleは、デベロッパのアプリケーションがマルウェア、または悪意がある、疑わしい、もしくは有害なコードやコンポーネントを含んでいる、またはデベロッパの身元を証明する署名に問題があるとAppleが信じるに足る理由、または合理的な疑いがある場合、その裁量で、チケットを随時取り消すことができるものとします。デベロッパは、随時、product-security@apple.comにEメールを送信し、Appleがデベロッパのチケットを取り消すよう要求することができるものとします。AppleがデベロッパのチケットまたはデベロッパのApple証明書を取り消した場合、それ以降、デベロッパのアプリケーションをmacOS上で実行することはできません。

デベロッパは、デベロッパのチケット請求に関してAppleと協力するものとし、かつ、Appleのセキュリティチェックに対してデベロッパのアプリケーションをAppleから隠したり、迂回を試みたり、その一部を不正確に伝えたり、またはほかの方法でAppleによるセキュリティチェックの実施を妨げたりしないことに同意するものとします。デベロッパは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックやマルウェア検出を行ったこと、またはAppleがAppleのデジタル公証サービスからデベロッパにチケットを発行するために、デベロッパのアプリケーションの審査または認証を行ったことを表明しないことに同意するものとします。デベロッパは、AppleがAppleのデジタル公証サービスと関連してのみセキュリティチェックを実施すること、およびそうしたセキュリティチェックは、確実にマルウェアを検出するものではなく、何らかのセキュリティ検証結果として用いることもできないことを認め、同意するものとします。デベロッパは、自身のアプリケーションについて、および、デベロッパのアプリケーションが安全で、エンドユーザーが確実に使用できるものであることについて（例えば、マルウェアの問題が発生した場合、エンドユーザーに対して、デベロッパのアプリケーションが停止することがあると通知することなど）、完全に責任を負うものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションをAppleにアップロードする場合、当該デベロッパの法域における輸出要件を遵守することに同意し、かつ、デベロッパは、以下のいずれかに該当するアプリケーションをアップロードしないことに同意します。以下のいずれかに該当するアプリケーションをアップロードしないことに同意するものとします。(a) 米国輸出管理規則、15 CFRパート730-774または国際武器取引規則、22 CFRパート120-130に従うもの。(b) 特定の種類の暗号化ソフトウェアおよびソースコードを含むがこれらに限定されない、事前の書面による政府の承認なしに、その承認を最初に取得しない限り、輸出することのできないもの。Appleは、デベロッパのアプリケーションや対象製品内のマルウェア、またはほかの疑わしい、有害なコードもしくはコンポーネントを検出できないことについて、またはその他のセキュリティ上の問題について、またはチケットの発行や取り消しについて、デベロッパに対して、またはいかなる第三者に対しても責任を有さないものとします。Appleは、Appleがデベロッパのアプリケーションのセキュリティチェックを実施したという事実を含むがそれに限定されない、デベロッパのアプリケーション開発、対象製品の開発、Appleソフトウェアやサービスの使用（デジタル認証サービスを含む）、またはApple証明書、チケット、もしくはプログラムへの参加の結果としてデベロッパに生じたいかなる費用、経費、損害、損失、またはその他の債務についても責任を負わないものとします。

5.4 証明書の取り消し

本契約において別段の定めがない限り、デベロッパは、デベロッパに対して発行されたApple証明書をいつでも取り消すことができます。デベロッパがデベロッパのパスに署名するために使用された、および／またはデベロッパに対してApp Store外で配布されたmacOSアプリケーションと共に使用するために発行された、Apple証明書を取り消すことを希望する場合、デベロッパは、随時、product-security@apple.comにEメールを送信し、AppleがかかるApple証明書を取り消すよう要求することができます。Appleもまたその自由裁量で、いつでもあらゆるApple証明書を取り消す権利を留保します。例として、Appleは、以下のいずれかに該当する場合に、かかる行為を選択することがあります。(a)デベロッパのApple証明書もしくは対応するプライベートキーが漏洩し、またはいずれかが漏洩したとAppleが信ずる理由がある場合、(b)デベロッパの取扱製品または対象製品が、マルウェア、悪意のある、疑わしい、または有害なコードもしくはコンポーネント(例えば、コンピュータウイルス)を含んでいるとAppleが信ずる理由または合理的な疑いを有する場合、(c)デベロッパの取扱製品が、Appleブランド製品またはかかる製品によりアクセスもしくは使用されるその他のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、またはネットワークのセキュリティに悪影響を与えるとAppleが信ずる理由がある場合、(d)Appleの証明書発行手続きに不正アクセスされた場合、またはかかる手続きに不正アクセスされたとAppleが信ずる理由がある場合、(e)デベロッパが本契約のいずれかの条項または条件に違反した場合、(f)Appleが本プログラムに基づき、デベロッパの取扱製品または対象製品に対してApple証明書の発行を中止した場合、(g)デベロッパの取扱製品または対象製品が、本契約に基づき提供されるサービスを不正使用している、または過大な負荷をかけている場合、または(h)かかる措置が適切または必要であるとAppleが信ずる理由がある場合に、かかる行為を選択することがあります。さらに、デベロッパは、エンドユーザーのプライバシー、安全、もしくはセキュリティを保護するためにAppleがかかる措置が必要であると信じる場合、またはその他Appleの合理的な判断により適切もしくは必要であると決定された場合、Appleが、Apple証明書で署名された取扱製品または対象製品に関して、エンドユーザーに通知を送信することがあることを理解し、これに同意するものとします。Appleの証明ポリシーおよび認証実務規定は、<https://www.apple.com/certificateauthority>でご確認いただけます。

6. アプリケーションの提出および選定

6.1 App Store またはカスタムアプリの配信経路で配布するための Apple への提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションのテストが適切に行われ、完成したと判断した場合、デベロッパは、Apple が App Store またはカスタムアプリの配信を通じて配布することができるように、これを Apple に提出することができます。デベロッパのアプリケーションを提出することで、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびに Apple が本プログラムのウェブポータルまたは App Store Connect に掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。デベロッパは、デベロッパが提出したアプリケーションの機能、コンテンツ、サービス、または機能性を、Apple が審査できないように隠したり、不正確に伝えたり、不明瞭にしようとしたり、その他 Apple がかかるアプリケーションを十分に審査できないようにしたりしてはならないものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、MFi アクセサリを含むがこれに限定されない、物理デバイスに接続される場合には、App Store Connect 経由で書面でその旨を Apple に知らせるものとし、かかる場合には、その接続手段 (iAP、Bluetooth Low Energy (BLE)、ヘッドフォンジャック、またはその他の通信プロトコルもしくは規格のいずれか) を開示し、デベロッパのアプリケーションが通信できるよう設計されている物理デバイスを少なくとも一つ明示することに同意するものとします。Apple が要求した場合、デベロッパは、デベロッパの費用負担で、当該デバイスに対するアクセスまたはそのサンプルを提供することに同意するものとします (サンプルは返却されません)。デベロッパは、かかる提出プロセスにおいて Apple に協力すること、および、質問への回答および Apple が合理的に要求するデベロッパの提出したアプリケーションに関する情報および資料の提供を行うことに同意するものとします。これには、デベロッパのアプリケーションに関してデベロッパが保有する保険情報、デベロッパの事業の運営、または本契約におけるデベロッパの義務が含まれます。Apple は、デベロッパに対し、特定の種類のアプリケーションについて、一定レベルの保険に入ること、および、追加の被保険者として Apple を指定することを求めることができるものとします。デベロッパが、Apple への提出後にアプリケーションに変更を加える場合 (In-App Purchase API の利用を通じて提供する機能を含みます)、デベロッパは、アプリケーションを Apple へ再提出しなければならないものとします。同様に、Apple による別段の許可がない限り、App Store またはカスタムアプリの配信経路での配布用とされるためには、デベロッパのアプリケーションのすべてのバグ修正、アップデート、アップグレード、修正、改良、補足、改訂、新規リリース、および新規バージョンもまた、Apple がこれを審査できるよう、Apple への提出が必要になるものとします。

6.2 App Thinning およびバンドルリソース

App Store またはカスタムアプリの配信へのデベロッパのアプリケーション提出の一環として、Apple は、対象とする特定のデバイス上でより効率的に実行し、かつ、より少ないスペースの使用で済むよう、デベロッパのアプリケーションの特定の機能および提供されたリソース (ドキュメントに記載の通り) を再パッケージすることにより、対象デバイスに対するデベロッパのアプリケーションを最適化することがあります (以下「**App Thinning**」といいます)。例えば、Apple は、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションの 32 ビットまたは 64 ビットバージョンのみを配布し、かつ、対象デバイスのディスプレイ上では表示されないアイコンの配布や画面表示をしないことがあります。デベロッパは、Apple が、対象デバイスにデベロッパのアプリケーションのより最適化されたバージョンを配布するため、デベロッパのアプリケーションの再パッケージに App Thinning を使用する場合があることにつき、同意するものとします。

App Thinning の一環として、デベロッパは、デベロッパのコード提出の一部である、バンドルされた当該リソース (以下「**バンドルリソース**」といいます) を特定することにより、デベロッパのアプリケーション向けに特定のリソース (例えば、GPU リソース) の対象デバイスへの配布を Apple に要求することもできます。デベロッパは、対象とするデバイスへのアセットの配布もしくは時期にバリエーションを持たせるために、かかるバンドルリソースを定義するこ

とができます(例えば、ユーザーがあるゲームで一定のレベルに達したら、コンテンツをオンデマンドで対象デバイスに配布するなど)。App Thinning およびバンドルリソースは、すべての Apple オペレーティングシステムについて利用可能とは限らず、かつ、Apple は、いくつかの対象デバイスに完全なアプリケーションバイナリの配布を継続することがあります。

6.3 macOS と visionOS での iOS および iPadOS 向けアプリケーション

デベロッパが、iOS および／または iPadOS 向けのデベロッパのアプリケーションをコンパイルし、当該アプリケーションを App Store 上での配布のために提出する場合、デベロッパは、デベロッパが App Store Connect のオプトアウトプロセスに従い、macOS および／または visionOS 上でデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトしない限りにおいて、Apple が App Store 経由で macOS および visionOS でもデベロッパのアプリケーションを利用可能にすることに同意するものとします。デベロッパは、前記の定めが、現在 App Store 上で利用可能な、デベロッパが提出した iOS および／または iPadOS 向けのアプリケーション、およびデベロッパが iOS および／または iPadOS 向けにコンパイルして App Store に提出する将来のアプリケーションに対して適用されることに同意するものとします。前記に関わらず、当該アプリケーションが第 7 条に従い App Store 上で配布するために Apple に選択された場合、および当該アプリケーションが macOS および／または visionOS 上(該当する場合)で適切に機能し、かつ互換性があると、Apple が独自の裁量において判断した場合に限り、App Store での利用可能性が適用されるものとします。デベロッパがデベロッパのアプリケーションを macOS および／または visionOS 上で運用することについて適切な権利を有するかどうかについては、デベロッパが判断し、その権利を取得する責任を負うものとします。デベロッパが当該権利を有しない場合、デベロッパは、macOS および／または visionOS 上で当該アプリケーションを利用可能にすることについてオプトアウトすることに同意するものとします。デベロッパは、macOS および visionOS 上の当該アプリケーションのテストについて責任を負うものとします。

6.4 CarPlay の iOS アプリケーションウィジェット

デベロッパは、デベロッパの iOS アプリケーションウィジェットが CarPlay で利用できるようにされることに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパの iOS アプリケーションウィジェットが機能的であり、かつ CarPlay で使用するのに適しているかどうかを判断し、そうでない場合は、disfavoredLocations 関数を使用して、デベロッパの iOS アプリケーションウィジェットを不適格とする責任を負います。例えば、機能的でない、または適切でない iOS アプリケーションウィジェットとしては、ユーザーが運転中に長時間操作する必要のあるものや、使用するには iPhone のロックを解除する必要があるものなどが挙げられます。Apple は、デベロッパの iOS アプリケーションウィジェットが機能的でない、または CarPlay に適していないと Apple が判断した場合、そのウィジェットを不適格とする権利を留保します。

6.5 TestFlight の提出

デベロッパが、デベロッパのアプリケーションを TestFlight 経由でデベロッパ企業外または組織外のベータ版テスターに配布したい場合、デベロッパは、まず審査のためにデベロッパのアプリケーションを Apple に提出する必要があります。かかるアプリケーションを提出することにより、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションがその時点において有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」、ならびに Apple が本プログラムのウェブポータルまたは App Store Connect に掲載する可能性のある追加のガイドラインに適合するものであることを表明し、保証したものとみなされます。

Apple は、TestFlight を通じてベータ版テスターにデベロッパのアプリケーションのプレリリース版を表示、マーケティング、または提供するために、配布の承認を受けたデベロッパのアプリケーションの別のバージョンと共に提出したライセンスアプリケーション情報を使用することがあります。デベロッパは、App Store Connect における自身のアプリケーション

のプレリリース版に伴うライセンスアプリケーション情報のかかる使用をオプトアウトすることができます。また、ライセンスアプリケーション情報が自身のアプリケーションのプレリリース版を表現するものでない場合にはいつでも、オプトアウトすることに同意するものとします。

その後、Apple は、デベロッパに対し、当該アップデート版が、デベロッパが App Store Connect で Apple に報告し、当該アプリケーションの再審査を受けることに同意している重大な変更を含まない限り、Apple による審査を経ずに、かかるアプリケーションのアップデート版をデベロッパのベータ版テスターに直接配布することを許可する場合があります。Apple は、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight 経由での、および／または特定のベータ版テスターへのデベロッパに対する、アプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

6.6 デベロッパのアプリケーションの改良

さらに、デベロッパのアプリケーションが、App Store、カスタムアプリの配信、または TestFlight 経由で配布するために提出された場合、デベロッパは、Apple が、デベロッパのアプリケーションと Apple 製品およびサービスとの互換性テストを行う限定的な目的のため、Apple 製品およびサービス、および／またはデベロッパのアプリケーションのバグおよび問題点の検出および修正を行うため、デベロッパのアプリケーションにおけるまたはそれとの iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、および／または macOS のパフォーマンスの問題点を評価する内部使用のため、セキュリティテストを行うため、ならびにデベロッパに対してその他の情報（例えば、クラッシュログなど）を提供するため、デベロッパのアプリケーションを利用することがあることに同意するものとします。デベロッパはアプリケーションのシンボルの情報を Apple に送信することにオプトインすることができます。その場合、デベロッパは Apple が、かかるシンボルを、Apple 製品およびサービスを使用するデベロッパのアプリケーションのクラッシュログおよびその他の診断情報、互換性テストの復元情報をデベロッパに提供することを目的として、かつ Apple の製品およびサービス、および／またはデベロッパのアプリケーションのバグや問題を検出し、解決するため、デベロッパのアプリケーションをシンボル化するものとして使用することに同意するものとします。Apple がデベロッパにデベロッパのアプリケーションのクラッシュログまたはその他の診断情報を提供する場合、デベロッパは、当該クラッシュログおよび情報を、デベロッパのアプリケーションおよび関連製品のバグの修正およびパフォーマンスの改善の目的でのみ使用することに同意するものとします。また、デベロッパは、匿名の非属人的事項に限って当該情報を収集し、かつ、特定のエンドユーザーもしくはデバイスに関する情報を識別または抽出する意図で当該情報を再結合、関連付け、または使用しない限り、デベロッパのアプリケーションから、それがクラッシュした際に、数字列および変数を収集することができるものとします。

6.7 解析

デベロッパは、デベロッパのアプリケーションおよび関連製品を改良する目的でのみ、Apple がアプリケーションの解析サービスを通じて提供するデータを使用することに同意するものとします。さらに、デベロッパは、サービスプロバイダを除き、かかるデータをいかなる第三者にも提供しないことに同意するものとします。サービスプロバイダは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析を支援する必要がある、その他の目的での使用またはその他のいかなる者への開示も許可されていません。例えば、デベロッパは、これらのサービスの一環として Apple からデベロッパに提供されたデータを、ほかのデベロッパの分析情報と統合（または第三者による統合を許可）してはなりません。また、デベロッパがかかる情報を複数のデベロッパにまたがる分析のためのリポジトリに提供することはできません。かつ、デベロッパは、解析サービス、またはいかなる解析データも、特定のエンドユーザーのデバイスに関する情報を識別または抽出する目的で使用してはならないものとします。疑義を避けるために明記すると、この段落は法律で明示的に許可されている共有または使用を禁止するものではありません。

Apple は、App Store 上の類似したアプリケーションとの比較に基づくデベロッパのアプリケーションのパフォーマンスに関して、App Analytics のデータをデベロッパに提供することがあります。このデータは、アプリケーションとエンドユーザーを保護するため、差分プライバシーを使用して算出されます。デベロッパの個人データは、いかなる場合においても Apple プライバシーポリシーに従って取り扱われます。プライバシーポリシーは、<https://www.apple.com/legal/privacy> でご確認ください。

6.8 現在出荷されているOSバージョンとの互換性要件

App Store経由で配布するために選択されたアプリケーションは、Appleへの提出時に、現在出荷されている Appleのオペレーティングシステム(OS)ソフトウェアとの互換性がなければならず、かつ、かかるアプリケーションは、当該アプリケーションがApp Store経由で配布される限りにおいて、最新で、該当するOSバージョンの各新規リリースとの互換性を維持しなければならないものとします。デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーションが最新のOS版との互換性を有しない時に、いつでも、その自由裁量で、アプリケーションをApp Storeから削除する場合があることを理解し、同意するものとします。

6.9 Apple による配布のための選定

デベロッパが、App Store、カスタムアプリの配信、または TestFlight 経由で配布するために、デベロッパのアプリケーションを Apple に提出する場合、デベロッパは、Apple が、その自由裁量で、以下のいずれかの行為を行うことがあることを理解し、同意するものとします。

- (a) デベロッパのアプリケーションが、その時点において有効な「ドキュメントまたはプログラム要件」の全部または一部に適合していないと判断すること。
- (b) デベロッパのアプリケーションが、「ドキュメントおよびプログラム要件」に適合している場合であっても、何らかの理由でデベロッパのアプリケーションの配布を却下すること。
- (c) デベロッパのアプリケーションを、App Store、カスタムアプリの配信、またはTestFlightを通じた配布用に選定し、電子的に署名すること。

Apple は、デベロッパのアプリケーションが App Store またはカスタムアプリの配信経由で配布されるために選定されなかった事実を含みますがこれに限定されない、デベロッパによるアプリケーションの開発、Apple ソフトウェア、Apple サービス、もしくは Apple 証明書の使用、または、本プログラムへの参加に起因してデベロッパが被った費用、経費、損害、損失(事業機会の喪失もしくは逸失利益を含みますがこれに限定されません)、またはその他の責任について、一切責任を負いません。デベロッパは、安全で、設計および操作において瑕疵がなく、かつ、適用される法令に従ったアプリケーションを開発することについて、単独で責任を負うものとします。また、デベロッパは、かかるアプリケーションに関する一切の文書、ならびに、エンドユーザーである顧客へのサポートおよび保証に関しても、単独で責任を負うものとします。Apple がアプリケーションを審査、テスト、承認、または選定したという事実があっても、デベロッパが前記の責任を免れることはありません。

7. アプリケーションおよびライブラリの配布

アプリケーション:

本契約に基づき開発した iOS、iPadOS、macOS、tvOS、visionOS、または watchOS 向けアプリケーションは、(1) App Store を通じた配布 (Apple により選ばれた場合)、(2) 第 7.3 条に基づく Ad Hoc 配布、および (3) 第 7.4 条に基づく TestFlight を通じたベータテストのための配布が可能です。iOS、iPadOS、macOS、および tvOS 向けに開発したアプリケーションは、カスタムアプリとして配布することも可能です (Apple により選ばれた場合)。さらに、macOS 向けアプリケーションは、本契約に記載されているように別個で配信することもできます。

7.1 App Store 経由またはカスタムアプリの配信経路の無償ライセンスアプリケーションの配布

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格である場合、かかるアプリケーションは、Apple および／または Apple 子会社による App Store 経由またはカスタムアプリの配信経路でのエンドユーザーへの配布について、適格性を有することになります。デベロッパが、エンドユーザーに対して、App Store 経由またはカスタムアプリケーションの配信経路で、無償の (無料の)、Apple および／または Apple 子会社による、デベロッパのライセンスアプリケーションの配布、または In-App Purchase API の使用を通じたデベロッパのライセンスアプリケーションにおける追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供の許可を希望する場合、デベロッパは、デベロッパが無償のアプリケーションに指定するライセンスアプリケーションに関して、別紙 1 の条項に従って、Apple および／または Apple 子会社を、デベロッパの法的な代理人、またはコミッショナーに指名するものとします。

7.2 別紙 2 および別紙 3 (有償ライセンスアプリケーション向け) ; 領収書

デベロッパのアプリケーションがライセンスアプリケーションとして適格であり、かつ、In-App Purchase API の使用を通じて、デベロッパがデベロッパのアプリケーションに対して、またはデベロッパのアプリケーション内で、エンドユーザーに対して何らかの課金をする場合、App Store 経由でかかるデベロッパのライセンスアプリケーションの商用配布が開始される前に、または、デベロッパがエンドユーザーに対して課金をする追加のコンテンツ、機能、またはサービスの商用配布がデベロッパのライセンスアプリケーションにおける In-App Purchase API の使用を通じて許可される前に、Apple および／または Apple 子会社と別途契約 (別紙 2) を締結しなければならないものとします。デベロッパが Apple の署名を受領し、アプリケーションをカスタムアプリの配信経路で有償配布することを希望する場合、デベロッパは、かかる配布が実施される前に、Apple および／または Apple 子会社と別途契約 (別紙 3) を締結しなければならないものとします。Apple および／または Apple 子会社と別紙 2 もしくは別紙 3 の契約を締結する場合、またはすでに締結している場合、別紙 2 もしくは別紙 3 の条項は、この引用により本契約に組み込まれるものとみなされます。

エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーションをインストールした場合、Apple は、デベロッパに対して、Apple 証明書付きの署名された取引領収書を提供します。ドキュメントで定められている通り、デベロッパは、当該証明書および領収書が Apple により発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。ライセンスアプリケーションの購入に関する、デベロッパによる当該証明書および領収書の使用またはこれらに対する信頼は、デベロッパが単独でその責任を負うものとします。Apple は、明示または黙示を問わず、当該 Apple 証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽

造またはその他の不正使用を含め(これらに限定されません)、当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7.3 登録デバイス上での配布(Ad Hoc 配布)

本契約の規定に従い、デベロッパは、iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および visionOS 向けのデベロッパのアプリケーションを、デベロッパの社内、デベロッパの組織内、教育機関内、グループ内の個人、またはデベロッパと提携関係にある者に対して、限定数量の登録デバイス(プログラムウェブポータルで指定)で使用するために配布することができるものとします。ただし、本契約に定める通り、デベロッパが所有する Apple 証明書をを用いて、デベロッパのアプリケーションがデジタル署名されていることを条件とします。このような方法で、登録デバイス上でデベロッパのアプリケーションを配布することにより、デベロッパは、Apple に対して、デベロッパのアプリケーションがその時点で有効な Apple の「ドキュメントおよびプログラム要件」を満たしていることを表明および保証したものとみなされます。さらに、デベロッパは、Apple が合理的な範囲で要求する、デベロッパのアプリケーションに関する質問への回答および情報提供に協力することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパ、組織、教育機関、または関連グループ内のどの個人がデベロッパのアプリケーションや登録デバイスにアクセスし、利用する権利を有するかを決定し、かかる登録デバイスの管理に単独で責任を負うものとします。Apple は、デベロッパがデベロッパのアプリケーションを、上述の方法により配布した場合に発生する費用、支出、損害、損失(事業機会の喪失、逸失利益を含みますがこれらに限定されません)、またはその他の債務について、一切責任を負わないものとします。また、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションおよび登録デバイスへのアクセスおよびその利用の適切な管理、制限、またはその他のコントロールをできない場合についても、Apple は一切責任を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパの自由裁量により、さらにデベロッパのアプリケーションに適切な利用条件等を付帯させる責任を負います。Apple は、デベロッパの利用規約に関するいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションに関するユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。

7.4 TestFlight 配布

A. 認定デベロッパおよび App Store Connect ユーザーへの内部配布

デベロッパは、(TestFlight デベロッパサイトで指定された)限定された数のデベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパ企業もしくは組織の一員であるデベロッパの App Store Connect ユーザーに対し、デベロッパのアプリケーションのテスト、評価、および／または開発における彼らの内部使用のためにのみ、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を内部配布する目的で、TestFlight を使用することができるものとします。Apple は、いつでも、その自由裁量で、デベロッパに対し、TestFlight 経由でデベロッパの認定デベロッパもしくはデベロッパの App Store Connect ユーザーへの、または特定の認定デベロッパもしくは App Store Connect ユーザーへの、かかるアプリケーションの配布の中止を要求する権利を留保します。

B. ベータ版テスターへの外部配布

デベロッパは、(TestFlight デベロッパウェブサイトで指定された)限定された数のベータ版テスターに対し、デベロッパのアプリケーションのテストおよび評価を行う目的でのみ、かつ、デベロッパのアプリケーションが、**第 6.5 条(TestFlight 提出)**で定める通り、Apple がかかる配布をするために承認されている場合に限り、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版を外部配布するために TestFlight を使用することができるものとします。デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターに対し、Apple の TestFlight に参加するための、または当該プレリリース版を使用するためのいかなる種類の費用も請求することはできないものとします。(In-App Purchase API 経由かどうかを問わず) TestFlight を通じて配布されるデベロッパのアプリケーシ

ョンで提供されるデジタル購入、またはかかるアプリケーションからのリンクからただちに生じたデジタル購入は、エンドユーザーに対して無料で提供されるものであり、ベータテストのみを目的とするものである必要があります。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのプレリリース版の品質、パフォーマンス、または有用性の改善に関連しない目的で、TestFlight を使用することはできません (例えば、App Store を回避する意図でデベロッパのアプリケーションのデモ版を継続的に配布したり、App Store での好ましい評価を得る目的でデベロッパのアプリケーションの体験版を提供したりすることは許可されません)。さらに、デベロッパのアプリケーションが主として子どもを対象とする場合、デベロッパは、デベロッパのベータ版テスターが、各々の法域における成人年齢に達していることを確かめる必要があります。デベロッパは、ベータ版テスターを TestFlight に追加することにした場合、かかるエンドユーザーに対する招待の送信 (E メール、公開リンクによるものなど) について、およびかかるユーザーへの連絡について同人の同意を得ることについて責任を負います。Apple は、TestFlight を介してかかるエンドユーザーに招待を送信することのみを目的として、TestFlight を経由してデベロッパが提供した E メールアドレスを使用するものとします。ベータ版テスターに対して招待を送信する目的で E メールアドレスをアップロードすることにより、デベロッパは、デベロッパが招待を送信する目的でそうした E メールアドレスを使用する適切な法的根拠を有していることを保証したものとみなされます。ベータ版テスターが (TestFlight 経由で、またはその他の方法により)、デベロッパからの連絡を中止するよう要求した場合、デベロッパは速やかに連絡を中止することに同意するものとします。

C. TestFlight 情報の使用

TestFlight が、エンドユーザーによるデベロッパアプリケーションのプレリリース版の使用に関するベータ版解析情報 (例えば、インストール時間、アプリケーションの各自の使用頻度など)、および／またはその他の関連情報 (例えば、テスターの提案、フィードバック、スクリーンショット) をデベロッパに提供する場合、デベロッパは、かかるデータをデベロッパのアプリケーションおよび関連商品を改善する目的でのみ使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのために、かかるデータの処理および解析について、デベロッパを援助し、かつ、その他の目的での使用またはその他いかなる者への開示も許可されていないサービスプロバイダを除き (かつ、その場合でも、Apple によって禁じられていない限定範囲のみとする)、かかる情報をいかなる第三者にも提供しないことについて同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、TestFlight の一環としてデベロッパのアプリケーションに関して Apple がデベロッパに提供したベータ版解析情報を、その他のデベロッパのベータ版解析情報と統合 (または第三者による統合を許可) してはならず、またはデベロッパ間で相互にベータ版解析を行うために、かかる情報をリポジトリに投稿してはならないものとします。さらに、デベロッパは、TestFlight 経由で提供されたベータ版解析情報を、TestFlight 外で、特定のデバイスから得られた情報または特定のエンドユーザーに関する情報を非匿名化する目的で使用してはならないものとします (例えば、デベロッパは、特定のエンドユーザーに関する TestFlight 経由で集められたデータを、Apple の解析サービス経由で匿名で提供された情報と結び付けることを試みてはなりません)。

ライブラリ:

7.5 ライブラリの配布

デベロッパは、Apple ソフトウェアを使用するライブラリを開発することができます。Xcode と Apple SDK の利用規約、または Swift Playgrounds 契約の定めに関わらず、本契約において、デベロッパは、Xcode および Apple SDK ライセンス、または Swift Playgrounds ライセンスの一部として提供される該当する Apple SDK を使用する iOS、watchOS、iPadOS、tvOS、および／または visionOS 向けのライブラリを開発することができます。ただし、かかるライブラリは、Apple ブランド製品と使用するためにのみ開発および配布されるものとし、かつ、デベロッパは、かかる

ライブラリの使用を、かかる製品と共に使用するために限定するものとします。Apple が、デベロッパのライブラリが Apple ブランド製品と使用するために設計されていないと判断した場合、Apple は、デベロッパに対し、いつでもデベロッパのライブラリの配布を中止するよう要求することができるものとし、かつ、デベロッパは、Apple から通知された場合はただちにかかるライブラリのすべての配布を中止すること、およびかかるライブラリの残りの複製を削除するために Apple に協力することに同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、前述の制限は、macOS 向けライブラリの開発を禁止する趣旨ではありません。

7.6 本契約において許可されていない配布の禁止

第 7.1 条および第 7.2 条に基づく App Store またはカスタムアプリの配信経路での無償ライセンスアプリケーションの配布、第 7.2 条 (Ad Hoc 配布) で規定する登録デバイスでの利用のためのアプリケーションの配布、第 7.4 条で規定する TestFlight 経路のベータテストのためのアプリケーションの配布、第 7.5 条に基づくライブラリの配布、付属書 5 に基づくパスの配布、macOS 上の Safari プッシュ通知の送信、macOS 上の Safari Extension の配布、macOS 向けに開発されたアプリケーションおよびライブラリの配布、および／またはその他本契約で許可される場合を除き、Apple ソフトウェアを用いて開発されたプログラムまたはアプリケーションのその他の配布は、本契約では一切認められないものとします。Apple と別途契約を交わしていない場合、デベロッパは、ほかの配布方法により、iOS、iPadOS、tvOS、visionOS、または watchOS 向けのデベロッパのアプリケーションを、第三者に配布したり、または他者がかかる行為をできるようにしたり、もしくはそれを許可したりしてはならないものとします。デベロッパは、本契約に準拠した方法でのみ、デベロッパの取扱製品を配布することに同意するものとします。

7.7 アイコンとウィジェットのカスタマイズ

デベロッパは、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションに関連付けられているアイコンおよびウィジェットの色および透明度を変更し、使用しているデバイスにそれらを (変更を含めて) 表示できることに同意するものとします。また、Apple がデベロッパのアプリケーションに関連付けられているアイコンおよびウィジェットの色、透明度、および見た目を変更することがあることに同意するものとします。デベロッパが別途書面で Apple に通知しない限り、Apple はかかるアイコンおよびウィジェットを、自社のマーケティングマテリアル、一般デベロッパ向け文書、および Apple Developer のイベント (WWDC、Apple のエキスパートに相談など) において使用または (変更を含めて) 表示することができるものとします。

7.8 Apple Games アプリ

デベロッパは、iOS および／または iPadOS において、App Store を通じて配布されるデベロッパのライセンスアプリケーションの主要なアプリカテゴリがゲームに設定されている場合、および／またはかかるライセンスアプリケーションが Game Center サービスを使用している場合、デベロッパのライセンスアプリケーション情報が、デベロッパのライセンスアプリケーションを Apple Games アプリに表示するため、および Apple Games アプリから起動するために使用される可能性があることに同意するものとします。本契約 (付属書を含む) のその他の条項に関わらず、本規定は、App Store を通じて配布されるライセンスアプリケーションにのみ適用されます。

デベロッパは、macOS において、デベロッパのアプリケーションが第 5.3 条に基づき公証されており、かつゲームである場合、デベロッパのアプリケーションのアイコンが、Apple Games アプリでデベロッパのアプリケーションを表示するために、および Apple Games アプリから起動するために使用される可能性があることに同意するものとします。

デベロッパは、iOS、iPadOS、および／または macOS において、デベロッパのアプリケーションが TestFlight または Ad Hoc 配布を通じて配布され、かつ Game Center サービスを使用する場合、デベロッパのアプリケーションのアイコンが、Apple Games アプリでデベロッパのアプリケーションを表示するために、および Apple Games アプリから起動するために使用される可能性があることに同意するものとします。

8. プログラム料金

デベロッパが Apple から有効な料金免除を受けている場合を除き、本契約に基づきデベロッパに付与される権利およびライセンス、ならびにデベロッパによる本プログラムへの参加の対価として、デベロッパは、本プログラムのウェブサイトで定める本プログラム年会費を Apple に支払うことに同意するものとします。当該料金の払い戻しは行われず、かつ、Apple ソフトウェア、Apple サービス、またはデベロッパによる本プログラムの使用について賦課され得る一切の税金はデベロッパが負担するものとします。デベロッパの本プログラム料金は、本契約に基づきデベロッパがアプリケーションを Apple に提出(または再提出)する時点において全額が支払われなければならない、後払いすることはできないものとし、該当する場合、デベロッパによる本プログラムウェブポータルおよび Apple サービスの継続使用は、デベロッパによるかかる料金の支払いを条件とします。デベロッパは、デベロッパが自動更新でデベロッパの年間プログラム料金を支払うことを選択した場合、デベロッパが自動更新メンバーシップへの登録を選択した時にプログラムウェブポータルでデベロッパが同意した条件に従い、Apple はデベロッパが Apple に登録したクレジットカードに当該料金を請求することができることに同意するものとします。

デベロッパが Apple Developer アプリケーションを通じてデベロッパの本プログラム料金を支払う場合、付属書 9 (Apple Developer アプリケーションを通じて購入したサブスクリプションに関する付加条件) の条項も適用されます。

9. 機密保持

9.1 Apple の秘密情報とみなされる情報

デベロッパは、プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービス(プレリリース版ドキュメントを含む)、プレリリース版 Apple ハードウェア、FPS 導入パッケージが、「Apple 秘密情報」とみなされることに同意するものとします。ただし、Apple ソフトウェアが一旦商用販売された場合、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスのプレリリース版機能を開示した利用規約は、秘密性を喪失するものとします。上記に関わらず、次のいずれかに該当する情報は、Apple 秘密情報に含まれないものとします。(i) デベロッパの違反によらずして、合法的に公知となった情報、(ii) Apple が一般に開示した情報、(iii) デベロッパが、Apple 秘密情報に頼ることなく単独で開発した情報、(iv) デベロッパに対して制約を受けることなく情報の譲渡または開示を行う権利を有する第三者から正当に入手した情報、(v) Apple ソフトウェアに含まれているフリーオープンソースソフトウェア(FOSS)であり、その利用または情報開示について秘密保持義務をライセンス条件に課していないもの。さらに、Apple は、デベロッパがプレリリース版 Apple ソフトウェア、Apple サービス、またはハードウェアのスクリーンショットの掲載、パブリックレビューの記載、または再配布をしてはならないことを除き、デベロッパが、WWDC (Apple のワールドワイドデベロッパカンファレンス)で Apple により開示されたプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスに関する技術情報について、前記秘密保持条項に拘束されないことに同意します。

9.2 Apple 秘密情報に関する義務

デベロッパは、同等の重要性を有するデベロッパ自身の秘密情報を保護する場合と少なくとも同じ（ただし少なくとも相応な）注意を払って、Apple 秘密情報を保護することに同意するものとします。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの権利の行使と義務の履行のためにのみ、Apple 秘密情報を使用するものとし、Apple の書面による事前の同意を得ることなく、ほかのいかなる目的にも、また、デベロッパまたは第三者の利益のために、Apple 秘密情報を使用してはならないものとします。さらに、デベロッパは、Apple 秘密情報を次に掲げる者以外に開示または流布しないことに同意するものとします。(i) デベロッパの従業員または外部契約者、またはデベロッパが教育機関である場合にはその教職員で、Apple 秘密情報を知る必要があり、Apple 秘密情報の無断使用や開示を禁止する契約を交わした者、または、(ii) その他 Apple が書面をもって合意または許可した者。デベロッパは、法令により Apple 秘密情報を開示することが求められた場合、開示要求されている限度において、開示できるものとします。ただし、デベロッパは、Apple 秘密情報を開示する前にかかる要求があった旨を Apple に通知し、Apple 秘密情報の保護措置を講ずるための合理的な対応を行うものとします。デベロッパは、Apple 秘密情報を不適切に開示した場合の損害は回復不能となり得ること、したがって、Apple はその他のあらゆる救済措置に加え、差止命令および仮差止命令を含めた衡平法上の救済措置を求める権利を有することを認めるものとします。

9.3 Apple に提出された情報は秘密情報とはみなされないこと

Apple は多数のアプリケーションデベロッパおよびソフトウェアのデベロッパと業務を行っており、当該デベロッパの製品の中には、特定のデベロッパのアプリケーションと類似または競合する製品が存在する場合があります。また、Apple 自らが類似または競合する自社のアプリケーションおよび製品を開発する可能性、または将来においてかかる開発を行うことを決定する可能性もあります。誤解の可能性を避けるため、かつ、本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Apple は、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報、およびメタデータ（を含みますがこれらに限定されません）、本契約またはプログラムに関連してデベロッパが提供することのある一切の情報（かかる開示情報を「**ライセンシーによる開示情報**」といいます）に関して、明示、黙示を問わず、秘密保持義務または使用制限に同意することは一切できず、これについての責任を明示的に否認します。デベロッパは、かかるライセンシーによる開示情報は**非秘密情報**であることに同意するものとします。本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Apple は、デベロッパに通知または補償を行うことなく、ライセンシーによる開示情報をすべて自由かつ無制限に使用および開示することができるものとします。デベロッパは、ライセンシーによる開示情報のいずれかの部分の受領、確認、使用、または開示に起因して発生する可能性があるすべての責任および義務に関して Apple を免責するものとします。デベロッパが Apple に提出する一切の有形物は Apple の資産となり、Apple は、これらの有形物をデベロッパに返却する義務、またはその廃棄を証明する義務を負いません。

9.4 プレスリリースおよびその他の宣伝

デベロッパは、Apple の明示的な書面による事前の承認なく、本契約およびその諸条件、または両当事者の関係に関してプレスリリースを発行してはならず、またその他の公式発表も行ってはなりません。Apple は前記の承認を、その裁量において留保することができます。

10. 補償

適用される法律によって認められる範囲内において、デベロッパは、次のいずれかに起因して（ただし、本条においては、App Store 外で配布され、かつ、Apple サービスまたは証明書を使用しない macOS 向けのあらゆるアプリケーションを除きます）、Apple、その取締役、役員、従業員、独立した外部契約者および代理人（各々を「Apple 被補償当事者」といいます）に対して、Apple 被補償当事者が負担した、以下のいずれかに起因するか、またはそれに関連して発生した一切の請求、損失、負債、損害、税金、経費、および費用（弁護士報酬および訴訟費用を含みますがこれに限定しない）（以下「本件損失」と総称します）について、補償し、保護すること、および Apple の要求により防御することに同意します。

(i) デベロッパによる（該当する場合は別紙 2 および別紙 3 を含む）本契約における認証、約定、義務、表明、または保証に対する違反、(ii) デベロッパの取扱製品や対象製品、またはデベロッパの取扱製品や対象製品の配布、販売、売込み、使用または導入（単独または組み合わせの重要な部分として）、ライセンスアプリケーション情報、メタデータ、またはパス情報が、第三者の知的財産権または所有権に違反または侵害しているとの請求、(iii)（該当する場合は別紙 1、別紙 2、または別紙 3 で定める）ライセンスアプリケーションのためのエンドユーザー使用許諾契約に定める義務の違反、(iv) Apple から認められたデベロッパのライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、Safari プッシュ通知、Safari Extension（該当する場合）、パス、パス情報、メタデータ、関連商標およびロゴ、または本契約（該当する場合は別紙 2 または別紙 3 を含む）に基づきデベロッパが Apple に提供した画像およびその他のマテリアルの使用、プロモーション、または配布、(v) デベロッパの取扱製品、対象製品、ライセンスアプリケーション情報、パス情報、または関連するロゴ、商標、コンテンツもしくは画像に関するあらゆるエンドユーザーの請求を含むがこれに限らないすべての請求、(vi) Apple ソフトウェアもしくはサービス、デベロッパのライセンスアプリケーション情報、パス情報、メタデータ、デベロッパの認定テストユニット、デベロッパの登録デバイス、デベロッパの取扱製品、デベロッパの対象製品、構成プロファイルのデベロッパによる使用、またはこれらのデベロッパによる開発および配布、または (vii) MDM 顧客からの、デベロッパの MDM 互換製品に関する請求、およびデベロッパの MDM 互換製品が第三者の知的財産権または所有権を違反または侵害しているという請求。

デベロッパは、Apple ソフトウェアまたはいかなるサービスも、当該取扱製品または対象製品のコンテンツ、機能、サービス、データ、または情報の誤りまたは不正確性、あるいはそれらの不具合により、死亡、負傷、または深刻な物理的もしくは環境上の損害を引き起こし得る取扱製品または対象製品の開発に使用されることを意図していないことを了解し、かつ、法令により許容される範囲内において、デベロッパは、本契約により、かかる使用を原因として Apple 被補償当事者に発生した一切の本件損失について、各 Apple 被補償当事者がこれを被らぬよう補償し、保護することに同意するものとします。

いかなる場合においても、デベロッパは、Apple の書面による事前の同意なく、何らかの方法で Apple の権利に影響し、または Apple を拘束するような和解または類似の合意を第三者との間で締結してはならないものとします。

11. 契約の期間と解除

11.1 契約期間

本契約の契約期間は、デベロッパのプログラムアカウントが最初にアクティベートされた日から 1 年間とします。以後は、デベロッパが年次更新料を支払うこと、および本契約の条項を遵守することを条件として、1 年間ごとに自動的に契約期間が更新されます。ただし、本契約に従って途中解除された場合を除きます。

11.2 解除

以下のいずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づき Apple が付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Apple から通知が行われ次第、即時解除されるものとします。

(a) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**第 11.2 条**で以下に規定する条項以外の本契約のいずれかの条項を遵守せず、かつ、当該違反を認識したあと、または当該違反の通知を受領したあと、30 日以内に当該違反を是正しなかった場合。

(b) デベロッパまたはその認定デベロッパのいずれかが、**第 9 条 (秘密保持)**の条項を遵守しなかった場合。

(c) 下記の「分離」条項に定める状況に陥った場合。

(d) デベロッパが、契約期間中に Apple に対し特許侵害訴訟を提起した場合。

(e) デベロッパが支払い不能に陥り、支払い期限に債務を支払うことができず、解散もしくは事業を停止し、破産を請求、またはデベロッパに対して破産の申し立てが行われた場合。

(f) デベロッパ、またはデベロッパを直接的もしくは間接的に支配する、またはデベロッパと共に支配下にある(ここでの「支配」とは第 14.8 条で定義された意味を持ちます)、またはデベロッパが取引を円滑にするためにアプリを開発している法人もしくは個人は、App Store Connect で利用可能な国または地域における制裁措置またはその他の制限事項の対象である、または対象となる場合。

(g) デベロッパが、本契約に関して、デベロッパのアプリケーションの性質に関する不正確な表示(例えば、Apple の審査から機能を隠した場合または隠すことを試みた場合、デベロッパのアプリケーションに対するユーザーのレビューを改ざんした場合、支払い不正に関与した場合など)を含むがこれらに限定されない、誤解を招く行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為にかかわった場合、または他者をしてかかわらせた場合。

また、Apple は、**第 4 条**に定める新しいプログラム要件または契約条項をデベロッパが承諾しなかった場合、本契約を解除し、またはデベロッパが Apple ソフトウェアもしくはサービスを使用する権利を停止することができるものとします。いずれの当事者も、正当な理由の有無を問わず、都合により本契約を解除することができるものとし、解除の意思の書面通知を他方当事者に行ってから 30 日後に解除の効力が生ずるものとします。

11.3 解除の効果

理由の如何を問わず、本契約が解除された場合、デベロッパは、ただちに Apple ソフトウェアまたはサービスの一切の使用を中止すること、ならびにデベロッパおよびその認定デベロッパが保有または管理する Apple ソフトウェアおよび Apple サービスに関連する情報(デベロッパのプッシュアプリケーション ID を含む)の全部または一部の複製のすべて、および Apple 秘密情報の複製のすべてを消去および破棄することに同意するものとします。デベロッパは、Apple から要請があった場合には、前記の破棄を証明する文書を Apple に提出することに同意するものとします。別紙 1 に定義および記載されている配布期間が満了した場合には、Apple が保有または管理する一切のライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報(Apple の標準のビジネスプラクティスに従って保管されるアーカイブコピー、および適用される法律、規則、または規制により保管が義務付けられるアーカイブコピーを除きます)を、以後合理的な期間内に削除または破棄するものとします。次の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。第 1 条、第 2.3 条、第 2.5 条、第 2.6 条、第 3.1 条(d)、第 3.1 条(e)、第 3.1 条(f)、第 3.2 条、第 3.3 条、第 5.1 条第 2 段(存続する制限以外の最後の 2 文を除く)、第 5.1 条第 3 段、第 5.3 条の第 1 段の最後の文、および第 5.3 条の制限、第 5.4 条、第 6.6 条の第 1 文および制限、第 6.7 条の制限、第 6.9 条の第 2 段、第 7.1 条(配布期間については別紙 1)、第 7.3 条、第 7.4 条、および第 7.5 条の制限、第 7.6 条、第 9 条から第 14 条。付属書 1 の第 1.1 項の最後の 1 文、第 2 項、第 3.2 項(ただし、現に存在するプロモーションに限る)、第 4 項の第 2 文および第 3 文、第 5 項、および第 6 項。付属書 2 の第 1.3 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、および第 7 項。付属書 3 の第 1 項、

第 2 項(第 2.1 項の第 2 文を除く)、第 3 項、および第 4 項。付属書 4 の第 1.2 項、第 1.5 項、第 1.6 項、第 2 項、第 3 項、および第 4 項。付属書 5 の第 2.2 項、第 2.3 項、第 2.4 項(ただし、現に存在するプロモーションに限る)、第 3.3 項、および第 5 項。付属書 6 の第 1.2 項、第 1.3 項、第 2 項、第 3 項、および第 4 項。付属書 7 の第 1.1 項および第 1.2 項。ならびに付属書 8。Apple は、本契約をその条項に従って解除したことによるいかなる種類の補償、免責、または損害賠償をする責任も負わないものとし、また、本契約の解除により、Apple が現在または将来において有するその他の権利または救済手段が損なわれることはないものとします。

12. 補償の免除

Apple ソフトウェアまたは Apple サービスは、不具合やデータ喪失を生じ得る誤りやエラーが含まれる可能性があり、不完全である可能性があります。Apple およびそのライセンサーは、いつでも予告なく、サービス(またはそれらの一部)へのアクセスを変更、中止、削除、または無効化する権利を有するものとします。いかなる場合にも、Apple またはそのライセンサーは、当該サービスに対するアクセスの削除または無効化について、一切責任を負わないものとします。また、Apple またはそのライセンサーは、いつでも、いかなる状況にも、予告なく、一切の責任を負うことなく、特定のサービスの使用もしくはアクセスに制限を課し、または無期限にサービスを削除したり、もしくはサービスを取り消したりすることがあります。適用法令により許容される最大限の範囲内において、デベロッパは、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、および一切のサービスを使用する上での危険はデベロッパのみが負担し、十分な品質、パフォーマンス、正確性、および労力に関する包括的危険がデベロッパに帰することを明確に認め、同意するものとします。Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびいかなるサービスも、すべての瑕疵を問わず、かつ一切の保証を伴わない「現状有姿」かつ「利用可能な限度」で提供され、Apple、Apple の代理人および Apple のライセンサー(第 12 条および第 13 条において「Apple」と総称します)は、本契約によって、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューションおよびサービスに関するすべての明示、黙示、または法定の保証および条件を明確に否認するものとします。当該保証および条件は、商品性、十分な品質、特定の目的についての適合性、正確性、適時性、および第三者の権利を侵害していないことに関する黙示の保証および条件を含みますが、これらに限定されません。Apple は、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスを享受する上での阻害要因がないこと、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスがデベロッパの要求を満たすこと、Apple ソフトウェアの運用、セキュリティソリューション、またはサービスの提供が阻害されず、適時性があり、安全性があり、またはエラーがないこと、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスにおける欠陥またはエラーが修正されること、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスが将来の Apple 製品のサービスもしくはソフトウェア、または第三者のソフトウェア、アプリケーションもしくはサービスと互換性があること、Apple ソフトウェアまたはサービスを通じて処理、保存または送信された情報が喪失、破損、または損害を受けないことを保証しません。デベロッパは、Apple ソフトウェアおよび Apple サービスが、核施設の運営、航空機の航行もしくは通信システム、または航空交通管理、生命維持もしくは武器システムを含みますがこれらに限定されない、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスによるかまたはこれらを通じた、データまたは情報の処理、送信または保存におけるエラー、遅延、不具合または不正確性によって、死亡、人身傷害、または金銭的、物理的、財産的もしくは環境上の損害を引き起こす恐れのある状況または環境での使用を目的とするものではなく、かつ、かかる使用に適していないことを認めるものとします。Apple または Apple から正式な権限を付与された代表者による、口頭または書面による情報もしくは助言の一切は、明示的に本契約において規定されない限り、新しい保証を生じさせるものではありません。Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、またはサービスに瑕疵があると判明した場合、デベロッパは、すべてのアフターサービス、修理または修正に要する全費用を負担するものとします。いかなるサービスまたはソフトウェアによって提供される位置情報データまたはマップデータも、基礎的なナビゲーションのみを目的とするものであって、精密な位置情報が必要とされる状況、または誤った、不正確な、もしくは不完全な位置情報データが死亡、人身障害、対物損害、または環境破壊につながる恐れがある状況で信頼さ

れることを意図しないものとします。Apple もそのライセンサーも、サービスまたはソフトウェアによって表示された位置情報データ、またはその他のデータもしくは情報に関して、その利用可能性、正確性、完全性、信頼性、または適時性を保証することはありません。

13. 責任の制限

適用法令により禁止されない範囲内において、いかなる場合も、Apple は、本契約、Apple ソフトウェア、セキュリティソリューション、サービス、Apple 証明書のデベロッパによる使用もしくは使用不能、またはプログラムにおけるデベロッパによる開発努力もしくは参加に起因または関連する、逸失利益、データの消失、事業の中断、またはその他の商業的な損害もしくは損失を含みますがこれらに限定されない、人身傷害、または一切の偶発的、特別、間接的、結果的、もしくは懲罰的な損害について、それが契約、保証、不法行為（過失を含みます）、製造物責任、またはその他のいずれに基づいて発生したかに関わらず、Apple が当該損害の可能性を示唆されていた場合であっても、かつ、救済措置の主たる目的が達成されない場合であっても、一切責任を負いません。いかなる場合も（人身傷害に関わる場合に適用法が要求する場合を除いて）、本契約におけるすべての損害に関するデベロッパに対する Apple の賠償責任総額は、50 米ドルを上限とします。

14. 一般法的条項

14.1 第三者への通知

Apple ソフトウェアまたは本サービスの一部には、第三者製のソフトウェアおよびその他の著作物が利用されている、または含まれている場合があります。当該著作物に対する承認、ライセンス条項および免責については、Apple ソフトウェアおよび Apple サービスに関する電子的書面に記載されており、デベロッパによる当該著作物の使用については、それらの各条項が適用されるものとします。

14.2 データの収集および使用に対する同意

A. プレリリース版iOS、watchOS、tvOS、visionOS、iPadOS、およびmacOS

Apple、そのパートナー、および第三者のデベロッパによるその製品およびサービスの提供、テスト、および改良の支援を行うために、かつ、該当するプレリリース版 iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、または macOS でデベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパがオプトアウトした場合を除き、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、デベロッパシードプロセスの一環として、（プレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを実行している）デベロッパの認定テストユニットから診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を収集、使用、保存、送信、処理、および解析（以下総称して「**収集**」といいます）することを認めるものとします。この情報は、デベロッパまたはデベロッパの認定デベロッパを個人として特定しない方法で収集され、かつ、デベロッパの認定テストユニットから、いつでも収集される可能性があります。収集される情報には、一般的な診断情報および利用データ、各種固有デバイス識別子、各種固有システムまたはハードウェアの識別子、ハードウェアおよびオペレーティングシステム仕様の詳細、パフォーマンス統計情報、ならびにデベロッパがデベロッパの認定テストユニット、システム、アプリケーションソフトウェア、および周辺機器をどのように使用したかに関するデータ、さらに位置情報サービスが利用できる場合には一定の位置情報が含まれますが、これらに限定されません。デベロッパは、Apple が、パートナーおよび第三者の開発者が Apple ブランド製品上またはそれと接続して実行するその製品およびサービスを改良できるようにする目的で、かかる診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報を共有できることについて同意するものとします。**デベロッパがデベロッパの認定テストユニットで、プレリリース版 iOS、watchOS、tvOS、iPadOS、visionOS、または macOS をインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、本条において前記に**

定める通り、かかる情報のすべての収集および使用に関してデベロッパの許可を得たことになることを認め、同意したものとみなされます。

B. その他のプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービス

Apple の製品およびサービスのテスト、提供および改良のために、かつ、デベロッパがデベロッパシードプロセスまたは本プログラムの一環として提供されたその他のプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスのインストールまたは使用を選択した場合にのみ、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、その他のプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスから、診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することを認めるものとします。Apple は、デベロッパに対し、プログラムウェブポータル上のかかる情報の収集について通知し、また、デベロッパは、かかるプレリリース版 Apple ソフトウェアまたは Apple サービスをインストールまたは使用するか否かについて選択する前に、Apple が開示するリリースノートおよびその他の情報を注意深く検討しなければならないものとします。かかるプレリリース版 Apple ソフトウェアおよび Apple サービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、前記の通り、かかる情報のすべてを収集および使用することについてデベロッパの許可を得ることになることについて、認め、同意したものとみなされます。

C. デバイス導入サービス

Apple ソフトウェアおよび Apple サービスのデバイスプロビジョニング、アカウント認証、および導入機能をセットアップおよび使用するために、デベロッパの Apple ブランド製品およびアカウント情報に関する特定の固有識別子が必要になることがあります。これらの固有識別子は、デベロッパの E メールアドレス、デベロッパの Apple Account、デベロッパのコンピュータのハードウェア識別子、およびかかる Apple ブランド製品向けの Apple ソフトウェアまたは Apple サービスにデベロッパが入力したデバイス識別子を含む場合があります。かかる識別子は、デベロッパの Apple サービスとの連携、ならびにデベロッパによるこれらの機能、Apple ソフトウェア、および Apple サービスの使用に関連して記録されることがあります。これらの機能を使用することにより、デベロッパは、Apple およびその子会社および代理人が、かかる識別子を、アカウント認証および不正行為防止措置のために使用することを含む、Apple ソフトウェアおよび Apple サービスを提供する目的で、この情報を収集することがあることに同意することになります。デベロッパがこの情報を提供したくない場合、Apple ソフトウェアまたは Apple サービスのプロビジョニング、導入または認証機能を使用しないでください。

D. Apple サービス

Apple の製品および Apple のサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパが Apple サービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、Apple サービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Apple は、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Apple が、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。(a) Apple サービスの提供、(b) 法的手続きまたは要件の遵守、(c) 本契約の条項の遵守の検証、(d) 潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、(e) 法令により要求または許容される Apple、そのデベロッパ、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。かかる Apple サービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Apple とその子会社および代理人が、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得たことについて、認め、同意することになります。さらに、デベロッパは、Apple が、パートナーおよび第三者開発者が Apple ブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを

改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報(個人識別情報を除く)を共有する
場合があることに同意するものとします。

E. プライバシーポリシー

本第 14.2 条に従い収集されたデータは、<https://www.apple.com/legal/privacy> で閲覧できる Apple の
プライバシーポリシーに従って取り扱われます。

14.3 譲渡、当事者の関係

Apple の書面による明示的な事前の同意なく、その一部と全部とを問わず、法の作用、合併、またはその他の手段で、
デベロッパが本契約を譲渡すること、または本契約におけるデベロッパの義務を委任することはできず、当該同意の
ない譲渡のいかなる試みも無効になります。譲渡に対する Apple の同意リクエストを送信するには、
<https://developer.apple.com> でアカウントにログインし、メンバーシップの手順に従ってください。別紙 1 で指定
された代理人指名(該当する場合)を除き、本契約では、デベロッパと Apple の間に、その他の代理関係、またはパー
トナーシップ、ジョイントベンチャー、信認関係、またはその他のいかなる法的な関係も構成されず、かつ、デベロッパは、
明示または黙示を問わず、外観その他に関わりなく、これと異なる表明をしないものとします。本契約は、第三者の利
益のためになされるものではありません。

14.4 開発の独立性

本契約におけるいかなる条項も、ライセンスアプリケーション、取扱製品、対象製品、またはその他のデベロッパが開発、
製造、販売、もしくは供給する製品もしくは技術と、同一または類似の機能を有する製品または技術、あるいはこれらと
競合する製品または技術を、Apple が開発、取得、使用許諾、販売、宣伝、または配布する権利を損なうものではありません。

14.5 通知

第 14.3 条に別途規定する場合を除き、本契約に関するいかなる通知も書面によるものとします。デベロッパが登録
の過程で提供した E メールアドレスまたは郵送先住所に Apple が送付することにより、Apple による通知がなされ
たものとみなされます。第 14.3 条に規定する場合を除き、本契約に関する Apple に対する通知はすべて、Apple
の住所である Developer Relations Legal, Apple Inc., One Apple Park Way, 37-2ISM, Cupertino,
California, 95014 U.S.A. に対して次が行われた時点でなされたものとみなされます。(a) 直接届けられた時、
(b) 配達証明付きの商業運送業者による翌日配達便で発送されてから 3 営業日後、および(c) 郵便料金前払いの第一種
郵便または書留が以下の Apple の住所に送付されてから 5 営業日後。デベロッパは、E メールで通知を受け取るこ
とに同意すると共に、Apple がデベロッパに電子的に送付する通知が法的な送達要件を満たすことに同意するものと
します。当事者は、前記のその他の書面による通知を行うことにより、E メールアドレスまたは郵送先住所を変更する
ことができます。

14.6 契約可分性

管轄権を有する裁判所が、理由の如何を問わず、本契約のいずれかの条項を履行不能であると判断した場合、本契約の当該条項は、当事者の意図を実現するために許容される最大限の範囲内で履行されるものとし、かつ、本契約の残りの部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。ただし、準拠法により、デベロッパが、別紙 1 もしくは本契約の「内部使用ライセンスおよび制限」、「デベロッパの義務」、または「Apple 証明書；取り消し」の条項を完全かつ個別に遵守すること、またはこれらの条項に基づき Apple もしくは Apple 子会社をデベロッパの代理人として指名することを禁止または制限されている場合、またはこれらの条項または別紙 1 のいずれかの履行が妨げられる場合、本契約は、ただちに解除され、かつ、デベロッパは、「契約の期間と解除」の条項で定める通り、Apple ソフトウェアの使用をただちに中止するものとします。

14.7 権利放棄および解釈

Apple が本契約のいずれかの条項を履行しなかった場合も、当該条項またはその他の条項の将来における履行を放棄したとはみなされないものとします。契約文言が起草者に不利に解釈されるいかなる法律や規則も、本契約には適用されないものとします。各条項の表題は便宜のためにのみ付されたものであり、本契約の解釈または理解においては考慮されないものとします。

14.8 輸出規制

A. デベロッパは、米国の法律、デベロッパが Apple ソフトウェアを取得した法域の法律、ならびにその他の適用される法律および規則で認められている場合を除き、Apple ソフトウェア、本サービス、またはドキュメントを使用、輸出、再輸出、輸入、販売、リリース、または譲渡することはできません。特に、Apple のソフトウェア、本サービス、ソースコード、テクノロジー、およびドキュメント（本第 14.8 条では「Apple テクノロジー」と総称します）を、(a) 米国の通商禁止国もしくは地域に対して、または (b) 米国財務省の特別指定国リスト (list of Specially Designated Nationals) もしくは米国商務省の取引禁止対象者リスト (Denied Persons List)、もしくはその他のあらゆる規制対象当事者リストに記載の者に対して、もしくはこれらの者との取引を促進するために、輸出もしくは再輸出、譲渡、またはリリースすることはできません。Apple テクノロジーを使用することにより、デベロッパは、前記の国または地域に居住していないこと、または前記のリストに該当するものではないことを表明および保証したことになります。また、デベロッパは、デベロッパが米国の法律で禁止されている目的で、あらゆるプレリリース版を含む、Apple テクノロジーを使用しないことに同意するものとします。当該目的には、核、ミサイル、化学兵器、もしくは生物兵器の開発、設計、製造、もしくは生産目的、または 15 C.F.R. § 744 で定義されたその他の軍事的最終用途を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、Apple テクノロジーのプレリリース版が開発とテストのためだけに使用されるものであり、貸出、販売、リース、再使用許諾、譲渡、その他の移転がされないことを保証するものとします。また、デベロッパはそのようなプレリリース版の Apple テクノロジーの直接成果であるいかなる製品、プロセス、サービスも、販売、譲渡、または輸出しないことを保証するものとします。

B. デベロッパは、デベロッパ、およびデベロッパを直接的もしくは間接的に支配するまたはデベロッパと共に支配下にある法人もしくは個人が、次のいずれにも該当しないことを表明および保証するものとします。(a) App Store Connect で利用可能な国または地域の制裁リストに記載されている、(b) 米国の通商禁止国または地域で事業を行っている、および (c) 15 C.F.R § 744 で定義および詳述されている軍事関係のエンドユーザー。本第 14.8 条で用いる「支配」とは、かかる法人または個人が、議決権株式の所有、登録資本金の持分比率、契約、またはその他の手段によって、その他の企業体の経営方針を直接的ないし間接的に決定し、または決定させる権限を所有することを意味します。

14.9 政府関係のエンドユーザー

Apple ソフトウェアおよびドキュメントは、「商業用コンピュータソフトウェア」(Commercial Computer Software)、「商業用コンピュータソフトウェアドキュメント」(Commercial Computer Software Documentation)から構成される、48 C.F.R. 2.101 条で定義する「商業製品」(Commercial Products)であり、当該用語は、該当の場合に応じ 48 C.F.R. 12.212 条または 48 C.F.R. 227.7202 条で使用されています。場合に応じて、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 から 227.7202-4 に従い、商業用コンピュータソフトウェアおよび商業用コンピュータソフトウェア文書は、米国政府のエンドユーザーに対して、(a) 商業製品としてののみ、かつ (b) 本契約の条件に従ってその他のエンドユーザーすべてに付与される権利のみを伴って、使用許諾されるものです。非公開の権利は、米国の著作権法に基づき留保されています。

14.10 紛争解決、準拠法

本契約、Apple ソフトウェア、またはデベロッパと Apple との関係に起因または関連して生じた、デベロッパと Apple との間の訴訟またはその他の紛争(特許庁での特許異議申し立て以外)は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパと Apple は当該訴訟または紛争の解決のため、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとします。本契約は、法の抵触に関するカリフォルニア州法の規定を除き、米国法およびカリフォルニア州法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。前記に関わらず、以下であるものとします。

(a) デベロッパが米国連邦政府の官庁、行政機関、または部局である場合、本契約は米国連邦法に準拠し、適用される連邦法が存在しない場合には、カリフォルニア州法が適用されるものとします。さらに、本契約(第 10 条(補償)を含みますがこれに限定されません)に異なる定めがある場合でも、すべての請求、申し立て、訴訟、および紛争は、場合に応じて契約紛争法(41 U.S.C. §§ 601-613)、タッカー法(28 U.S.C. § 1346(a) および § 1491)、もしくは連邦不法行為請求権法(28 U.S.C. §§ 1346(b)、2401-2402、2671-2672、2674-2680)、またはその他の適用される政府の権限に服するものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパが米国の連邦、州、もしくは地方政府の代理人、機関、もしくは部局、または米国の公立および認定の教育機関である場合には、デベロッパの補償義務は、デベロッパによる適用法令(例: 赤字予算防止法(Anti-Deficiency Act)など)違反を招来せず、かつ、デベロッパが法的に要求されるあらゆる権限または権限を付与する法令を有する範囲内でのみ適用されるものとします。

(b) デベロッパが(本契約を締結している団体として)米国の公立および認定の教育機関または米国内の州もしくは地方政府の代理人、機関、あるいは部局である場合、(a) 抵触法に関する州法の規定を除き、本契約は、デベロッパの団体が所在する米国内の州の州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、かつ、(b) 本契約、Apple ソフトウェア、デベロッパの Apple との関係に起因または関連する、デベロッパと Apple との間の訴訟またはその他の紛争は、カリフォルニア州北部地区内の連邦裁判所で行われるものとし、さらに、デベロッパの団体が所在する州の州法で明示的に禁止されない限り、デベロッパおよび Apple は、本契約により、同地区の対人管轄権および独占的裁判地に同意するものとします。(c) デベロッパが国際的な政府間組織であって、その政府間憲章または協定により国内裁判所について裁判権免除特権が認められている場合、本契約またはその違反に起因または関連して生じる論争または請求については、仲裁により、仲裁申請の時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則(以下「ICC 規則」といいます)に基づき、ICC 規則に従って選任される 3 名の仲裁人によって判断されるものとし、国際法曹協会(IBA)国際仲裁証拠調べ規則に準じて行われることとします。仲裁地は英国のロンドンとします。仲裁手続きで使用する言語は英語とします。Apple の要請に応じて、デベロッパは、当該特権および免除を付与された政府間組織としてのデベロッパの地位に関する証拠を提供することに同意するものとします。

(d) デベロッパが Apple および／または Apple Distribution International Ltd.と欧州関係を有する場合、デベロッパと Apple および／または Apple Distribution International Ltd.との欧州関係に関する申し立ては、

アイルランドの裁判所の専属管轄権に服するものとします。本第 14.10 条(d)、ならびに欧州関係に起因または関連して生じる契約外の義務は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。矛盾が存在する場合、本第 14.10 条(d)が、デベロッパと Apple および／または Apple Distribution International Ltd.との間のその他の管轄権および／または準拠法に関する合意よりも優先されるものとします。本第 14.10 条(d)は、知的財産権の違反、不正使用、または侵害に関連して、当該法域で適用される法律に基づいて申し立てを行う、または訴訟を起こす、Apple または Apple Distribution International Ltd.の権利に影響を与えるものではありません。

本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約は適用されず、当該条約の適用は明示的に排除されます。

14.11 完全合意、適用言語

本契約は、本契約に基づき使用許諾されたAppleソフトウェア、Appleサービス、およびApple証明書の使用について、当事者間の完全な合意を定めるものであり、本契約で別段の定めがある場合を除き、その主題に関する従前のあらゆる取り決めに優先します。前記に関わらず、本プログラムに基づきデベロッパがプレリリース版マテリアルを提供され、かつ、かかるプレリリース版マテリアルが別の使用許諾契約の適用を受ける限りにおいて、デベロッパは、デベロッパのかかるマテリアルの使用が、本契約第9条(秘密保持)に加え、かかるマテリアルに同梱される使用許諾契約の適用も受けることに同意するものとします。デベロッパがXcodeとApple SDKの利用規約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違がある時には、本Apple Developer Program使用許諾契約が適用されるものとします。ただし、Apple Developer Program使用許諾契約は、デベロッパが、XcodeとApple SDKの利用規約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。デベロッパがSwift Playgrounds契約をすでに締結している場合、または今後締結する場合に、同一の事項について、両者の間に相違がある時には、本Apple Developer Program使用許諾契約が適用されるものとします。ただし、Apple Developer Program使用許諾契約は、デベロッパが、Swift Playgrounds契約においてデベロッパに付与された権利を、同契約で定める条項および条件に従い行使することを妨げるものではありません。本契約は、(a)両当事者が署名した修正契約書によるか、または(b) (例えば、Appleによるデベロッパへの書面またはEメールによる通知など)本契約で明示的に認められている範囲内においてのみ、改訂することができます。本契約書の翻訳は、参考として提供されるものであり、英語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、デベロッパの法域における現地法が禁止しない範囲内において本契約の英語版が適用されるものとします。デベロッパがカナダのケベック州に所在する場合またはフランス国内の政府機関である場合には、次の条項がデベロッパに適用されます。両当事者は本契約により、本契約およびすべての関連文書が英語で起草されるよう要求したことを認めます。 *Les parties ont exigé que le présent contrat et tous les documents connexes soient rédigés en anglais.*

付属書 1

(本契約に対する)

Apple Push Notification Service およびローカル通知に関する付加条件

以下の条件は、契約の条件に追加され、APN (Apple Push Notification Service) の使用に適用されます。

1. APN およびローカル通知の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内で、デベロッパのパス内で、および／または macOS 上の Safari 経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーの macOS デスクトップに対して Safari プッシュ通知を送信する際にのみ、APN を使用することができます。デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、および／またはデベロッパのパスは、APN API 経由でのみ、かつ、デベロッパが Apple からプッシュアプリケーション ID を割り当てられている場合にのみ、APN にアクセスできます。APN の使用についてデベロッパを支援しているサービスプロバイダを除き、デベロッパは、デベロッパのプッシュアプリケーション ID をいかなる第三者にも共有しないことに同意します。デベロッパは、デベロッパの本契約の満了または解除後、APN のアクセスまたは使用ができないことを理解するものとしします。

1.2 デベロッパは、本契約、APN ドキュメント、ならびにあらゆる適用の法律および規則 (あらゆる知的財産法を含みます) で明示的に許可されている場合、デベロッパのアプリケーション、デベロッパのパス、および／または macOS 上の Safari 経由で通知の受信に同意したデベロッパのサイトのユーザーの macOS デスクトップに対し、プッシュ通知を送信する目的でのみ、APN および APN API を使用することが許可されます。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの提出プロセスの一環として、Apple に対し、APN のあらゆる使用について開示しなければならないことに同意するものとしします。

1.3 デベロッパは、APN を介してプッシュ通知をエンドユーザーに送信する前に、エンドユーザーが当該通知の受信に同意しなければならないことを理解するものとしします。デベロッパは、Apple が実装した同意パネルや、通知機能の有効化／無効化を行う Apple のシステム環境設定について、無効化、オーバーライドまたはその他の干渉を行わないことに同意するものとしします。エンドユーザーのプッシュ通知の受信同意が拒否された場合、またはあとから取り消された場合、デベロッパは、エンドユーザーに対してプッシュ通知を送信してはならないものとしします。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、エンドユーザーに対して、求められていないメッセージを送信する目的で、またはフィッシングやスパムの目的で、APN またはローカル通知を使用してはならないものとしします。これには、アンチスパム法令に違反するあらゆる種類の行為、またはその他不適切、不正、もしくは違法となる行為を含みますが、これらに限られません。APN とローカル通知は、ユーザーに関連し、ユーザーに利益をもたらす通知 (例えば、エンドユーザーからの情報請求への対応、アプリケーションに関連した情報の提供など) を送信するために使用される必要があります。

2.2 デベロッパは、APN またはローカル通知を、種類に関わらず広告、製品プロモーション、またはダイレクトマーケティング (例えば、より高額の商品の販売や抱き合わせ販売など) で使用してはならないものとしします。これには、デベロッパのアプリケーションの使用を促進するためのメッセージの送付や、新機能やバージョンの有効性の広告を含

みますが、これらに限定されません。ただし、そのようなメッセージの受信を、デベロッパのアプリケーションのユーザーインターフェイスに表示される同意メッセージを通じてエンドユーザーが明示的にオプトインしており、かつエンドユーザーがオプトアウトする手段をデベロッパがアプリケーション内に用意している場合を除きます。前記に関わらず、デベロッパは、例えば、ストアクーポンがウォレット内のデベロッパのパスに送信される場合など、当該使用がパスに直接関連する限りにおいて、デベロッパのパスのプロモーションを目的として、APN またはローカル通知を使用することができます。

2.3 デベロッパは、Apple の合理的な裁量による判断に従い、APN の全体的なネットワーク機能または帯域幅を過剰に使用したり、Apple 製品またはエンドユーザーに過度なプッシュ通知またはローカル通知を使って不当な負荷をかけたりすることはできないものとします。デベロッパは、Apple のネットワークもしくはサービス、または APN に接続された第三者のサーバもしくはネットワークに害を与えたり、干渉したりしてはならず、また、ほかのデベロッパによる APN の使用を中断させてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、APN またはローカル通知を、猥褻、性的、不快感を与える、もしくは中傷的なコンテンツもしくはあらゆる種類のマテリアル(文章、図形、画像、写真、音声など)、またはデベロッパのアプリケーション、パス、もしくはサイトのエンドユーザーにより好ましくないと判断される恐れがあると Apple が合理的に判断するその他のコンテンツもしくはマテリアルが含まれているマテリアルを送信するために使用してはなりません。

2.5 デベロッパは、APN または Apple ブランド製品の通常の動作に損害を与えたり、中断したり、制限したりする可能性のあるウイルスまたはその他のコンピュータコード、ファイルまたはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他の方法で利用可能にすることはできません。また、APN に組み込まれている、または APN が使用するセキュリティ、デジタル署名、検証、または認証メカニズムを無効にしたり、なりすましを行ったり、ハッキングしたり、その他の方法で妨害したり、ほかの人がそうできるようにしたりしないことに同意するものとします。

3. ウェブサイトプッシュIDの付加条件

3.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、デベロッパのウェブサイトプッシュIDを使用してデベロッパが送信するSafariプッシュ通知が、デベロッパ自身の名称、商標、またはブランドで送信されなければならない(例えば、通信がデベロッパのサイトから届いていることをユーザーに知らせなければならないことなど)、かつ、アイコン、商標、ロゴ、またはその他のデベロッパのサイトを識別するためのマークが含まれていなければならないことを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Safariプッシュ通知の発信元について、ほかのサイトもしくは団体と偽り、またはこれになりすまし、またはその他ユーザーの誤解を招くことのないようにすることに同意するものとします。デベロッパがデベロッパのSafariプッシュ通知内で第三者の商標またはブランドに言及する限りにおいて、デベロッパは、デベロッパが必要なすべての権利を有することを表明および保証するものとします。

3.2 本契約で許可された通り、APNを有効化し、かつ、デベロッパのサイトのためにSafariプッシュ通知を送信することにより、デベロッパは、本契約により、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対し書面で特定したプロモーションを除き、Appleが、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、(i) macOS上のデベロッパのSafariプッシュ通知のスクリーンショット、および、(ii) かかる通知に関連する商標およびロゴを使用することを許可したものとみなされます。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleが、宣伝目的で、マーケティングマテリアルにおいて、デベロッパがAppleに対して提供する画像およびその他のマテリアルを使用することも許可するものとします。

4. APN またはローカル通知を通じた提供。 デベロッパは、APN を提供し、かつ、デベロッパのプッシュ通知を Apple ブランド製品において利用できるようにするために、Apple が、デベロッパのプッシュ通知を、様々な公共ネットワーク、様々なメディアを通じて送信し、またはネットワークやデバイスに接続するために、修正もしくは変更する可能性があることについて理解し、同意するものとします。デベロッパは、APN が、保証された、または安全なデリバリーサービスではなく、そのように意図されたものでもないことを認め、同意するものとします。またデベロッパは、APN を、そのように使用または信頼してはなりません。さらに、APN を使用する、またはローカル通知を提供する条件として、デベロッパは、当該通知の一部として、個人に属する、センシティブな個人情報または秘密情報（例えば社会保障番号、金融口座もしくは取引情報、または個人が安全な送信を合理的に期待するようなあらゆる情報）を通信しないことに同意し、デベロッパは、エンドユーザーの個人情報の収集、通信、維持、処理、または使用について、該当する通知または同意リクエストに準拠することに同意するものとします。

5. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 Apple は、いつでも、適宜、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、(a) あらゆる特性や機能性の変更または削除を含めて、APN を修正すること、(b) APN API を修正すること、サポートを終了すること、再発行または再版することができるものとします。デベロッパは、そのような修正によって、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトを、デベロッパ自身の費用で、変更またはアップデートする必要性が生じる可能性があることにつき、理解するものとします。Apple は、APN を提供する、または提供を継続することについて、明示または黙示の義務がないものとし、APN のすべてまたは一部を、いつでも停止または中止することができるものとします。Apple は、APN または APN API の上記のサービスの停止もしくは中止、または上記の変更起因または関連して、デベロッパまたはその他の当事者が被った、損失、損害、または費用について、一切責任を負いません。

5.2 APN は、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Apple は、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパが APN にアクセスしてそれを使用することを選択する限りにおいて、デベロッパは、自身の判断でアクセスするものとし、現地の法令をはじめとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負担するものとします。

5.3 Apple は、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトと共に使用することを意図して APN を提供するものとし、かつ、エンドユーザーに直接 APN を提供することはないものとします。デベロッパは、あらゆるプッシュ通知が、Apple ではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーション、パス、またはサイトのエンドユーザーに対して送信されることを認め、これに同意するものとします。かつ、デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツ、およびあらゆる APN の当該使用について、単独で責任を負うものとします。さらに、デベロッパは、あらゆるローカル通知が、Apple ではなく、デベロッパによって、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対して送信されることを認め、同意するものとします。デベロッパのみが、かかる通知によって送信されたあらゆるデータまたはコンテンツについて、単独で責任を負うものとします。

5.4 Apple は、デベロッパに対して、APN の可用性または稼働時間について一切保証せず、APN のメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートを提供しないものとします。

5.5 Apple は、いつでも、その自由裁量により、デベロッパの APN へのアクセス権を削除する権利、デベロッパによる APN の使用を制限する権利、またはデベロッパのプッシュアプリケーション ID を無効にする権利を留保します。

5.6 Apple は、Apple が APN およびその他の Apple 製品または Apple サービスを改良するため、およびデベロッパが本契約を遵守していることを確認するため、デベロッパによる APN の使用について、情報 (技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません) をモニターおよび収集できるものとします。ただし、Apple は、かかるアクセスまたは開示が以下のいずれかの事由のために合理的に必要であると Apple が誠実な判断を行う場合を除き、プッシュ通知の内容についてアクセスまたは開示することはありません。(a) 法的な手続きもしくは要求に従うため、(b) 本契約の違反の恐れを調査するなど、本契約を履行するため、(c) セキュリティ、不正、または技術上の問題を検出、防止し、またはそれに対処するため、(d) 法律で要求される、または認められるところにより、Apple、そのデベロッパ、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、もしくは安全を保護するため。前記に関わらず、デベロッパは、ユーザーのリクエストに対応すること、およびデバイス上のユーザー体験および提案をパーソナライズすることのみを目的として、iOS、iPadOS、macOS、および watchOS が、ユーザーのデバイス上でローカルに、プッシュ通知にアクセスできることを認め、同意するものとします。

6. 追加免責。 Apple は、停電、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断を含みますがこれらに限定されない、あらゆる APN の中断または通知の使用を含む、APN の使用に起因するいかなる損害または損失についても一切責任を負いません。

付属書 2

(本契約に対する)

In-App Purchase API の利用に関する付加条件

1. In-App Purchase API の使用

1.1 デベロッパは、デベロッパがデベロッパのアプリケーション内で利用可能にしたコンテンツ、機能、またはサービス（例えば、デジタルブック、追加的なゲームのレベル、ナビゲーションマップサービスへのアクセスなど）に、エンドユーザーがアクセスできるようにするため、またはそれらを受領できるようにするために限り、In-App Purchase API を使用することができます。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの外部のみで使用する製品またはサービスを提供するために、In-App Purchase API を使用することはできません。

1.2 デベロッパは、この付加条件および本契約第 6 条（アプリケーションの提出および選定）に規定される手続きに従って、In-App Purchase API を使用して提供することを予定しているすべてのコンテンツ、機能、またはサービスを、Apple に提出し、Apple による審査と承認を受ける義務を負います。デベロッパは、提出に際し、常に名称、テキスト記述、価格、固有の識別番号、および Apple が合理的に要求するその他の情報（以下「**Submission Description**」と総称します）を提供する必要があります。Apple は、Submission Description に記載された実際のコンテンツ、機能、またはサービスを、いつでも（提出手続き中および Apple による Submission Description の承認後を含みますが、これらに限定されません）審査する権利を留保します。デベロッパが、In-App Purchase API を通して、デベロッパの Submission Description に記載されていない追加のコンテンツ、機能、またはサービスの提供を希望する場合、デベロッパは、In-App Purchase API を使用してそれらを利用可能にする前に、Apple の審査および承認を受けるため、新規の、または更新した Submission Description を提出する必要があります。Apple は、従前に承認したコンテンツ、機能、またはサービスの承認を取り消す権利を留保し、さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション内のかかるコンテンツ、機能、またはサービスを利用不能にすることに同意するものとします。

1.3 In-App Purchase API を通して提供されるすべてのコンテンツ、機能、またはサービスは、「アプリケーションのためのプログラム要件」(Program Requirements for Applications)に従うものとします。かつ、かかるコンテンツ、機能、またはサービスがライセンスアプリケーションに加えられると、それらはライセンスアプリケーションの一部とみなされ、ライセンスアプリケーションと同一の義務および条件に従う必要が生じるものとします。疑義を避けるために明記すると、キーボード拡張機能を提供するアプリケーションは、キーボード拡張機能自体の中で In-App Purchase API を使用することはできません。ただし、アプリケーション内の別の機能で In-App Purchase API の使用を継続することはできます。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションの外部のみで使用するコンテンツ、機能、もしくはサービスを継続的に購入するために使用できるプリペイドアカウントを設定できるようにするため、または、その後日エンドユーザーがかかる購入を行うために引き換えまたは使用できる残高やクレジットを作成するために、In-App Purchase API を使用してはならないものとします。

2.2 デベロッパは、エンドユーザーに対して、In-App Purchase API を使用して、いかなる種類の通貨も購入できるようにしてはならないものとします。これには、デベロッパのアプリケーション内外での購入または取得において交換、

贈与、引き換え、送金、取引、または使用する ための通貨を含みますが、これらに限定されません。「通貨」とは、個人のグループまたは団体が、特定の価値を有するものと認識しているあらゆる形式の通貨、ポイント、クレジット、リソース、コンテンツ、その他のアイテムもしくは単位のことをいい、物理的な商品やサービス、または金融サービスや金融資産との交換媒体として移転または流通させることができるものをいいます。

2.3 コンテンツおよびサービスは、サブスクリプションベースで、In-App Purchase API を通じて提供することができるものとします (例えば、新聞および雑誌の購読)。映画、テレビ番組、音楽、書籍などの特定の承認されたレンタルコンテンツを除き、In-App Purchase API を通じてコンテンツ、サービス、または機能のレンタルを行うことはできません (例えば、事前に指定された一定期間内の特定のコンテンツの使用は制限されない場合があります)。

2.4 デベロッパは、いかなるソフトウェアアップデートをデベロッパのアプリケーションに送るためにも、また、その他デベロッパのアプリケーションにいかなる追加的な実行コードを付加するためにも、In-App Purchase API を使用してはならないものとします。アプリケーション内での購入製品は、デベロッパのアプリケーション内にすでに存在していて、かつロックを解除されること、In-App Purchase API のトランザクション完了後にデベロッパのアプリケーションに配信されること、または、かかるトランザクション完了後にデベロッパのアプリケーションに単なるデータとしてダウンロードされることを待機している状態である必要があります。

2.5 デベロッパは、Apple が好ましくないまたは不適切と合理的に判断するいかなる種類のコンテンツまたはマテリアル (文章、図形、画像、写真、音声など) を含むあらゆるもの、例えば、不快、猥褻、または中傷的なマテリアルを配信するために、In-App Purchase API を使用することはできません。

2.6 エンドユーザーがデベロッパのアプリケーション内で消費するまたは使い切るコンテンツのアイテム (例えば、建材のような仮定の供給品) (以下「消耗品」といいます) を除き、In-App Purchase API を使用して引き渡されるその他のあらゆるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプション (例えば、ゲーム用の剣) (以下「非消耗品」といいます) は、ライセンスアプリケーションと同一の利用規則に従って、エンドユーザーによる利用を可能としなければなりません (例えば、かかるコンテンツ、サービス、または機能は、エンドユーザーのアカウントに関連するすべてのデバイスで利用可能である必要があります)。デベロッパは、Apple に対して消耗品を特定する責任、およびエンドユーザーに対して消耗品がほかのデバイスで使用できないことについて開示する責任を負うものとします。

3. デベロッパの責任

3.1 Apple は、デベロッパに対し、In-App Purchase API の使用を通じて正常に完了した取引ごとに、取引領収書を発行します。デベロッパは、エンドユーザーに対するあらゆるコンテンツ、機能、またはサービスの引き渡し前に、かかる領収書の有効性を確認する責任を負います。そして、Apple は、かかる取引領収書が Apple から提供されたものか否かについての検証をデベロッパが怠ったことについて、一切責任を負わないものとします。

3.2 Apple がシステムユーザーインターフェイス要素を表示する場合を除き、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションが、エンドユーザーに対して、In-App Purchase API を使用した注文を表示するユーザーインターフェイスを開発する責任、およびデベロッパのアプリケーションで In-App Purchase API を通じてアイテムを販売する前にエンドユーザーに提示することが法律上要求されているすべての開示情報を提供する責任を負います。App Store の米国のストアフロントでは、In-App Purchase API を通じてデジタルコンテンツ（雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオなど）の 1 回限りの取引を提供するアプリケーションには、エンドユーザーが取引を行う前に、そのデジタルコンテンツのライセンスを購入することになる旨をわかりやすい言葉で明確かつ目立つ形で記載し、かつ、Apple メディアサービス利用規約および該当する場合はデベロッパのカスタムエンドユーザー使用許諾契約を含め、当該ライセンスに関する詳細情報にアクセスするためのハイパーリンクまたは類似する方法を含めなければなりません。デベロッパは、デベロッパによる In-App Purchase API を使用したアイテムのプロモーションおよび販売に関して、デベロッパが App Store Connect を通じて送信するライセンスアプリケーション情報、およびあらゆるメタデータ（を含みますが、これらに限定されません）において、不正確な表示、虚偽の請求、または、不公正もしくは詐欺的な誘導もしくは勧誘行為もしくは慣行を行わないことに同意するものとします。デベロッパは、すべての適用される法律および規制に従うことに同意するものとします。これには、デベロッパがコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションを、In-App Purchase API を通じて利用可能にするあらゆる法域における法律および規制（消費者保護法および輸出規制を含みますが、これらに限定されません）が含まれます。

3.3 Apple は、デベロッパが In-App Purchase API を通じてデベロッパのエンドユーザーへの提供することを希望する非消耗品に関して、ホスティングサービスを提供することがあります。Apple がデベロッパのためにかかる非消耗品をホスティングをする場合であっても、デベロッパは、適時に（すなわち、デベロッパがデベロッパのエンドユーザーに対して、そのアイテムが追って利用可能になることを明示した場合を除き、Apple が取引領収書を発行したあと速やかに）、In-App Purchase API を通じて注文されたアイテムを提供し、これらに関連するすべての適用法令（注文品の取り消しまたは引き渡しに関する法律、規則、規制を含みますが、これらに限定されません）に従う責任を負うものとします。また、デベロッパは、すべてのかかる取引について、デベロッパ自身の記録を保持する責任を負います。

3.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、一切の払い戻しを行わないものとします。かつ、デベロッパは、Apple が、別紙 2 の条件に従って、エンドユーザーに対して払い戻しを行う場合があることに同意するものとします。

3.5 デベロッパは、返金プロセスおよび購入に関する紛争プロセスについて情報を提供し、これらのプロセスを改善するために、デベロッパのアプリケーションから得られたエンドユーザーの購入情報を、Apple、その子会社、および Apple の代理人に提供することができます。デベロッパは、ドキュメントおよび適用法に従い、ユーザーに通知を送信する、および／またはユーザーから同意を得る必要があります。

4. Apple のサービス

4.1 Apple は、適宜、In-App Purchase API のトランザクションに関する追加のサービスおよび機能の提供を選択する可能性があります。Apple は、In-App Purchase API、またはあらゆる Apple サービスについて、継続的にデベロッパによる利用が可能であること、それらがデベロッパの要望に適合し、中断なく、適時に、安全に、もしくは誤りがないこと、または、デベロッパが In-App Purchase API もしくはあらゆる Apple サービスから取得するすべての情報が正確で、信頼できること、もしくは欠陥が修正されることについて、一切保証するものではありません。

4.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後、デベロッパが In-App Purchase API にアクセスまたは使用することができないことについて、理解するものとします。

5. デベロッパの承諾。デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

Apple は、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) In-App Purchase API を改変すること（あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます）、または、(b) In-App Purchase API を修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、In-App Purchase API の使用を継続するため、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Apple は、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスについても、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Apple は、In-App Purchase API、またはこれに関連するいかなるサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、一切責任を負わないものとします。Apple は、デベロッパに対して、In-App Purchase API またはその他のあらゆるサービスで、本契約に関連して Apple がデベロッパに提供するものの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Apple は、本契約に関連し、いかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Apple は、デベロッパに対し、デベロッパが、デベロッパのアプリケーションと共に使用するために、In-App Purchase API を提供するものとします。また、In-App Purchase API に関連するサービス（例えば、非消耗品のホスティングサービス）をデベロッパに提供場合があります。Apple は、デベロッパによる In-App Purchase API の使用を通じて、エンドユーザーが注文したいいかなるコンテンツ、機能、サービス、またはサブスクリプションについても、提供またはロック解除する義務を負わないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのエンドユーザーに対し、Apple ではなくデベロッパによって、当該アイテムが利用可能にされること、および、デベロッパのみが、In-App Purchase API の使用を通じて注文された当該アイテムおよびデベロッパのアプリケーションにおける In-App Purchase API の当該使用またはこれに関連するサービスのあらゆる使用について、単独の責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

6. アプリケーション内での購入におけるデジタル証明書の使用。エンドユーザーがデベロッパのアプリケーションにおいて、In-App Purchase API を通じた取引を完了した場合、Apple は、デベロッパに対し、Apple 証明書により署名された取引領収書を提供します。ドキュメントで定められている通り、デベロッパは、当該証明書および領収書が Apple により発行されたことの検証を、自身の責任で行うものとします。デベロッパは、当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。In-App Purchase API に関する当該証明書および領収書を信頼するというデベロッパの判断について、単独で責任を負うものとします。Apple は、明示または黙示を問わず、当該 Apple 証明書および領収書に関する商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、安全性、または第三者の権利の非侵害性について、一切保証または表明しません。デベロッパは、ドキュメントに従ってのみ当

該領収書および証明書を使用すること、および、一切の偽造またはその他の不正使用を含め(これらに限定されません)、当該領収書および証明書の正常な運用の妨害または改ざんをしないことに同意するものとします。

7. 追加免責。 Apple は、In-App Purchase API およびあらゆる Apple サービスの使用から生じるいかなる損害または損失についても、一切責任を負わないものとします。これには、(I) あらゆる逸失利益(直接または間接を問わない)、のれんもしくはビジネスの評判に対する損失、データの喪失、またはその他の無形的損失、(II) Apple が In-App Purchase API もしくはあらゆるサービスに加えた一切の変更、または In-App Purchase API もしくはそれに付随するサービス(もしくはサービス内のあらゆる機能)の提供の、永久的もしくは一時的な停止、(III) デベロッパによる In-App Purchase API またはサービスの使用によって送受信されるあらゆるデータの削除、破損、または提供不能性を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、デベロッパが Apple に対してホスティングサービスのために提供する可能性がある非消耗品を含め(これに限定されません)、あらゆるデベロッパの情報、およびデータについて、適切な代替バックアップを保持することに責任を負います。

8. 補償。 本契約に定める Apple のその他の権利を制限することなく、デベロッパは、各 Apple 被補償当事者に対して、デベロッパが In-App Purchase API の使用を通じて提供するコンテンツ、機能、またはサービスが、デジタルの商品やサービス(コンテンツを含みます)の広告または売込みに関連する法律を含むがこれに限定されない、適用される法律に準拠していない旨の請求に起因または関連して発生し、当該 Apple 被補償当事者が負担した一切の本件損失について、補償し、保護することに同意するものとします。

付属書 3

(本契約に対する)

Game Center サービスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションで Game Center サービスを利用する場合に適用されます。

1. Game Center サービスの使用

1.1 デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、Apple が明示的に許諾した場合を除き、Game Center サービスに接続することまたは Game Center サービスを使用することはできません。デベロッパは、本契約(本付属書 3 を含みます)、Game Center ドキュメント、およびすべての適用法令を遵守することを条件として、Game Center サービスを使用することに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの本契約の期間満了後または解除後は、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれもが、Game Center サービスにアクセスすることまたは Game Center サービスを使用することはできないことを理解するものとします。

1.2 Apple は、デベロッパに対して、Game Center サービスの一部として、エンドユーザーのエイリアスと関連する独自の識別子(以下「プレイヤーID」といいます)を提供する場合があります。デベロッパは、エンドユーザーまたは第三者に対して、プレイヤーID を表示しないことに同意するものとし、かつ、プレイヤーID を、デベロッパによる Game Center の使用に関してエンドユーザーを区別するためのみに使用することに同意するものとします。デベロッパは、本契約において明示的に許可される範囲内を除き、Game Center サービスにより提供されるプレイヤーID、エイリアス、またはその他のデータもしくは情報について、リバースルックアップ、トレース、リレーション、アソシエーション、マイニング、ハーベスティング、またはその他の方法で悪用しないことに同意するものとします。例えば、デベロッパは、エンドユーザーの身元の特定を試みないものとします。

1.3 デベロッパは、Game Center サービスにより提供された情報を、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な限度でのみ使用するものとします。例えば、デベロッパは、当該情報を第三者のサービスに対してホストまたは書き出しを行わないものとします。また、デベロッパは、デベロッパのアプリケーションのサービスおよび機能を提供するために必要な場合を除き、Game Center サービスを通じて取得したいかなるユーザー情報またはデータ(個別のものか統計的なものかは問わず)も、第三者に送信またはコピーせず、それを行う場合にはユーザーの明示の承諾があり、さらに、本契約上禁止されていない時に限ることに同意するものとします。

1.4 デベロッパは、Apple が明示的に許諾していない方法で、Game Center サービスから情報を入手することを含め(これらに限定されません)、Game Center サービス(またはその一部)の不正使用または不正アクセスをすること、または他者にかかる不正使用または不正アクセスさせることを試みないものとします。例えば、デベロッパは、Game Center に接続されたシステムまたはネットワークから通信プロトコルを傍受するためにパケットスニファーを使用したり、Game Center からデータまたはユーザー情報のスクレイピングをしたり、または Game Center を通じてプレイヤー、ゲームデータ、アカウント、もしくはサービス使用パターンに関する情報を収集するために第三者のソフトウェアを使用したりしないものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパは、Apple のネットワークやサービス、もしくは Game Center サービスに接続された第三者のサーバやネットワークを阻害もしくは干渉しないこと、または、ほかの開発者またはエンドユーザーによる Game Center の使用に対するその他の妨害をしないことに同意するものとします。デベロッパは、テストまたは開発目的を除き、例えば、デベロッパのアプリケーションについて不正なコードを使用して過度の高スコアを作成したり、ユーザーアカウント数を改ざんしたりすること等、エンドユーザーによる Game Center サービスの使用を妨害する方法で、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションに関する情報について虚偽の表示をするために、Game Center サービスの使用を通じて虚偽のアカウントを作成したり、Game Center サービスのその他の使用をしたりしないことに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、サービス拒否攻撃を通じて、スパイダー、スクリプト、ボットなどの自動化プロセスまたはサービスの使用を通じて、または Game Center サービスもしくは Apple ソフトウェアのバグの利用を通じてなど、Game Center の妨害を発生させ、支援し、可能にしてはならないものとします。デベロッパは、Game Center サービスの脆弱性について調査、テスト、または走査してはならないことに同意するものとします。また、デベロッパは、Game Center サービスに組み込まれている、または Game Center サービスで使用されている、データ保護、セキュリティ、検証または認証メカニズムに対して、無効化、なりすまし、ハッキング、弱体化、またはその他の妨害行為を行わないこと、および他人がそれを行えるようにしないことに同意するものとします。

2.3 デベロッパは、Game Center や Apple ブランド製品の正常な運用を、阻害、中断、もしくは制限する可能性のあるウイルスもしくはその他のコンピュータコード、ファイル、またはプログラムを含むマテリアルを送信、保存、またはその他利用可能にしてはならないものとします。

2.4 デベロッパは、エンドユーザーに対して、承諾されていない、不適切な、もしくは不適当なメッセージを送信するために、または、Game Center ユーザーのポーチング、フィッシング、もしくはスパム目的で、Game Center サービスのいかなる部分も使用しないことに同意するものとします。デベロッパは、Game Center のユーザーを、デベロッパが Game Center サービスの利用を通じて取得した情報を使用するその他のサービスに迂回させない（または迂回を試みない）ものとします。

2.5 デベロッパは、Game Center サービスへのアクセス、または、Game Center サービスにおけるデータもしくは情報について、エンドユーザーに対して、一切料金を請求することはできません。

2.6 Apple がデベロッパに対して、App Store Connect 経由でデベロッパのアプリケーションのために特定の Game Center の特性および機能性を管理することを許可する範囲内において（例えば、不正ユーザーを阻止し、またはデベロッパのアプリケーションのリーダーボードから不審なリーダーボードスコアを削除する機能など）、デベロッパは、そのような不正ユーザーまたは不審なスコアが、誤解を与える行為、不正な行為、不適切な行為、違法な行為、または不誠実な行為の結果であるとデベロッパが合理的に判断した場合にのみ、かかる Game Center の特性および機能性の管理を行うことに同意するものとします。

3. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Apple は、いつでも、適宜、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) Game Center サービスを変更すること(あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) Game Center API または関連する API を修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Apple は、Game Center サービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Apple は、Game Center サービスもしくは Game Center API の停止、中止、または改変に起因もしくは関連して、デベロッパもしくはその他の者が被る一切の損失、損害、または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 Apple は、デベロッパに対して、Game Center サービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Apple は、当該サービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Apple は、いつでも、その自由裁量により、デベロッパの Game Center サービスへのアクセス権を削除する権利を留保します。Apple は、Apple が Game Center サービスおよびその他の Apple 製品またはサービスを改善するため、ならびにデベロッパが本契約を遵守しているかを確認するため、デベロッパによる Game Center サービスの使用について、情報(技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません)をモニターおよび収集できるものとします。

4. 追加免責。 Apple は、Game Center の中断、またはシステム障害、ネットワーク攻撃、計画的もしくは計画外のメンテナンス、もしくはその他の中断に起因する損害もしくは損失について、一切責任を負わないものとします。

付属書 4

(本契約に対する)

iCloud の使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアに関するソフトウェアの開発およびテストのための、デベロッパによる iCloud サービスの利用に適用されます。

1. iCloud の使用

1.1 デベロッパのアプリケーションおよび／またはウェブソフトウェアは、Apple がデベロッパに権限を付与した場合にのみ、iCloud サービスにアクセスすることができます。デベロッパは、iCloud ストレージ API、CloudKit API、またはプログラムの一環として提供される CloudKit コンソール経由を除き、iCloud サービス、または当該サービスに含まれるあらゆるコンテンツ、データ、もしくは情報にアクセスしないことについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの権限をいかなる第三者とも共有せず、Apple が明示的に許諾した目的以外に使用しないことについて同意するものとします。デベロッパは、本契約および iCloud ドキュメントで明示的に許可された通りにのみ、かつ、適用のあるあらゆる法令および規制を遵守して、iCloud サービス、iCloud ストレージ API、および CloudKit API を使用することに同意するものとします。さらに、Apple がその自由裁量で判断するところにより、かかるウェブソフトウェアにおけるデベロッパによる iCloud サービスの使用が、対応するライセンスアプリケーションにおけるデベロッパの使用と同等である限りにおいてのみ（例えば、ライセンスアプリケーションで検索またはアップデートされた同じタイプのデータを保存するため）、デベロッパのウェブソフトウェアは、iCloud サービスへのアクセスおよび使用を許可されるものとします。Apple サービスが、理由の如何を問わず、ほかのコンテナへのデータの転送のために、iCloud におけるストレージコンテナのデベロッパへの割り当て分を超えて、デベロッパが使用することを許可する場合に、デベロッパは、かかる機能を実行するために合理的に限定的な期間のみ、かかる追加のコンテナを使用し、かつ、ストレージおよび割り当て分を増加させないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパの契約の期間満了または解除後は、デベロッパがソフトウェアの開発またはテストのために iCloud サービスにアクセスまたは使用することを許諾されていないことを理解するものとします。ただし、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアをインストールし、かつ、iCloud を使用するために有効な Apple のエンドユーザーアカウントを有するエンドユーザーは、適用のある iCloud 利用規約およびそれらの条件に従い、当該ユーザーが作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびデベロッパが iCloud Storage API または CloudKit API 経由でかかるエンドユーザーのアカウントに保存することを選択したファイルへのアクセスを継続することができます。デベロッパは、エンドユーザーの iCloud へのアクセス（または当該エンドユーザー自身が作成したドキュメント、プライベートコンテナ、およびファイルへのアクセス）を阻害しないこと、また、方法の如何を問わず、常に、その他エンドユーザーの iCloud の使用を妨害しないことについて同意するものとします。デベロッパが CloudKit API 経由でパブリックコンテナに保存したファイルについて（デベロッパまたはエンドユーザーのいずれが作成したかを問わず）、Apple は、デベロッパの本契約の期間満了もしくは解除時、またはその他 Apple が CloudKit コンソール内で指定する場合に、かかるデータの全部もしくは一部へのアクセスを停止し、またはかかるデータの全部もしくは一部を削除する権利を留保します。

1.3 デベロッパのアプリケーションは、デベロッパのアプリケーションおよびウェブソフトウェアにとって重要な価値を有するデータ（例えば、ファイナンスアプリ内の株式のリスト、特定のアプリの設定など）の保存および取得、ならびに、

デベロッパのエンドユーザーが iCloud サービスを通じてユーザーが作成したドキュメントおよびファイルにアクセスできるようにする目的でのみ、iCloud Storage API の使用を許されるものとします。デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアは、iCloud ドキュメントに従い、デベロッパがパブリックコンテナまたはプライベートコンテナに保存することを選択した構造化データの保存、取得、およびクエリを行うために、CloudKit API を使用することを許可されます。デベロッパは、iCloud ストレージ API または CloudKit API 経由で、デベロッパのアプリケーションが iCloud 利用規約、またはデベロッパのアプリケーションに関するプログラム要件に違反することになるいかなるコンテンツまたはマテリアルもかかる違反について認識がありながら保存しないことについて同意するものとします(例えば、デベロッパのアプリケーションは、違法または権利を侵害するマテリアルを保存してはなりません)。

1.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションの使用を通じて iCloud から、またはウェブソフトウェアから、ユーザーがユーザー自身が作成したドキュメントおよびファイルにアクセスすることを認めることができるものとします。ただし、デベロッパは、同一タイトルの異なるバージョン間で当該データを共有する場合でない限り、またはデベロッパがユーザーの同意を得た場合でない限り、デベロッパのアプリケーションの重要な価値を有するデータを、ほかのアプリケーションまたはウェブソフトウェアと共有することはできません。

1.5 デベロッパは、デベロッパが CloudKit API および iCloud ストレージ API の使用を通じて iCloud に保存した、あらゆるコンテンツおよびマテリアルに関する責任を負い、かつ、デベロッパが iCloud サービスを通じて保存した情報を保護するため、合理的かつ適切な措置を講じなければならないものとします。エンドユーザーが iCloud Storage API または CloudKit API の使用を通じてデベロッパのアプリケーションに保存したコンテンツおよびマテリアル(例えば、ユーザー作成のドキュメント、パブリックコンテナへのエンドユーザーによる掲載など)に関する第三者の請求について、デベロッパは、デジタルミレニアム著作権法(DMCA)に従って送信された通知にデベロッパが遵守していることを含み(ただしこれらに限定されません)、一切のかかる請求について適切に対処し、かつ、速やかに処理を進める責任を負うことに同意するものとします。

1.6 デベロッパが欧州連合(EU)に拠点を置く組織として Apple Developer Program に登録している場合は、Regulation(EU) 2023/2854 に関連する CloudKit の追加条項が <https://developer.apple.com/download/files/EU-Data-Act-Terms-CloudKit.pdf> に記載されています。

2. 付加条件

2.1 デベロッパは、デベロッパおよびデベロッパのエンドユーザーの双方にとって、iCloud サービスのストレージの容量、トランスミッション、およびトランザクションに上限があることを理解するものとします。デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーがかかる上限に達した場合、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーは、デベロッパまたはデベロッパのエンドユーザーが、かかる容量制限に適合するように、iCloud サービスから十分なデータを削除する、ストレージの容量を増加する、またはその他デベロッパによる iCloud の利用を修正するまで、iCloud サービスを利用できないことがあり、かつ、この間、iCloud からデータのアクセスまたは検索ができないことがあります。

2.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを通じた iCloud サービスへのアクセスまたは利用について、ユーザーにいかなる料金も請求してはならず、かつ、デベロッパは、方法の如何を問わず、Apple サービスの一部の再販売を含む(ただしこれに限定されません)、iCloud サービスへのアクセス権を販売しないことについて同意するものとします。デベロッパは、(かかるエンドユーザーが iCloud アカウントを有しているか否

かに関わらず)エンドユーザーがアクセスできるようにパブリックコンテナにデータを保存する目的で CloudKit API を使用することを除き、Apple の有効なエンドユーザー iCloud アカウントを有するエンドユーザーにストレージを提供するために、かつ、当該ユーザーアカウントの利用規約に従って使用するためにのみ、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで、iCloud サービスを使用するものとします。デベロッパは、エンドユーザーによる、適用のある Apple との iCloud サービス契約の条項に対する違反、または iCloud サービスに保存されたデータもしくは情報の利用に関する一切の Apple のポリシーに対する違反を引き起こさないようにするものとします。

2.3 デベロッパは、全体的なネットワークの容量または iCloud サービスの処理機能を過度に使用してはならず、その他不合理なサイズのデータの読み込みまたはクエリを行って、当該サービスに負荷をかけてはならないものとします。デベロッパは、Apple のネットワークもしくはサーバ、または iCloud 接続された第三者のサーバもしくはネットワークに悪影響または害を与えないこと、または、ほかの開発者やユーザーによる iCloud サービスの使用を妨害しないことについて同意するものとします。

2.4 デベロッパは、Apple が iCloud サービスのエンドユーザーに提供する警告、システム設定、お知らせ、または通知を無効にしたり、阻害したりしないものとします。

3. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Apple は、いつでも、デベロッパへの事前通知の有無に関わらず、(a) iCloud ストレージ API または CloudKit API を改変すること (あらゆる特性や機能性を変更または削除することを含みます)、または、(b) かかる API を修正すること、サポートを終了すること、再発行すること、または再版することができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Apple は、iCloud サービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Apple は、iCloud サービス、iCloud ストレージ API、もしくは CloudKit API のサービスの停止、中止、または改変に起因または関連して、デベロッパまたはその他の者が被る一切の損失、損害または費用について、種類の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

3.2 iCloud サービスは、すべての言語、または国もしくは地域で利用できるわけではなく、Apple は、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。iCloud ストレージ API または CloudKit API を通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアで iCloud サービスへのアクセス権を提供することをデベロッパが選択する限りにおいて (例えば、パブリックコンテナまたはプライベートコンテナにデータを保存する場合)、デベロッパは、自身の判断でそれを行うものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

3.3 Apple は、デベロッパに対して、iCloud サービスの可用性または稼働時間に対していかなる保証も行わないものとします。かつ、Apple は、iCloud サービスのいかなるメンテナンス、テクニカルサポート、またはその他のサポートも提供する義務を負いません。Apple は、iCloud サービスに対してデベロッパが行った支出、投資、もしくはコミットメント、または、iCloud サービスの使用もしくはアクセスについて、一切責任を負わないものとします。

3.4 Apple は、いつでも、その自由裁量により、デベロッパの iCloud サービスへのアクセス権を停止または削除する権利、またはデベロッパによる iCloud サービスの使用を制限する権利を留保します。さらに、Apple は、いつでも、その自由裁量により、iCloud サービスを通じてデベロッパのアプリケーションまたはウェブソフトウェアが受信するトランザクションに制限を課すもしくは調整を加える、または、それらが使用するリソースまたは容量を設定または調整することがあります。

3.5 Apple は、Apple が iCloud サービスおよびその他の Apple 製品またはサービスを改善することを支援するために、iCloud Storage API、CloudKit API、または CloudKit コンソールを通じて、iCloud サービスの使用について、情報（技術情報および診断情報を含みますがこれらに限定されません）をモニターおよび収集することがあります。ただし、Apple は、法規制上の手続きまたは要件を遵守するために、当該アクセス、使用、保存、もしくは開示が合理的に必要であると誠実に判断した場合を除き、または、その他 iCloud Storage API 経由でエンドユーザーの iCloud アカウントに、もしくは CloudKit API 経由でエンドユーザーのプライベートコンテナに保存されたデータに関してエンドユーザーが要求した場合を除き、CloudKit を通じてプライベートコンテナに保存されたあらゆるエンドユーザーデータ、CloudKit を通じてパブリックコンテナに保存されたあらゆるアプリケーションデータ、または、iCloud Storage API および iCloud サービスを使用して保存されたユーザーが作成したあらゆるドキュメント、ファイル、もしくは重要な価値を有するデータへのアクセスまたは開示をすることはしないものとします。

3.6 さらに、デベロッパが、iCloud ストレージ API または CloudKit API の使用を通じて、iCloud サービス内に、個人や個人が特定可能な情報に関連する個人情報（以下「個人データ」と総称します）を保存する限りにおいて、デベロッパは、Apple（および本第 3.6 条の目的に該当するすべての Apple 子会社）が、当該個人データの処理、保存、および取り扱いに関して、デベロッパの代理人として行為することに同意するものとします。Apple は、かかる個人データを処理する権限を持つ任意の個人が、（条項を通じて、または該当する法定義務のもとで）守秘義務の履行に同意していることを保証することに同意するものとします。Apple は、デベロッパによる iCloud サービスの使用の結果としてのみ生じるかかる個人データに関して、いかなる権利、権限、または権益を有することはありません。デベロッパは、デベロッパのみが、iCloud サービスを通じたデータおよび情報の使用または収集に関して、プライバシーおよびデータ保護に関する法令を含む、すべての適用法令の遵守について単独で責任を負うことに同意するものとします。また、デベロッパは、個人データおよび個人データに関する行為のモニター、不適切なデータおよび行為の防止、およびそれらへの対応、データの削除や当該データを入手可能にするアクセス権の削除および解除などを含む（ただしそれらに限定されません）、かかる個人データに関連するあらゆる行為について責任を負うものとします。また、デベロッパは、デベロッパのスタッフによるかかる個人データへのアクセスの保護および制限、ならびにデベロッパのために iCloud サービスを使用するためのアクセスを許可されたデベロッパのスタッフの行為について責任を負うものとします。デベロッパおよびデベロッパのユーザーが iCloud サービスを通じて Apple に提供した個人データは、iCloud サービスを提供し改善するために必要な場合のみ、そしてデベロッパのために以下の行為を行うためにのみ、Apple によって使用される可能性があります。Apple の行為とは以下の通りです。

(a) 本契約に規定されたデベロッパの指示および許可、ならびに適用される法律、規則、協定、または条約に従ってのみ、そうした個人データを使用し、取り扱います。EEA およびスイスにおいては、別途 EU または加盟国の法律で要請されていない限り、個人データは、本契約に規定されたデベロッパの指示および許可に従ってのみ、Apple によって取り扱われ、別途 EU または加盟国の法律で要請されている場合には、Apple はそうした特定の法的要請についてデベロッパに通知します（法律により Apple が通知することを禁止されている限定的な場合は除きます）。

(b) デベロッパに対して、適用される法律で定義された、ユーザーアクセス、削除、または制限のリクエストを管理するための合理的な方法を提供します。デベロッパによる iCloud サービスの誠実な使用に起因した、データ保護規制当局またはかかる個人データに関する類似の規制当局によるデベロッパの調査があった場合、Apple はデベロッパに対し、合理的な援助およびサポートを提供します。

(c) Apple が、Apple サービスへの不正なアクセスの結果、デベロッパの個人データの変更、削除、または紛失が発生していることを認識した場合、過度に遅延することなく、かつデベロッパに適用され、特定の期間内に通知することを義務付ける法的要請に従い、Apple が選択した合理的な方法で、デベロッパに通知を行います。デベロッパは、本契約の条項に従い、かかる通知のために、最新の連絡先情報を Apple に提供する責任を有します。

(d) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 (GDPR : EU 一般データ保護規則) 第 28 条に規定されたコンプライアンス義務を果たすために必要な、そしてかかる規定で要請された監査を可能とし、それに貢献するための情報を、デベロッパが利用できるようにします。ただし、デベロッパは、Apple の ISO 27001 および 27018 認証は、そうした要請される監査のために十分なものであるとみなされることに同意するものとします。

(e) GDPR の第 33 条から 36 条に規定されたコンプライアンス要件を確実に遵守するため、Apple が選択した合理的な方法により、デベロッパを支援します。デベロッパが iCloud に保存した情報に関する第三者からの要請を Apple が受領した場合、別途法律でまたは当該要請の条件で要請されている場合を除き、Apple はそうした要請の受領についてデベロッパに通知し、要請者に対して、当該要請をデベロッパに対して行うように伝えます。法律や当該要請で別途要請されている場合を除き、デベロッパはそうした要請に対応する責任を負うものとします。

(f) 個人データの送信、処理、および保存を行う間、個人データを保護するため、業界標準の方法を使用します。

暗号化された個人データの地理的な保存場所は、Apple の裁量で決定されます。

(g) 本契約の文脈で生じる個人データが EEA またはスイスから送信される場合、当該個人データは十分な保護水準が確保されている第三国、またはモデル契約条項／スイス越境データフロー契約が使用されている第三国にのみ送信されるようにします。個人データが送信されているとデベロッパが考える場合、デベロッパの要求に応じてモデル契約条項／スイス越境データフロー契約が提供されます。

3.7 iCloud Extended Share Access API を使用するには、デベロッパのアプリケーションが (a) エンドユーザーに表示される複数ユーザー間の共同共有機能を備えていること、および (b) CloudKit API を使用して、アプリケーション内で共有機能向けの独自のユーザインターフェイスを有効化し、その共有から iCloud Extended Share Access API により取得したエンドユーザーの情報を共有参加者が閲覧できるようにすることが必要です。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、共有参加者に一時的に表示するためにのみ、エンドユーザーの情報を 사용할 수 있습니다。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、エンドユーザーの情報を保存することはできません。

4. 追加免責。 Apple およびそのサービスプロバイダは、iCloud、iCloud Storage API、CloudKit API の使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失、もしくはデベロッパまたはエンドユーザーのデータの不正アクセス、改ざん、削除、破損、損害、損失、または保存の失敗、もしくはデベロッパのエンドユーザーによるそれらの使用に起因するいかなる請求（デベロッパによる本契約に反するデータ処理、不適切または不正なデータ保存もしくは取り扱いに関するあらゆる請求を含む）についても、一切責任を負わないものとします。

付属書 5
(本契約に対する)
パスに関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパによるパスの開発および配布に適用されます。

1. パスタイプIDの使用および制限

デベロッパは、ウォレットで使用するデベロッパのパスにデジタル署名する目的で、および／またはデベロッパのパスとのAPNサービスに使用する目的でのみ、パスタイプIDを使用することができるものとします。デベロッパは、以下の**第2条**に従って、パスタイプIDをデベロッパ自身の商標またはブランドの下で配布する場合、またはデベロッパがデベロッパのパス内で第三者の商標またはブランドに言及する場合(特定の商品のストアクーポンなど)に限り、デベロッパのパスに組み込まれているパスタイプIDを配布することができます。デベロッパは、必要な権利を有することを表明および保証します。デベロッパは、デベロッパのパスタイプIDを第三者と共有せず、第三者に提供または転送しないこと(サービスプロバイダに対する、本契約で許可する限定的な範囲を除く)、または第三者のパスの署名にデベロッパのパスタイプIDを利用しないことについて、同意するものとします。

2. パスの配布 ; マーケティングの許諾

2.1 本契約の規定の遵守を条件として、デベロッパは、エンドユーザーに対し、ウェブ、電子メール、またはアプリケーションにより、デベロッパのパスを配布することができます。デベロッパは、パスが、当該ユーザーによって、ウォレットに読み込まれる前に承諾されなければならないこと、および、当該ユーザーが、パスを、いつでもパスブックから削除または転送できることを理解するものとします。

2.2 デベロッパは、この方法でデベロッパのパスを配布することで、Apple に対し、デベロッパのパスがその時点で有効な「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書 5 の条項に準拠していることについて、表明および保証したものとみなされます。Apple は、かかる方法でデベロッパのパスを配布した結果、デベロッパに生じ得るあらゆる費用、経費、損害、損失(事業機会の喪失または逸失利益を含みますがこれらに限りません)、またはその他の責務について、一切責任を負わないものとします。

2.3 デベロッパは、氏名および住所、ならびにエンドユーザーがデベロッパのパスに関する質問、苦情、または申し立てについて問い合わせ先となる連絡先情報(電話番号、E メールアドレス)をパスに記載することについて、同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの裁量により、いずれかのデベロッパのパスに、関連するエンドユーザー利用規約を添付する、またはその他の形で含めることについて、一切の責任を負うものとします。Apple は、デベロッパのエンドユーザー利用規約に関するいかなる違反についても、一切責任を負いません。デベロッパは、デベロッパのパスのあらゆるユーザー支援、保証、およびサポートについて、単独で責任を負うものとします。デベロッパは、エンドユーザーに対し、ウォレットを利用するために、デベロッパのパスにアクセスすることについて、いかなる料金も請求することはできません。

2.4 本契約で許諾する通り、デベロッパのパスを配布することにより、デベロッパは、デベロッパがプロモーション目的で使用する権利を有さず、かつ、デベロッパがAppleに対して書面で特定したプロモーションを除き、Appleが、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおけるプロモーションのため、(i)デベロッパのパスのスクリーンショット、(ii)デベロッパのパスに関する商標およびロゴ、ならびに(iii)パス情報を使用することについて、許諾するものとします。また、デベロッパは、Appleの合理的な要求に応じて、Appleに対して、マーケティングマテリアルやギフトカードにおけるプロモーションのため、Appleに提供する可能性のある画像やその他の資料をAppleが使用することを許諾するものとします。

3. パスの付加条件

3.1 Apple は、デベロッパに対し、デベロッパのパスの作成に使用するためのテンプレートを提供することがあります。デベロッパは、自身による使用に該当するテンプレートを選択すること(例えば、デベロッパは、搭乗券用テンプレートを映画観賞券用に使用しないこと)について、同意するものとします。デベロッパが自身のパスでテンプレートを有効にしてスマートなおすすめ情報を表示することを選択する場合、Apple がパス情報を使用して、そのパスと関連するウォレット内でエンドユーザーにおすすめ情報を提示できることに同意したことになり、これには、経路案内、天気、音楽に関連するおすすめ情報が含まれます。

3.2 パスは、ドキュメントに従って、Apple がパス用のコンテナ領域として指定したウォレット内、互換性のあるApple ブランド製品のロック画面上のウォレットを通じてのみ、運用および表示できます。

3.3 本契約第 3.3.3 条(B)の定めに関わらず、ユーザーから事前に同意を取得した上で、デベロッパおよびデベロッパのパスは、かかる共有が、パスまたはアプリケーションの使用、または本契約第 3.3.3 条(E)に基づく広告の提供に直接関連するサービスまたは機能の提供を目的とする限りにおいて、ユーザーおよび／またはデベロッパのアプリケーションのデバイスデータを共有することができます。

3.4 デベロッパは、デベロッパのパスと共に埋込型近距離無線通信(NFC)技術を使用することを希望する場合、デベロッパのウェブポータルから、NFC をパスと共に使用するための Apple 証明書を要請することができます。Apple は、デベロッパの要請を検討し、デベロッパに対し、かかる Apple 証明書の使用のために、別途契約を提供することがあります。Apple は、かかる Apple 証明書をデベロッパに提供しない権利を留保します。

4. デベロッパのパスを審査するAppleの権利; 取り消し。 デベロッパは、Appleが、本契約期間中、いつでも、デベロッパのエンドユーザーによる使用のためにデベロッパが配布しようとする、またはデベロッパのエンドユーザーがすでに使用しているパスを審査および承認または却下する権利を留保することについて理解し、それに同意するものとします。デベロッパは、Appleが要求する場合、Appleに対し、かかるパスをただちに提供することについて同意するものとします。デベロッパは、デベロッパのパスの特性、コンテンツ、サービス、もしくは機能性について、Appleによる審査から隠蔽しようとしたり、不正確に表示したり、誤解させようとしたり、不明瞭にしようとしたり、その他Appleが当該パスを包括的に審査することを妨げようとしたりしないことについて同意するものとします。さらに、デベロッパは、Appleに協力し、質問に答え、さらに当該パスに関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。デベロッパは、Appleへの提出後、デベロッパのパスにいかなる変更を加えた場合にも、Appleに対して通知し、かつ、Appleが要求する場合には、変更したパスをデベロッパのエンドユーザーに配布する前に、デベロッパのパスをAppleに再提出することについて、同意するものとします。Appleは、理由の如何を問わず、いつでも、

その自由裁量で、たとえデベロッパのパスが「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書5の規定に則ったものであっても、デベロッパのパスタイプIDを取り消し、かつ、デベロッパのパスをデベロッパのエンドユーザーに配布することを拒否する権利を留保し、かつ、かかる場合、デベロッパは、かかるパスをデベロッパのエンドユーザーに配布できないことについて同意するものとします。

5. 追加免責。 Appleは、ウォレット、デベロッパのパスタイプID、デベロッパのパス、またはこれらに関連して提供されるあらゆるサービスの使用、配布、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。これには、ウォレットにおけるデベロッパのパスの喪失もしくは表示不能、またはエンドユーザーによるそれらの使用に起因するエンドユーザーのあらゆる請求が含まれますが、これらに限定されません。

付属書 6

(本契約に対する)

Apple マップサービスの使用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおける Apple マップサービスの使用に適用されます。本付属書 6 の目的において、「Apple マップサービス」には、Apple の製品またはサービスを介して Amap Software Co., Ltd. が中国のエンドユーザーに配布するマッピングサービスが含まれます。

1. マップサービスの使用

1.1 デベロッパのアプリケーションは、MapKit API、Apple Maps Server API、または MapKit JS 経由でのみ Apple マップサービスにアクセスすることができ、デベロッパのウェブサイトまたはウェブアプリケーションは、MapKit JS もしくは Apple Maps Server API 経由でのみ Apple マップサービスにアクセスすることができます。デベロッパは、該当する場合、MapKit API 経由、Apple Maps Server API 経由、または MapKit JS 経由以外により Apple マップサービスまたはマップデータにアクセスしないことについて、同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおける Apple マップサービスの使用は、プログラムの要件に準拠していなければならないことについて、同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションのためのサービスおよび機能の提供に必要な場合にのみ、Apple マップサービスおよびマップデータを使用するものとします。デベロッパは、Apple マップサービス、MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JS、ならびに MapKit、Apple Maps Server API、MapKit JS のドキュメントを、本契約(付属書 6 を含むがそれに限定されません)で明示的に許可されている場合にのみ、すべての適用法令に従って使用することに同意するものとします。MapKit JS は、次の商用目的のために Apple 以外のブランドのハードウェアで実行されるデベロッパのウェブサイトおよび/またはアプリケーション上で使用することはできません。車両管理(配車を含む)、資産管理、企業向け経路最適化。または、当該ウェブサイトおよび/またはアプリケーションの主な目的が自動車保険のリスク評価である場合も使用することはできません。

1.3 デベロッパは、デベロッパが Apple マップサービスから受け取る結果が、天候、道路状況および交通状況、地政学的な事象など、マップデータの正確性に影響し得る各種の状況により、実際の状況とは異なる可能性があることについて認め、これに同意するものとします。

2. 付加制限

2.1 デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションは、Apple、そのパートナー、またはそのライセンサーの著作権告知、商標、ロゴ、またはその他の所有権もしくは法的告知、Apple マップサービス内で表示されるかもしくはこれを通じて提供される文書もしくはハイパーリンクを削除してはならず、不明瞭にしてはならず、または改ざんしてはならないものとします。

2.2 デベロッパは、マップデータの全体やそのいかなる部分も一括ダウンロードまたはフィードを可能にする、もしくは許可する方法で、またはかかるデータのいかなる部分も抽出、スクレイプ、もしくは再利用する方法でも、Appleマップサービスを使用しないものとします。例えば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、二次的または派生的データベースの一部として、マップデータのすべてまたはその一部を、使用したり利用可能にしたりすることはできません。

2.3 本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、方法の如何を問わずマップデータをコピー、改変、または翻訳したり、その二次的著作物を作成、公表、または公開したりしないことに同意するものとします。さらに、デベロッパは、ほかのマップサービスを改善または作成する目的で、Appleマップサービスにより提供されたデータを使用または比較してはならないものとします。デベロッパは、Appleマップサービスの使用またはアクセスを通じて、代替するまたは類似するサービスを作成しないことまたは作成を試みないことに同意するものとします。

2.4 デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおいて、本契約で許可された通りにマップデータを表示すること、および、マップデータをマップ上に表示する際は、Apple マップサービス経由で提供された Apple マップ上にのみ表示することについて、同意するものとします。また、デベロッパは、対応する Apple マップ (Apple Maps サービスが提供する) を表示することなく、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーション内のマップデータを表出することはできません (例えば、デベロッパが Apple マップサービスを通じて住所の検索結果を表出する場合、デベロッパは住所の検索結果と共に、対応するマップを表示する必要があります)。

2.5 Appleにより書面で別途明示的に許可されない限り、マップデータは、一時的かつ限定的に、(a) デベロッパが本付属書やMapKitもしくはMapKit JSDキュメントで許可された通りにAppleマップサービスを使用するため、および／または (b) 内部使用アプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリケーションで使用するAppleマップサービスのパフォーマンスを改善するために、一時的および限定的に必要な場合を除き、デベロッパまたはデベロッパの内部使用アプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションによってキャッシュ、プリフェッチ、または保存してはならず、キャッシュ、プリフェッチ、保存した際は、いかなる場合でも、使用後にそれらのマップデータを削除しなければならないものとします。

2.6 デベロッパは、エンドユーザーに対し、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを通じたAppleマップサービスへのアクセスまたはその使用のみについて、いかなる料金も請求できず、かつ、デベロッパは、その他の方法によるAppleマップサービスへのアクセスを販売しないことに同意するものとします。

2.7 デベロッパは、Appleが、デベロッパによるAppleマップサービスの利用について制限を課すことができること (例えば、デベロッパのアプリケーションがMapKit APIもしくはApple Maps Server APIを通じて作成できる処理数を制限するなど)、またはAppleの自由裁量で、いつでも、デベロッパによるAppleマップサービス (もしくはその一部) へのアクセスを取り消す、もしくは削除することができることを認め、これらに同意するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパがAppleマップサービスから受け取る可能性がある結果が、道路または天候の状況など、マップデータの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況に応じて異なり得ることを認め、これに同意するものとします。

3. デベロッパの承諾。 デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

3.1 Appleは、いつでも、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、(a) いずれかの機能や機能性の改変もしくは削除を含めて、Appleマップサービス、および／またはMapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JSに変更を加えることができ、または(b) MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JSの改変、サービス終了、再発行、もしくは再公開ができるものとします。デベロッパは、かかる変更により、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションを、デベロッパ自身の費用で、修正またはアップデートしなければならない場合があることについて理解するものとします。Appleは、Appleマップサービスについて、提供または提供を継続する明示または黙示の義務を負わず、いつでもこれらの全部または一部を停止または中止することができるものとします。Appleは、Appleマップサービス、MapKit API、Apple Maps Server API、MapKit JSの停止、中止、改変に起因または関連して、デベロッパもしくはその他の者が被る一切の損失、損害もしくは費用について、一切責任を負わないものとします。

3.2 Appleマップサービスは、すべての国、地域または言語で利用できるわけではなく、Appleは、かかるサービスが、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、もしくはウェブアプリケーションにおいて、またはMapKit API、Apple Maps Server API、もしくはMapKit JSを通じてAppleマップサービスへのアクセスを提供することを選択する限りにおいて、自身の判断でかかる選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。

4. デベロッパのMapKitおよび／またはMapKit JSの実装を審査するAppleの権利。 デベロッパは、Appleが、デベロッパのアプリケーション、ウェブサイト、またはウェブアプリケーションにおけるデベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの実装を、本契約期間中、いつでも、審査および承認、または拒否する権利を留保することを理解し、これに同意するものとします。デベロッパは、Appleから要求された場合、デベロッパのMapKitおよび／またはMapKit JSの実装に関する情報を速やかにAppleに提供することに同意するものとします。デベロッパは、Appleと協力し、質問に答え、そうした実装に関してAppleが合理的に要求する情報および資料を提供することについて、同意するものとします。Appleは、デベロッパによるMapKitおよび／またはMapKit JSの使用が「ドキュメントおよびプログラム要件」および本付属書の条項に則ったものであっても、デベロッパによるMapKitへのアクセスならびに／またはデベロッパのMapKit JSキーおよび類似の認証情報を、自由裁量でいつでも取り消す権利を留保します。例として、Appleは、デベロッパのMapKitおよび／またはMapKit JSの実装によって、Appleマップサービスに過剰かつ過度な負荷がかかる場合、マップを表示する際にAppleマップのロゴまたは組み込みリンクが不明瞭になるか消去される場合、または攻撃的もしくは違法なマップコンテンツを用いたAppleマップサービスが使用される場合、Appleは前記の認証情報を取り消す可能性があります。

5. 追加免責。 Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断を含む、Apple マップサービスの使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。

付属書 7

(本契約に対する)

Safari Extension に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、Apple 証明書で署名された Safari Extension に適用されます。

1.1 Safari Extensionの要件

デベロッパは、Apple 証明書で署名されたデベロッパの Safari Extension の配布を希望する場合、かかる Safari Extension に関する以下の要件を遵守することに同意するものとします(要件は Apple により随時変更される可能性があります)。

- デベロッパの Safari Extension には、マルウェア、悪意のあるもしくは有害なコード、またはその他の内部コンポーネント(例えば、コンピュータウイルス、トロイの木馬、「バックドア」)が含まれてはならず、Apple ハードウェア、ソフトウェアもしくはサービス、または第三者のソフトウェア、ファームウェア、ハードウェア、データ、システム、サービス、またはネットワークに損害を与え、これらを破壊し、またはこれらに悪影響を及ぼすものが含まれてはならないこと。

- デベロッパの Safari Extension は、ハラスメント、悪用、ストーキング、スパム、誤解を招く行為、詐欺行為、脅迫行為、またはその他の方法による他者の法的権利(プライバシーおよびパブリシティ権など)の侵害を目的として設計または販売してはならないこと。さらに、デベロッパは、ユーザーの明示の同意なくユーザーの行動(例えば、サイトの閲覧)を追跡する Safari Extension を作成してはならないこと。

- デベロッパの Safari Extension は、Safari Extension 用の指定コンテナ領域内でのみ運用されなければならない、かつ、Apple が実装するシステムアラート、警告、表示パネル、同意パネルなどの無効化、オーバーライドまたはその他の干渉をしないこと。

- デベロッパの Safari Extension は、単一の目的を有していなければならない、かつ、いかなるアップデートも、デベロッパの Safari Extension の当該目的を変更するものであってはならないこと。デベロッパは、ユーザーに対し、デベロッパの Safari Extension の特性および機能性を正確に伝え、かつ、かかる情報に従って行為をすることに同意すること。例えば、デベロッパは、明示の同意なく、Safari 上でユーザーが従前選択したものと異なる検索プロバイダにユーザーの検索をリダイレクトしてはなりません。さらに、デベロッパの Safari Extension は、当該動作がユーザーに開示されていない限り、ウェブサイトでリンク(またはアフィリエイトリンク)をリダイレクトしてはならないこと。デベロッパは、デベロッパの Safari Extension の特性または機能性(難読化コードを含むなど)を隠さないことに同意すること。

- デベロッパの Safari Extension は、Safari Extension とは異なる目的を有するアプリケーションとバンドルしてはならないこと。デベロッパの Safari Extension は、ウェブサイト広告を挿入するものであってはならず、かつ、ポップアップ広告を表示するものであってはならないこと。デベロッパは、デベロッパの Safari Extension の有効化をスクリプト化または自動化してはならないこと、または、第三者がかかる行為をできるようにしてはならないこと。

- Safari Extension は、Safari、macOS、iOS、iPadOS、visionOS、またはその他の Apple ブランド製品のセキュリティ、ユーザーインターフェイス、ユーザー体験、機能、または機能性を妨げてはならないこと。

1.2 コンプライアンス; 証明書。 デベロッパの Safari Extension は、当該 Safari Extension が提供されるまたは利用可能となるすべての法域における法令および規則を含む、ドキュメントおよび適用されるすべての法令および規則を遵守しなければならないものとします。デベロッパは、Apple がその自由裁量により、いつでも、デベロッパの Safari Extension の署名に用いられる Apple 証明書を取り消す可能性があることにつき理解するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパの Safari Extension が、本第 1.1 項で定める要件に準拠していない場合、またはその他 Safari もしくは Apple ブランド製品のユーザーに悪影響を与える場合、Apple がデベロッパの Safari Extension をブロックする（つまり、Safari ユーザーにとって利用不能またはアクセス不能になる）可能性があることを認め、これに同意するものとします。

付属書 8

(本契約に対する)

WeatherKit API の利用に関する付加条件

以下に定める条件は、本契約の規定に追加され、かつ、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品で Apple 天候データおよび WeatherKit API を利用する場合に適用されます。

1. Apple天候データおよびWeatherKit APIの使用

1.1 デベロッパは、Apple 天候データおよび WeatherKit API を使用する際は、プログラム要件を遵守しなければならないことに同意するものとします。

1.2 デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品を通じて元の形態で提示される Apple 天候データへのアクセスまたは当該データの使用について、エンドユーザーに対して一切料金を請求することはできません。ただし、デベロッパは、付加価値サービスまたは製品については、エンドユーザーに対して料金を請求できます。付加価値サービスまたは製品とは、Apple 天候データに由来し、いかなるエンドユーザーまたはその他の第三者も Apple から提供された元の形態の Apple 天候データ（全体か一部かを問いません）にアクセスしたり、当該データを発見、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で確認もしくは使用したりすることができないように変換されている、デベロッパが開発したデータ、製品、および／またはサービスのことをいい、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品を含みますが、これらに限定されません。デベロッパは、WeatherKit API または元の形態の Apple 天候データに対し、サブライセンス権を付与することはできません。デベロッパは、内部目的で、または付加価値サービスもしくは製品を作成、制作、もしくはデベロッパのエンドユーザーに表示するために、Apple 天候データを使用することができます。デベロッパのエンドユーザー使用許諾条項では、エンドユーザーまたはその他の第三者に対し、目的の如何を問わず、WeatherKit API または Apple 天候データのリバースエンジニアリングを許可してはなりません。

1.3 WeatherKit API を使用するアプリケーションまたは対象製品は、緊急目的または救命目的で設計または販売してはなりません。

1.4 デベロッパのアプリケーションまたは対象製品は、WeatherKit API を通じてのみ、Apple 天候データにアクセスできるものとします。デベロッパは、Apple 天候データを表示する際は、すべての適用されるアトリビューション要件、およびプログラム要件に定めるその他のあらゆる仕様を遵守しなければならないことに同意するものとします。デベロッパは、方法の如何を問わず、天候アラートを改変、変更、改ざんしたり、不明瞭にしたりしてはなりません。

1.5 デベロッパは、Apple 天候データもしくはその一部の一括ダウンロードもしくはフィードを可能にするもしくは許可する、または Apple 天候データの一部を抽出もしくはスクレイプしようとするいかなる方法でも、WeatherKit API を使用してはなりません。例えば、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、デベロッパの対象製品のいずれも、二次的または派生的データベースの一部として、Apple 天候データのすべてまたはその一部を、使用したり利用可能にしたりすることはできません。

1.6 ドキュメントで別途明示的に許可されない限り、Apple 天候データは、一時的かつ限定的にデベロッパのアプリケーションまたは対象製品における WeatherKit API のパフォーマンスの改善のためにのみ行われる場合を除き、デベロッパ、デベロッパのアプリケーション、またはデベロッパの対象製品により、キャッシュ、事前読み込み、または保存することはできません。

2. デベロッパの承諾

デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

2.1 WeatherKit API は、すべての国、地域または言語で利用できるわけではなく、Apple は、かかる API が、特定の地域での利用に適していることや利用可能であることについて、いかなる表明もしないものとします。デベロッパは、デベロッパのアプリケーションまたは対象製品において WeatherKit API を通じて Apple 天候データへのアクセスを提供することを選択する場合、自身の判断でその選択をするものとし、適用されるあらゆる法令を遵守する責任を負うものとします。デベロッパによる WeatherKit API の使用についてはデベロッパが単独でその責任を負い、デベロッパは、紛争地域での Apple 天候データの表示を含め、世界のどの場所であるかを問わず、自身が WeatherKit API を使用したことに起因するあらゆる責任を負うものとします。

2.2 リアルタイム天候ガイダンスを目的として WeatherKit API を使用するアプリケーションまたは対象製品の場合、デベロッパは、下記の告知が含まれているエンドユーザー使用許諾契約を締結しなければなりません。このリアルタイム天候ガイダンスアプリケーションまたはウェブサイトを利用する場合は、ご自身の責任で利用してください。天候データは、正確でない可能性があります。Apple 天候データは、信号の問題や地政学的な事象など、Apple 天候データの正確性に影響し得る変動要因により、実際の状況とは異なる場合があります。

3. 遵守

3.1 デベロッパは、Apple から要求された場合、デベロッパによる WeatherKit API の実装に関する情報を速やかに Apple に提供することに同意するものとします。Apple は、デベロッパが前記の要件を遵守していると判断するために、情報の提供を求めることがあります。

3.2 本契約に定める Apple のその他の権利を一切制限することなく、Apple は、デベロッパが本契約の条項に違反したと特定した、またはそのように信じるに足る理由が存在する場合、その単独の裁量で措置を講じる権利を留保します。かかる措置には、デベロッパによる Apple 天候データおよび WeatherKit API へのアクセスを制限、停止、または取り消すことが含まれる場合があります。

4. 追加免責。 Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断など、WeatherKit API の使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負わないものとします。

5. 補償。 本契約に定める Apple のその他の権利を制限することなく、デベロッパは、デベロッパによる WeatherKit API の使用が現地の地図作成に関する法律またはその他の適用される法律に準拠していない旨の申し立てに起因または関連して発生し、当該 Apple 被補償当事者が被った一切の本件損失について、各 Apple 被補償当事者に対して、補償し、保護することに同意するものとします。

付属書 9

(本契約に対する)

Apple Developer アプリケーションを通じて購入したサブスクリプションに関する付加条件

デベロッパは、Apple Developer アプリケーションを通じて、本プログラム料金を支払うことができ、本プログラムのメンバーとして、ほかのサブスクリプションを購入して使用することができます。本付属書 9 においてのみ、「Apple」とは以下のいずれかの会社のことをいいます。

- One Apple Park Way, Cupertino, California に所在する Apple Inc. (デベロッパが米国 (プエルトリコを含む) に所在する場合)
- 120 Bremner Blvd., Suite 1600, Toronto ON M5J 0A8, Canada に所在する Apple Canada Inc. (デベロッパがカナダに所在する場合)
- 1 Alhambra Plaza, Ste 700 Coral Gables, Florida に所在する Apple Services LATAM LLC (デベロッパがメキシコ、中南米、またはカリブ諸国もしくは領土内 (プエルトリコを除く) に所在する場合)
- 〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズに所在する iTunes 株式会社 (デベロッパが日本に所在する場合)
- Level 3, 20 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia に所在する Apple Pty Limited (デベロッパがオーストラリアまたはニュージーランド (領土または関連法域を含む) に所在する場合)
- Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland に所在する Apple Distribution International Ltd. (デベロッパが前記以外の地域に所在する場合)

サブスクリプションは、デベロッパのアカウント所有者のアカウント設定で解約するまで、自動的に更新されます。

請求は、更新日の 24 時間前以内に行われます。サブスクリプションの解約について詳しくは、

<https://support.apple.com/HT202039> を参照してください。

Apple は、あらゆるサブスクリプション (税金を含みます) について、デベロッパのアカウント所有者が選択した支払い方法に請求します。デベロッパのアカウント所有者がその支払い方法を Apple ウォレットにも追加している場合、Apple は、Apple Pay を使用して Apple ウォレットのその方法に請求することがあります。デベロッパのアカウント所有者は、自身の Apple Account に複数の支払い方法を関連付けることができます。デベロッパは、Apple が当該複数の支払い方法を保存してその方法に請求できることに同意するものとします。主要な支払い方法は、アカウント設定のお支払いに関するページの一番上に表示されます。

何らかの理由で主要な支払い方法に請求できない場合、デベロッパは、Apple が、アカウント設定の支払いに関するページに表示される、デベロッパのアカウント所有者のほかの有効な支払い方法に、上から下まで請求を試みることを許可するものとします。Apple がデベロッパのアカウント所有者に請求できない場合、デベロッパは未収金全額について引き続き責任を負うものとし、Apple は、再請求を試みるか、別の支払い方法を要求することがあります。これにより、請求発生日が変更される場合があります。法律で認められている通り、Apple は、支払い情報が決済ネットワークまたは金融機関から提供された場合、当該情報を自動的に更新することができます。

本プログラムのメンバーシップには、1 か月あたり最大 500,000 回の WeatherKit API 呼び出しが含まれます。デベロッパが WeatherKit API 呼び出しのサブスクリプションを購入した場合、サブスクリプションの期間中、そのサブスクリプションに含まれる WeatherKit API 呼び出しが、本プログラムのメンバーシップに含まれる呼び出しと置き換えられます。

本プログラムのメンバーは、Xcode Cloud のコンピュート時間を 1 か月あたり最大 25 時間使用する資格も有します。デベロッパが Xcode Cloud のコンピュート時間のサブスクリプションを購入した場合、サブスクリプションの期間、そのサブスクリプションに含まれるコンピュート時間が、デベロッパがプログラムのメンバーとして使用する資格を有する、Xcode Cloud の 1 か月あたりのコンピュート時間である 25 時間と置き換えられます。Apple は、容量の許す限り、デベロッパを Xcode Cloud にオンボードするか、Xcode Cloud のコンピュート時間のサブスクリプションを購入する機会をデベロッパに提供する権利を留保します。デベロッパが Xcode Cloud の使用をただちにキャンセルしてオプトアウトする場合、デベロッパのアカウント所有者は Apple サポートに連絡して返金を要求することができます。

サブスクリプションのアップグレードはただちに反映され、返金は元のサブスクリプションの該当月における残り時間に基づいて行われます。サブスクリプションのダウングレードまたはキャンセルは、次回の請求日に反映されます。Apple は、WeatherKit API 呼び出しまたは Xcode Cloud のコンピュート時間の使用状況に基づいて、返金額を計算するか、返金要求を拒否する権利を留保します。

付属書10

(本契約に対する)

MDMの使用に関する付加条件

1. MDMおよび構成プロファイルの使用

1.1 デベロッパは、従業員のAppleブランドデバイス(デベロッパが所有または管理するもの)、もしくは認定デベロッパの認定テストユニットを社内で管理するために、または、デベロッパが第三者のMDMデベロッパとしてAppleによって選ばれた場合に、MDM互換製品の一部としてMDMへのアクセスをMDM顧客に提供するためにのみ、MDMにアクセスまたはMDMを使用することができます。当該製品でMDMまたはデバイス構成を使用する前に、構成プロファイルを各デバイスにインストールする必要があります。デベロッパまたはデベロッパのMDM顧客は、デベロッパのMDM互換製品について、デベロッパまたは当該MDM顧客に割り当てられた証明書に応答するように構成された証明書および構成プロファイルを使用する場合にのみ、MDMを使用することができます。MDMの使用は、本契約、MDMプロトコルおよびドキュメントで明示的に許可されている場合に限り、適用される法律に従って許可されます。

1.2 MDMを使用するには、AppleのAPNおよび／またはその他のAppleウェブサービスとやり取りするための安全なサーバを維持する必要があります。デベロッパは、かかるサーバもしくはサービスの全体的なネットワーク容量または帯域幅を過度に使用したり、Appleのネットワークもしくはサーバ、または第三者のネットワークまたはサーバ(APN、その他のAppleウェブサービス、もしくはMDMに接続されているもの)に害を与えたり、干渉したり、それらを中断させたりすることはできません。

1.3 本契約に明示的に規定されている場合を除き、デベロッパは、MDMの一部としてAppleが提供する資料または文書を第三者と共有しないものとします。本契約で明示的に許可されている場合を除き、デベロッパは、MDMの全部または一部を第三者に販売、再販、リース、またはその他の方法で提供したり、MDMを使用したりMDMにアクセスしたりすることで代替または類似のサービスを作成することを試みたり、Appleブランド製品との互換性がない製品でMDMを使用したりしないことに同意するものとします。

2. 社内導入の付加条件

2.1 MDMを社内導入に使用している場合、デベロッパは、構成プロファイルをインストールする前に、従業員および／または認定デベロッパに、プロファイルの検査、インストールまたは削除、インストールされているアプリケーションの表示、セキュリティで保護された消去機能の使用、デバイスパスコードの適用などを含めて、そのデバイスとリモートで通信できることを通知することに同意します。デベロッパは、この方法でMDMプロトコルを使用して取得したあらゆる情報を収集、使用、および管理するために必要なすべての権利を有し、同意を得ていることをAppleに表明し、保証します。

2.2 デベロッパは、MDMを、従業員、認定デベロッパ、または任意のデバイスを非公開の方法で監視する目的で、または取得することが許可されていない情報を、フィッシング、ハーベスティング、またはその他の方法で収集する目的で使用することはできません。これには、ユーザーのプライバシーを侵害する活動、または不適切なもしくは違法な活動に関与することが含まれますが、これらに限定されません。

2.3 社内導入のためのMDMの使用を通じて入手したすべての情報は、適用される法律に従って、デベロッパの内部情報技術およびデバイス管理の目的でのみ使用することができます。

3. MDM互換製品の付加条件

3.1 第2条に定められている場合を除き、デベロッパがAppleによってMDM互換製品の第三者のデベロッパとして選択されている場合、デベロッパは、互換製品を開発し、デベロッパのMDM顧客に配布する目的でのみMDMを使用することができます。Appleが書面で明示的に許可した場合を除き、デベロッパは、MDM互換製品を非商業的な個人的使用のために提供する目的で、MDMの全部または一部を使用することはできません。さらに、デベロッパは、互換製品内でのMDMの使用とは別に、MDMの全体または一部をライセンス供与、販売、またはその他の方法で提供することはできません。

3.2 MDM互換製品は、フィッシング、収集、ユーザーのプライバシーを侵害する行為、またはその他の不適切もしくは違法な行為など、不正な方法でエンドユーザーまたは互換性のあるAppleブランド製品を監視することを目的として設計または販売することはできません。

3.3 本契約に定められている場合を除き、MDMの使用を通じてデベロッパが入手したすべての情報は、適用される法律に従って、デベロッパのMDM顧客のためにMDM互換製品を開発または導入するためにのみ使用することができます。

4. MDM互換製品向けの証明書の使用

4.1 デベロッパのMDM顧客が、デベロッパのMDM互換製品でMDMを使用するには、AppleからMDM証明書を取得しなければならず、デベロッパが証明書署名要求(CSR)に署名した場合にデベロッパのMDM顧客は当該証明書を申請することができます。デベロッパは、デベロッパが企業名と個人の連絡先情報を検証した、デベロッパのMDM顧客に対してのみ、CSRに署名することができます。リクエストに応じて、デベロッパは、当該情報をAppleに提供し、MDMの使用に関してAppleと協力することに同意するものとします(例えば、MDMの使用または証明書の申請に問題がある場合は、当該団体に連絡することなど)。

4.2 デベロッパは、MDM顧客を認証するために、デベロッパの証明書をMDM顧客またはデベロッパの再販業者を含むその他のいかなる団体にも提供、共有、または譲渡することはできません。デベロッパは、当該証明書のセキュリティとプライバシーを保護するために適切な措置を講じることに同意するものとします。また、デベロッパは、当該証明書をデベロッパの互換製品に含めることはできません。疑義を避けるために明記すると、デベロッパは、MDM顧客がキーを生成してCSRをデベロッパに送信できるようサポートするために、MDMプロトコルを使用してデベロッパの互換製品を開発することができます。デベロッパは、デベロッパのMDM顧客のプライベートキーを生成したり、その他の方法でプライベートキーにアクセスしたりすることはできず、また、証明書を提供するAppleのプロセスに干渉することもできません。さらに、デベロッパは、AppleとのMDM証明書サービス契約の条項、またはMDM、構成プロファイル、もしくは証明書の使用に関するAppleのポリシーに違反するよう他者を誘導することはしないものとします。

4.3 デベロッパは、デベロッパのMDM顧客にサポートおよび援助を提供することについて、単独で責任を負います。これには、文書の作成およびエンドユーザーのサポートと保証が含まれますが、これらに限定されません。

5. デベロッパの承諾：デベロッパは以下の事項を認め、同意するものとします。

5.1 MDMまたは承認されたメカニズムを介して送信される構成プロファイルは、Appleではなくデベロッパによって送信されます。デベロッパは、デベロッパ、デベロッパの従業員、デベロッパの認定デベロッパ、またはデベロッパのMDM顧客によるMDMおよび構成プロファイルの使用について、単独で責任を負います。

5.2 Appleは、デベロッパへの事前の通知の有無に関わらず、いつでも (a) 特性や機能性の変更または削除を含めて、MDMの全部または一部を変更、一時停止、または中止すること、もしくは (b) MDMプロトコルを変更、再発行、または再公開することができます。Appleは、MDMの可用性、信頼性、パフォーマンスについて一切保証しません。Appleは、MDMについて、メンテナンスサポート、テクニカルサポート、その他のサポートを提供する義務を負いません。

5.3 Appleは、自由裁量により、デベロッパによるMDMへのアクセスをいつでも削除する権利を留保します。また、Appleは、その自由裁量により、MDMのためのデベロッパの証明書またはデベロッパのMDM顧客の証明書を取り消す、または無効にする権利を留保します。

6. 追加免責。Appleは、デベロッパによるMDMまたは設定プロファイルの使用に起因または関連する費用、経費、損害、または損失に対して責任を負わないものとします。これには、予定されたメンテナンスまたは予定外のメンテナンス、サービスの中断、データの紛失または盗難、MDMまたは構成プロファイルの使用によるデバイスへのアクセスに起因する責任（あらゆるプライバシー違反を含む）、または本契約に基づくAppleの義務の履行または不履行が含まれますが、これらに限定されません。

付属書11

(本契約に対する)

EnergyKitの使用に関する付加条件

1. EnergyKitを使用するには、デベロッパが(a)米国本土で販売する量産型の小型四輪乗用電気自動車のメーカーであり、アプリケーションの主な目的が電気自動車(EV)の充電を支援すること、または(b)サーモスタットのOEMであり、アプリケーションの主な目的がスマートサーモスタットの管理であることが必要です。EVの充電を支援したり、スマートサーモスタットを管理したりするデベロッパのアプリケーションの機能については、アプリケーションのユーザーインターフェイスおよびマーケティングマテリアルに明示されている必要があります。デベロッパおよびデベロッパのアプリケーションは、そのアプリケーションの管理下にあるデバイスがエネルギーを消費する方法またはタイミングを変更し、かかるデータをエンドユーザーに提供する以外の目的でEnergyKit APIまたはEnergyKitデータを使用することはできません。
2. デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションは、電力会社(その関連会社もしくは外部契約者を含む)の利益、エネルギーグリッドの信頼性、またはエネルギーグリッドの安全性に重大な悪影響を及ぼす活動を含む、違法および／または有害な目的のためにEnergyKit APIを使用することはできません。デベロッパは、EnergyKitデータやその一部の一括ダウンロードまたはフィードを可能にしたり許可したりするため、またはEnergyKitデータを一部であれ抽出もしくはスクレイピングするためにEnergyKit APIを使用することはできません。例えば、デベロッパまたはデベロッパのアプリケーションのいずれも、EnergyKitデータまたはその一部を、二次的もしくは派生的データベースの一部として、または人工知能モデルのトレーニングのために使用または利用可能にすることはできません。デベロッパのアプリケーションは、EnergyKit APIを通じてのみEnergyKitデータにアクセスできるものとします。
3. EnergyKitを使用するには、エンドユーザーのデバイスから報告されたEnergyKitエネルギー使用量フィードバックをデベロッパのアプリケーションに提供する必要があります。本付属書11で使用されている「エネルギー使用量フィードバック」とは、デバイスから報告され、デベロッパのアプリケーションを通じてEnergyKitに送信されるエネルギーデータのことをいいます。
4. デベロッパは、EnergyKitを活用した機能に言及する際に、EnergyKitスタイルガイドおよびマーケティングガイドラインに従う必要があります。デベロッパは、エンドユーザーから収集したデータ(パーソナライズされた推奨事項を含む)がマーケティングに使用される場合、まずエンドユーザーから有効な同意を得るものとします。
5. 第13条の責任の制限に加えて、Apple、そのライセンサー、またはサービスプロバイダは、システム障害、ネットワーク攻撃、または計画的もしくは計画外のメンテナンスによる中断を含む、EnergyKit APIの使用、不正使用、依存、使用不能、中断、一時停止、解除に起因するいかなる損害または損失についても、一切責任を負いません。

別紙1

1. 代理人の指名

1.1 デベロッパは、本契約により、AppleおよびApple子会社(以下「Apple」と総称します)を、(i)本別紙1に対する添付書類A第1項に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii)本別紙1に対する添付書類A第2項に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションのマーケティングおよび配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名します。デベロッパが選択できるApp Storeの地域の最新のリストは、App Store Connectツールおよびカスタムアプリの配信サイトにおいて定められ、かつ、Appleによって随時アップデートされることがあります。デベロッパは、Appleが、1つまたは複数のApp Storeまたはカスタムアプリの配信サイトを介して、デベロッパのためにデベロッパに代わって、ライセンスアプリケーションのマーケティングをし、かつ、エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙1において、以下の条件が適用されます。

「カスタムアプリ」または「カスタムアプリケーション」とは、特定の組織または第三者企業顧客による使用のためにデベロッパが開発したライセンスアプリケーションカスタムのことをいい、デベロッパの組織の内部使用のために開発された専有のライセンスアプリケーションを含みます。

(a)「デベロッパ」には、デベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限をデベロッパが付与したApp Store Connectユーザーが含まれます。

(b)「エンドユーザー」には、個人の購入者に加え、ファミリー共有または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客については、「エンドユーザー」とは、ライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびに認定された組織の購入者自身(その従業員、代理人、および関連会社が使用するためにライセンスアプリケーションを入手したAppleが承認した教育機関を含む)をいいます。

(c)本別紙1において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、機能拡張、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、および要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供するAppleのサービスのことをいいます。

1.2 本別紙1の第1.1条に基づくAppleの指名に基づき、デベロッパはAppleに対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a)デベロッパのために、App Store Connectツールでデベロッパにより特定された地域に所在するエンドユーザーについて、ライセンスアプリケーションを販売したり、ライセンスアプリケーションの注文を勧誘および受注したりすること。

(b) ライセンスアプリケーションを保存したり、エンドユーザーがライセンスアプリケーションにアクセスしたりできるようにするために、および、その他Appleによりライセンスまたは許諾された限りに関して第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1つまたは複数のApp Store、またはカスタムアプリの配信サイトを介して、エンドユーザーが、当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータをデベロッパから取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーがライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、特定の購入を国外に転送する場合はエンドユーザーがそうできるように調整すること。さらに、デベロッパは、本別紙1に基づき、以下の場合にデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) ファミリー共有を介して別のエンドユーザーのアカウントに関連付けられたアカウントを複数のエンドユーザーが使用する場合、(ii) デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、および<https://support.apple.com/HT212360>に記載されている通り、iCloudに保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先が使用する場合、(iii) ライセンスアプリケーションがApple Configuratorを通じて、Apple Configuratorソフトウェアライセンス契約に準拠して提供されている場合に、単一のApple Accountの下で複数のエンドユーザーが使用する場合、および(iv) カスタムアプリの配信を介して、所属するエンドユーザーが利用できるように使用する場合、および／またはボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または支配する、Apple Accountと関連付けられていないデバイスにインストールするために組織の単一の顧客が使用する場合。

(e) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙1の第2.1条に基づいてデベロッパがAppleに当該ライセンスアプリケーションを配布した時に、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標、もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビュー、および／または30秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに、(iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティングマテリアルおよびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Appleの合理的な要請時に、デベロッパが、Appleに提供することがある画像およびその他のマテリアルを使用すること。加えて、デベロッパは、上述の制限に従い、Appleがデベロッパのライセンスアプリケーションのスクリーンショット、アイコン、および30秒までの抜粋を、Apple Developerのイベント(WWDC、Tech Talksなど)およびデベロッパ向け文書で使用する場合がありますことに同意すること。

(f) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータ(本別紙1に基づき、ライセンスアプリケーションの販売および配布時に、合理的に必要なもの)を使用すること。デベロッパは、本別紙1の第1.2条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(g) 本契約、可用性、および随時App Store Connectツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版(ベータ版テスト)の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、デベロッパのライセンスア

アプリケーションにかかるプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザーに関するあらゆる使用料の支払いまたは第三者に対するその他の支払い、ならびにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが継続的に責任を負うことについて、同意するものとします。疑義を避けるために明記すると、かかる配布に関し、Appleに対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙1に基づくその関係が、添付書類A第1項および添付書類A第2項でそれぞれ定める通り、場合により、本人と代理人、または本人とコミッショナーであること、ならびに、本別紙1で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる申し立てにつき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、デベロッパが本別紙1に基づいてAppleをデベロッパの代理人またはコミッショナー(場合による)として指名することが、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは本別紙により、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、AppleおよびApple子会社をデベロッパの全世界における代理人および/またはコミッショナーとして指名するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、AppleおよびApple子会社による当該指名の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙1に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日に開始し、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人としてのAppleの指名は、本契約の終結後も30日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙1の第4.1条および第6.2条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙1の第1.2 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

1.5 Appleは、本別紙1の第2.1条に基づきデベロッパがAppleに配布するライセンスアプリケーションのすべてを、エンドユーザーが無料でダウンロードできるようにします。Appleは、ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーからいかなる料金を徴収する義務もないものとし、本別紙1に基づきいかなるライセンスアプリケーションに関しても、デベロッパに対するいかなる支払いの義務もないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーションまたはアプリケーション内での購入に関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、かかるライセンスアプリケーションに関するAppleとの本契約(別紙2)の拡張契約を別途締結しなければならないものとします(または締結済みであること)。デベロッパは、カスタムアプリに関してエンドユーザーに対して課金をする意図がある場合、かかるカスタムアプリに関するAppleとの本契約(別紙3)の拡張契約を別途締結しなければならないものとします(または締結済みであること)。

2. Appleへのライセンスアプリケーションの配布

2.1 デベロッパは、App Store ConnectツールまたはAppleが提供するその他のメカニズムを使用して、Appleに対して、自己の負担をもってライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連メタデータを、本別紙1に基づくエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配信につき要求されている通り、Appleが指定するフォーマットおよび方法で配布するものとします。本別紙1に基づきデベロッパがAppleに提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザーの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが可能にするようデベ

ロッパが希望し、指定する地域、(iii) カスタムアプリの承認済みダウンローダーとしてデベロッパが指定するエンドユーザー、(iv) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(v) デベロッパのプライバシーポリシー、(vi) 該当する場合、本別紙1第3.2条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(EULA)、ならびに、(vii) Appleブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を改善するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメント、および／またはApp Store Connectツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、ソフトウェアツール、Secure FTPサイトアドレス、および／またはAppleが指定するその他の配信方法を使用してデベロッパからAppleに提供されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙1に基づきデベロッパがAppleに引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則15 C.F.R. Parts 730-774を含むがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、第2.1条に基づきデベロッパによって指定された各地域に米国から輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Appleに提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則22 C.F.R. Parts 120-130の対象ではなく、15 C.F.R § 744で定義され詳述されている軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第2.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または(ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局(以下「BIS」といいます)が発行する輸出規制分類番号(CCATS)、またはBISに提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらのPDFコピーをAppleに提供するものとします。デベロッパは、Appleが、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、それをダウンロードしたりすることができるよう許可する際に、本第2.3条のデベロッパの証明を信頼していることを認めるものとします。第2.3条の定める以外の事項について、Appleは、本別紙1に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合させることへの責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所においてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織(以下、それぞれを「評価委員会」といいます)が要求するあらゆる年齢評価またはベアレンタルアドバイザリー警告を決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. 所有権およびエンドユーザーのライセンスならびにエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションの提供

3.1 デベロッパは、Appleが、デベロッパの代理人および／またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙1の第1.2(b)項に従って、許可された第三者がホスティングできるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase APIを使用してデベロッパが販売または提供したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ(すなわち、アプリ内課金により解放されるコンテンツ)、または本契約の付属書2の第3.3項に基づきAppleがホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負うものとします。本契約の当事者は、Appleがライセンスアプリケーションとその情報を所有することから生じる権原を取得しないことを認め、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任、および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Appleは、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本契約または本別紙1で明確に許可されている場合はこの限りでないものとします。

3.2 デベロッパは、本別紙1の第2.1条に基づきライセンスアプリケーションをAppleに配信する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに対して提出できるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙1の添付書類Bに定める最低利用規約を盛り込むこととし、この最低利用規約との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードをAppleが許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Appleは、各エンドユーザーに対し、Appleが当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)を確認することができるようにするものとします。また、Appleは、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)で定める条件の適用を受ける旨を告知するものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約をAppleに提出しない場合、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Appleの標準エンドユーザー使用許諾契約(App Storeサービス規約に含まれます)が適用されることを認め、これに同意するものとします。

3.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間のみの契約であり、かつ、適用される法令を遵守したものであることを認めるものとします。Appleは、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対しても一切の責任がなく、またそれに基づくいかなる賠償責任も負わないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Appleに一切責任は生じず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

3.4 ガイドラインの第3.1.3(a)条(「『リーダー』アプリ」)に規定されている通り、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で(例えば、デベロッパのウェブサイトで)提供されるコンテンツ(具体的には、雑誌、新聞、書籍、オーディオ、音楽、ビデオ)を読み込み、または実行することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーへのリンクを設けたり、そのマーケティングをしたりしないものとします(この制限が適用されない米国のストアフロントを除く)。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.5 デベロッパは、アプリ内でのサブスクリプションのプロモーションおよび提供をする場合、あらゆる法規制上の要請を遵守するものとします。

3.6 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期的に発行されるコンテンツベースのもの(例えば、雑誌や新聞など)である場合、Appleは、それらがIn-App Purchase APIを通じてサブスクリプションの自動更新を要求する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関連付けられている氏名、Eメールアドレス、および郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパに対するデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用すること、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に関連することが可能で、エンドユーザーの同意を得ている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。

4. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

4.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a)デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各ライセンスアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、App Storeまたはカスタムアプリの配信サイトを介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードして使用することをAppleが許可する権限をAppleに与えること。(b)ライセンスアプリケーション、またはAppleもしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権または契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションをAppleに提出しないこと。(c)カスタムアプリまたはAppleもしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権、または契約上の権利を一切侵害しないこと。かつ、デベロッパは、Appleのボリュームコンテンツ規約および／またはカスタムアプリの配信に従い単独または複数の第三者から許諾を受けたライセンスに基づく場合を除き、単独または複数の第三者のために、カスタムアプリをAppleに提出しないこと。(d)ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙1第2.1条で指定した地域それぞれで配布、販売、利用の承認を受けていること。および、当該指定地域への輸出または輸入において当該地域の法規制およびその他の適用されるあらゆる輸出入規制を遵守していること。(e)ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻なもの、公序良俗に反するもの、または、デベロッパが本別紙1の2.1条で指定した地域の法令規則で禁止または制限されているものを一切含んでいないこと。(f)ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connectツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報が正確であること。および、万一かかる情報が正確性を欠く状況になった場合は、デベロッパがApp Store Connectツールを使用してただちに正確なものに更新すること。ならびに、(g)デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツ、またはApp Storeもしくはカスタムアプリの配信サイトにおいてデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合に、Appleが、当該の紛争を提起する当事者にデベロッパの連絡先情報を共有することを認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の

放棄を伴わずに、Appleのアプリケーション紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

4.2 デベロッパは、デベロッパが配信したライセンスアプリケーションそれぞれの、App Storeまたはカスタムアプリの配信サイトを介して本別紙1に基づきAppleが実施するマーケティングおよびAppleの義務履行に関する情報を、App Store Connectに定めるソフトウェアレーティングツールを用いて提供することで、ライセンスアプリケーションそれぞれに対して評価を行うものとします。各ライセンスアプリケーションに対してレーティングを割り当てるため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関する正確かつ包括的な情報を提供するよう最善の努力を払うものとします。デベロッパは、Appleが次の (i) および (ii) に依拠していることを認め、これに同意するものとします。(i) デベロッパが、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、ならびに、(ii) 本別紙第4.1条の通り、かかるライセンスアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに對して表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Appleに対し、不正確なレーティングが割り当てられたライセンスアプリケーションのレーティングを訂正することを許可するものとします。また、デベロッパは、そうした訂正後のレーティングに同意するものとします。

4.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、ライセンスアプリケーションの配布および／または利用の条件として、政府または業界の規制当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、Appleが、当該地域のエンドユーザーがApp Storeまたはカスタムアプリの配信サイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードできないようにすることを選択することができることを認め、同意するものとします。

5. 義務および責任

5.1 Appleは、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールおよび／または使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

5.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) ライセンスアプリケーションのいずれか、および／またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求を含むがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Appleは一切義務および責任を負わないものとします。

6. 解除

6.1 本別紙1および本別紙に基づくAppleのすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時に終了します。

6.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙1に基づきAppleに対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、速やかにAppleに通知し、かつ、App Store Connectサイトに設けたツールを用いて、App Storeまたはカスタムアプリの配信サイトより当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第6.2条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパのAppleに対する

義務、またはAppleおよび／またはエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

6.3 Appleは、いつでも、理由の如何に関わらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、ライセンスアプリケーションの販売、提供、およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第6.3条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Appleが、人間による審査および／または系統的審査（適用法令の下で受け取る通知を含みますが、これに限定されません）に基づいて、以下の状況であると合理的に判断する場合、Apple独自の裁量により、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの一部または全部をダウンロード可能にすることを中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることができることを認めるものとします。(i) デベロッパが、本別紙の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する1つまたは複数の地域に、当該ライセンスアプリケーションを輸出することにつき、輸出管理令またはその他の法令に基づき許可されておらず、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、および／またはエンドユーザーがライセンスアプリケーションを所有および／または使用することが、第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害し、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布および／または使用が、本別紙1の第2.1条に基づき、デベロッパが指定する地域の適用法令に違反し、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙1、または、App Reviewガイドラインを含むがこれらに限定されない、その他のドキュメントの条件に違反している、または、(v) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Appleが事業を展開しているいずれかの地域における制裁措置の対象になっている。Appleが、本第6.3条に基づいて、ライセンスアプリケーションのダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙1に基づくデベロッパの義務は一切免責されないものとします。

6.4 デベロッパは、App Store Connectサイトのツールを用いて、理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部をApp Storeまたはカスタムアプリの配信サイトから削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Appleに対し、本別紙1の第4.1条および第6.2条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙1の第1.2(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

7. 法的影響

本別紙1に基づくデベロッパとAppleの関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響をもたらすことがあります。デベロッパは、デベロッパの法的義務についてデベロッパの顧問弁護士と協議する責任はデベロッパにあることを認め、これに同意するものとします。

添付書類 A
(別紙1に対する)

1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます)を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます)を指名するものとします。

**オーストラリア
ニュージーランド**

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよび グレナディーン諸島
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	スリナム
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	トリニダード・トバゴ
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	タークス・カイコス諸島
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	ウルグアイ
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ベネズエラ*
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
イギリスヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショネアとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイト経由で随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されている通り、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します

アフガニスタン	エストニア*	リトアニア*	サウジアラビア*
アルバニア	フィンランド*	ルクセンブルク*	セネガル
アルジェリア	フランス*	マケドニア	セルビア
アンゴラ	ガボン	マダガスカル	セイシェル
アルメニア	ガンビア	マラウイ	シエラレオネ
オーストリア	ジョージア	マレーシア*	シンガポール*
アゼルバイジャン	ドイツ*	マリ	スロバキア*
バーレーン*	ガーナ	マルタ共和国*	スロベニア*
ベラルーシ	ギリシャ*	モーリタニア	南アフリカ
ベルギー*	ギニアビサウ	モーリシャス	スペイン*
ベナン	香港*	モルドバ	スワジランド
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ハンガリー	モンテネグロ	スウェーデン*
ボツワナ	アイスランド*	モロッコ	スイス*
ブルガリア*	インド	モザンビーク	台湾*
ブルキナファソ	インドネシア	ナミビア	タジキスタン
カメルーン	イラク	オランダ*	タンザニア
カーボベルデ	アイルランド*	ニジェール	タイ*
チャド	イスラエル*	ナイジェリア	チュニジア
中国*	イタリア*	ノルウェー*	トルコ*
コンゴ民主共和国	ヨルダン	オマーン	トルクメニスタン
コンゴ共和国	カザフスタン	パキスタン	アラブ首長国連邦*
コートジボワール	ケニア	フィリピン*	ウガンダ
クロアチア	コソボ	ポーランド	ウクライナ*
キプロス*	クウェート	ポルトガル	英国*
チェコ共和国	キルギスタン	カタール*	ウズベキスタン
デンマーク*	ラトビア*	ルーマニア*	ベトナム*
エジプト*	レバノン	ロシア*	イエメン
	リベリア	ルワンダ	ザンビア
	リビア	サントメ・プリンシペ	ジンバブエ

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショナとして、Apple Services Pte. Ltd.を指名するものとします。

ブータン	モルディブ	ネパール	ナウル
ブルネイ	ミクロネシア連邦	パラオ	パプアニューギニア
カンボジア	モンゴル	スリランカ	ソロモン諸島
ラオス	ミャンマー	韓国*	トンガ
マカオ		フィジー	バヌアツ

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類 B

(別紙1に対する)

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の 最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項:** デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを認めるものとし、Appleではなくデベロッパが、ライセンスアプリケーションおよびそのコンテンツに関して単独で責任を負うことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在(デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日)の、Appleメディアサービス利用規約またはボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、ボリューム購入、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者と関連付けられたほかのアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可された通りに限定されていなければならないものとします。
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションのメンテナンスおよびサポートサービスに関し、全面的に責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとします。
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効なものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してライセンスアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容される限り、ライセンスアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、損失、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する申し立て:** デベロッパおよびエンドユーザーは、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに関する請求、(iii) 消費者保護法、または類似の法令(デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます)に基づき発生する請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有および／または使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求に対処する責任を、Appleではなくデベロッパが負うことを認めなくてはならないものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。

- 6. 知的財産権：**デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による申し立てがあった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する申し立てに関する調査、反論、和解、および解決について全責任を負い、Appleは一切の責任を負わないことを認めるものとします。
- 7. 法令遵守：**エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと、および(ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。
- 8. デベロッパの名前および住所：**デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名前、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報（電話番号やEメールアドレスなど）を記載するものとします。
- 9. 第三者の契約条件：**デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパがVoIPアプリケーションを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。
- 10. 第三者受益者：**デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を保有し、かつ、かかる権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類 C
(別紙1に対する)

App Store プロモーションコード規約

本契約または本別紙 1 のその他の規定に関わらず、デベロッパはここに、以下の条項が、App Store Connect ツールによりデベロッパが要求するすべての App Store プロモーションコード(以下「プロモーションコード」といいます)に適用されることに同意するものとします。本添付書類 C においては、「デベロッパ」にはデベロッパの App Store Connect チームの追加メンバー(例えば、マーケティング担当および技術担当の個人)も含まれるものとします。

本書において書面により別途明示される場合を除き、本添付書類 C のいかなる規定も、本契約もしくは本別紙 1 を変更するものとは解釈されないものとし、また、以下に定義されていない(英文で)大文字の語句は、すべてプログラム契約に定められている意味を有するものとします。

1. 定義:

「ホルダー」とは、デベロッパが 1 つまたは複数のプロモーションコードを提供する地域に所在する個人のことをいいます。

「プロモーションコード」とは、本添付書類 C に従って Apple が作成してデベロッパに提供する、アルファベットと数字で構成された固有のコードをいいます。このコードにより、App Store の利用者であるホルダーは、デベロッパが App Store Connect ツールを通じてかかるコードを要求したライセンスアプリケーション(以下、「プロモーションコンテンツ」といいます)を、App Store から無料でダウンロードまたはアクセスすることができます。

「有効期間」とは、プロモーションコードがアクティベートされた日からプロモーションコードが失効する日までの期間のことをいいます。

2. 承認および義務: デベロッパは、ここに Apple に対して、本添付書類 C の条項に従い、要請に応じてデベロッパにプロモーションコードを提供することを許諾および指示し、かつ、デベロッパは、かかるコードを要求するすべてのチームメンバーに、本添付書類 C の条項を遵守させることにつき、一切の責任を負います。デベロッパは、ライセンスアプリケーションの名称もしくはその他の徴表、またはライセンスアプリケーション、広告、マーケティングもしくはその他のプロモーションマテリアル、一切のメディアに登場するまたはその他取り上げられる者の名称もしくはその他の画像のデベロッパによる使用を含め、プロモーションコードおよびライセンスアプリケーションの使用に関して必要な一切のライセンスおよび許諾を確保すべき責任を負うものとします。Apple は、有効期間中いつでも、デベロッパに対してかかるライセンスおよび許諾のコピーを請求し受領する権利を留保します。

3. 無償: 本添付書類 C 第 10 項に定めるデベロッパの義務を除き、デベロッパは Apple に対して、プロモーションコードに対するいかなる手数料を支払う義務も負いません。

4. 提供: App Store Connect ツールを通じてデベロッパから請求を受けた時は、Apple はデベロッパに対して、プロモーションコードを、App Store Connect、E メール、または Apple が指定するその他の方法により電子的に提供します。

- 5. プロモーションコードのアクティベーション日:** プロモーションコードは、デベロッパに提供された時に、ホルダーが使用できるようアクティブになります。
- 6. プロモーションコードの失効日:** 未使用のプロモーションコードは、Apple Account に適用されるか否かを問わず、すべて(a)プロモーションコードの提供から 28 日後、および(b)本契約の終了日のうち、いずれか先に到来する日の午後 11:59 (太平洋時間)に失効します。
- 7. 許諾された使用方法:** デベロッパは、プロモーションコードを、メディアによるレビューまたはプロモーションの目的で、当該アプリケーションの事例を提供するために限り、プロモーションコード失効日の 10 暦日前まで、配布することができます。ライセンスアプリケーションの販売または配布が許可されていない地域の所有者にプロモーションコードを配布することはできません。
- 8. 追加資料:** Apple は、プロモーションコード自体以外の、プロモーションコードに関連する資料の開発および作成について責任を負わないものとします。
- 9. 表明、保証、および補償:** デベロッパは、(i) 第 2 項記載の権利、ライセンスおよび許諾を与えるために必要なすべての権利を所有し、管理していること、また、かかる権利、ライセンスおよび許諾の行使はいかなる第三者の権利も妨害もしくは侵害しないものとする、ならびに、(ii) プロモーションコードの使用はすべて添付書類 C の条項に従うものとし、また、いかなる第三者の権利も侵害せず、または該当の地域もしくは世界中その他のいかなる地の政府機関の、適用される法律、指令、準則、および規則にも違反しないものとすることを表明し、かつ、これを保証するものとします。デベロッパは、Apple、その子会社および関連会社(ならびにこれらの各会社の取締役、役員、および従業員)に対して、本項記載の表明および保証に対する違反、または本契約および本別紙 1 のその他の条項に対する違反により生ずる請求、要求、訴訟、またはその他の手続きに起因する一切の損失、責任、損害、もしくは費用(合理的範囲の訴訟費用を含みます)につき補償し、損害を被らせないことに同意するものとします。
- 10. 支払いに対する権利放棄:** デベロッパはここに、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布およびダウンロードに対するロイヤリティ、収益、または報酬について、本契約(別紙 1 を含みます)の適用のある場合に、本契約に基づいて支払われることがあるかどうかに関わらず、これを回収する一切の権利を放棄します。両当事者は、Apple およびデベロッパ間においては、プロモーションコードによるライセンスアプリケーションの配布、およびダウンロードに関する第三者に対するロイヤリティの支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は、本契約の定めによるものとするを承諾するものとします。
- 11. 条項および条件:** デベロッパはさらに以下の条項に同意するものとします。
- (a) デベロッパはプロモーションコードを販売したり、またはプロモーションコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引、またはその他の報酬も受け取ったりしないものとし、かつ、デベロッパは第三者にかかる行為を行わせないものとします。

(b) 本添付書類 C のいかなる取引に関しても、本添付書類 C のいかなる規定も当事者をパートナー、ジョイントベンチャー当事者、もしくは共同所有者とするものではなく、または、いずれの当事者も他方当事者の代理人、社員、もしくは代表者となることはできず、もしくは他方当事者に自己に代わって行為し、拘束し、もしくはその他、いかなる義務を設定もしくは負担する権限を与えることはできないものとします。ただし、本第 11 項(b)のいかなる規定も本契約の別紙 1、2、および 3 に基づく当事者間の代理もしくは受託関係を含む各当事者の権利および義務のいずれにも影響を与え、これを阻害もしくは変更するものではないものとします。

(c) デベロッパは、該当の地域において法律上要求されているコンテンツの年齢制限もしくは注意事項を明示するものとし、また、プロモーションコードが当該ライセンスアプリケーションに対する App Store のレーティングに即した適切な年齢の個人に対してのみ配布されることを保証するものとします。

(d) デベロッパは、誠実かつ倫理的に行動するものとし、また、非常識なもしくは違法な、または違法もしくは危険な行為を助長する、または Apple もしくはそのビジネスの評価を低下させ、毀損し、もしくは有害となるような言及（口頭であると書面であるとを問いません）をせず、そのような行為をせず、またはそのような活動に従事しないものとします。

(e) Apple は、デベロッパもしくはホルダーに対して、Apple が標準的もしくは通常の App Store 利用者に提供するものを超えるテクニカルサポートまたはカスタマーサポートを提供すべき責任を負わないものとします。

(f) デベロッパは付属書 1 として本書に添付されている追加のプロモーションコード利用規約に同意するものとします。

(g) デベロッパはプロモーションコードについて、地域別の固有のホルダー利用規約およびプロモーションコードの失効日を、ホルダーにプロモーションコードを配布するために使用される文書（例えば、証明書、カード、E メールなど）に記載するものとします。この情報に関して、App Store Connect ツールでプロモーションコードをリクエストする際、該当する地域向けにローカライズされた情報にもアクセスすることができます。

(h) デベロッパは、デベロッパによるプロモーションコードの使用（デベロッパの App Store Connect チームのその他のメンバーによる使用を含みます）、およびこれによるデベロッパもしくは Apple に生じる一切の損失もしくは責任につき、単独で責任を負うものとします。

(i) デベロッパのライセンスアプリケーションが何らかの理由で App Store から削除された場合、デベロッパは、自身のプロモーションコードの配布を停止すること、および Apple が当該プロモーションコードを無効とすることができることに同意するものとします。

(j) デベロッパは、Apple が、デベロッパが本添付書類 C、本契約またはその別紙 1、2、もしくは 3 の条項のいずれかに違反した場合、すでにホルダーに配布済みであったとしても、当該プロモーションコードを無効とする権利を留保することに同意するものとします。

(k) デベロッパは、プロモーションコードを該当地域において配布することができますが、該当地域外における使用のためにいかなるプロモーションコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利もしくは能力を有していると表明しないことに同意するものとします。プロモーションコードに対する権原の喪失および移転の危険は、App Store Connect 内、E メール、または Apple が提供するその他の方法によりデベロッパに引き渡された時にデベロッパに移転し、デベロッパが負担するものとします。

12. Apple の商標：プロモーションコードに関するデベロッパによる Apple の商標の使用は、「iTunes」および「App Store」（以下「本商標」といいます）に限定され、以下および Apple が随時発行する可能性があるその他のガイドラインに従うものとします。

(a) デベロッパは有効期間内に限り本商標を使用することができます。

(b) デベロッパは Apple に対して、既存のもしくは以後作成される一切のメディアにおいて、本商標を付した広告資料、マーケティングマテリアル、プロモーション資料、もしくはその他の資料を使用する前に、書面による承認を受けるためにこれを提出するものとします。Apple により書面により明示的に承認されていない資料は、Apple により承認されなかったとみなされるものとします。

(c) デベロッパは本商標を参照としてのみ使用することができ、いかなる資料においても、本商標を最も目立つ視覚要素として使用することはできません。デベロッパ企業名、商標、またはサービスマークは、本商標への参照と比べて、著しく大きなものにする必要があります。

(d) デベロッパは直接的もしくは間接的に、デベロッパ、デベロッパのライセンスアプリケーション、またはデベロッパがプロモーションコードを要求しているプロモーション活動について、Apple の後援、提携、もしくは推奨を示すことはできません。

(e) デベロッパは、本商標は Apple の独占的な財産であることを認め、本商標に対するいかなる権利、権原、もしくは利益も主張せず、または、いかなる時も本商標に対する Apple の権利に異議を述べず、これを争わないことに同意するものとします。デベロッパによる本商標の使用によって生じる信頼は、Apple の利益のためにのみ効力を生じ、本商標に対するデベロッパの権利、権原、または利益を生じるものではないものとします。

13. 準拠法：本添付書類 C より生ずる、またはこれに関連する事実に起因または関連する、デベロッパおよび Apple 間の訴訟またはその他の紛争の解決は、本契約第 14.10 条に準拠するものとします。

付属書 1

(別紙1の添付書類Cに対する)

App Storeプロモーションコード利用規約

1. 本添付書類 C に基づき交付されたプロモーションコードは、App Store アカウントに振り向けられたものであるか否かを問わず、すべて添付書類 C の定めに従い失効します。
2. プロモーションコードおよび未使用の残額は、デベロッパおよびホルダーのいずれも、現金と引き換えることはできず、現金の払い戻しによる返却、交換はできず、ほかの商品の購入、割引または iTunes もしくは App Store ギフトの提供に使用することはできません。これには未使用で失効したプロモーションコードも含まれます。
3. プロモーションコードは、有効な Apple Account を有する該当地域内の個人のみが利用することができ、該当地域内の App Store を通じてのみ引き換えることができます。App Store のすべての製品がすべての地域において利用できるわけではありません。インターネットへの接続(使用料がかかる場合があります)、Apple ソフトウェアの最新のバージョン、およびその他の互換性のあるソフトウェアとハードウェアが必要になります。
4. App Store へのアクセス、App Store でのプロモーションコードの引き換え、または App Store から購入、および App Store で購入した製品の使用には、引き換えもしくは購入時に提示されるそのサービス規約 (<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/ww/>) を承諾することが必要となります。
5. プロモーションコードはホルダーの該当する Apple Account に組み入れられ、譲渡することはできません。
6. ホルダーの注文がプロモーションコードで利用可能な金額を超過する場合、ホルダーは Apple Account を作成し、その差額をクレジットカードで支払う必要があります。
7. 別途規定する場合を除き、データの収集および使用は Apple のプライバシーポリシー (<https://www.apple.com/legal/privacy/>) に従う必要があります。
8. Apple は、プロモーションコードの紛失または盗難について責任を負いません。質問がある場合、ホルダーは Apple サポート (<https://support.apple.com/billing>) にアクセスするものとします。
9. プロモーションコードが App Store において不正に取得された、または不正に使用された場合、Apple は、ホルダーアカウントを閉鎖し、ほかの支払い方法を請求する権利を留保します。
10. Apple およびそのライセンサー、関連会社、およびライセンサーは、プロモーションコードもしくは App Store に関して、明示もしくは黙示の商品性または特定目的への適合性の保証を含め(ただし、これらに限定されません)、いかなる明示もしくは黙示の保証も行いません。プロモーションコードが機能しない場合、かかるプロモーションコードの交換をもって、ホルダーもしくは会社の唯一の救済手段とし、かつ Apple の唯一の責任とします。これらの制限は適用されない場合もあります。地方および地域の法律によっては、黙示の保証に対する制限または一定の損害賠償の免責もしくは制限を認めないものもあります。これらの法律が適用される場合、前記の責任放棄、除外、または制限は適用されない可能性があり、デベロッパもしくはホルダーは、追加的な権利を有することがあります。
11. Apple は告知なく、本付属書 1 記載の条項および条件のいずれかを随時変更する権利を留保します。
12. 本条項および条件のいずれの部分も、法律により禁止もしくは制限される場合は無効となる可能性があります。

添付書類 D
(別紙 1 に対する)
App Store 追加規約

1. App Store での見つけやすさ: App Store におけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Apple は、App Store 内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store 内でのローンチの日付 (関連する検索のために考慮される場合があります)、Apple が公表したいいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b) App Store 内で取り上げるアプリケーションを検討する場合、Apple のエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリケーションおよび大幅にアップデートされたアプリケーションに着目し、高品質のアプリケーションを探します。Apple のエディターが考慮する主なパラメータは、UI デザイン、ユーザー体験、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store 製品ページのスクリーンショット、アプリレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータも考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c) デベロッパが App Store 上でのデベロッパのアプリケーションに対する有料プロモーションのために Apple サービスを利用する場合、デベロッパのアプリケーションは、プロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリケーションの見つけやすさに関して詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/discoverability/> をご参照ください。

2. App Store データへのアクセス

デベロッパは、App アナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect 内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびアプリ内課金 (サブスクリプションを含む) に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、App アナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store/measuring-app-performance/> をご参照ください。App アナリティクスのデータは、Apple の顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、<https://developer.apple.com/app-store->

connect/analytics/をご参照ください。Apple は、ほかのデベロッパによる App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。また Apple は、デベロッパの App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをほかのデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、Apple のプライバシーポリシーおよび Apple による当該データの取り扱い方法に対する Apple の顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパが App Review ガイドラインに従っている場合に限りです。

Apple は、Apple のプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへの Apple のアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、<https://www.apple.com/legal/privacy/data/en/app-store> の「App Store & Privacy」(App Store とプライバシー)をご参照ください。Apple は、Apple と連携して Apple 製品およびサービスを提供する、Apple の顧客への販売を支援する、Apple に代わり広告を販売して App Store および Apple News and Stocks において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供することがあります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Apple がビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. P2B および DSA の規則に従った救済オプション

デジタルサービスのための単一市場に関する 2022 年 10 月 19 日の欧州議会・理事会規則(EU) 2022/2065 および指令 2000/31/EC の改正(デジタルサービス法(DSA))の対象となる、欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して用意されている、Apple がデベロッパに対して行った措置(デベロッパアカウントの停止や App Store からのアプリの削除など)に関連して利用可能な救済オプションに関する詳しい情報は、<https://www.apple.com/legal/dsa/redress-options> で確認できます。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business 規制(以下、「P2B 規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうした P2B 規則に従い、次の問題に関して、<https://developer.apple.com/contact/p2b/>から苦情を提出することができます。(a)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B 規則に定められた義務を Apple が遵守していない疑いがある、(b)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Apple が講じた措置または行為。Apple は当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Apple は以下の仲裁委員会を指定します。Apple は当該仲裁委員会と共に、関連する App Store サービスの提供に関して生じた Apple とデベロッパとの間の紛争(Apple の苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む)の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
United Kingdom
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>

LYL 223
2025 年 10 月 8 日